

# 原子力行政の あらまし | 平成22年



福島県

## はじめに

本県の浜通り中北部に位置する相双地方には、東京電力㈱福島第一原子力発電所及び同第二原子力発電所が立地し、計 10 基の発電用原子炉が運転されており、その発電設備量（909.6 万 kW）は、我が国の原子力発電設備総量の約 19%を占める有数の電力供給地となっています。

原子力発電所の設置・運転に際しては、法令等に基づき、安全規制を一元的に管理している国が、真に責任を持って対応すべきものでありますが、地域住民の安全・安心の確保には最大限の留意が払われるべきものと考え、県としても、東京電力㈱との間に、立地町とともに、「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」を締結し、情報連絡体制を確立し、立入調査等を行うとともに、環境放射能の常時監視の充実強化を図るなど、各種の安全確保対策を講じてまいりました。

とりわけ、平成 18 年 11 月以降、データ改ざんや重大なトラブルの隠ぺい問題が明らかとなり、さらに平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震に伴う柏崎刈羽原子力発電所の被災により、耐震安全性に対する信頼性が損なわれたことを踏まえ、国や東京電力㈱においては、不正問題再発防止、耐震安全性の確保等に取り組み、信頼回復を図ることが課題となっており、県としましては、立地町とともに、国、東京電力㈱の取組状況をしっかり確認していく等、県民の安全・安心の確保を最優先に対応しているところであります。

本誌は、福島県における原子力発電所と原子力安全行政の現状について、皆様の理解を深めていただくため取りまとめたものであり、参考にしていただければ幸いです。

平成 22 年 12 月

福島県生活環境部長 佐藤 節夫

# 目 次

原子力発電所立地地点の概要図	1
原子力発電所設置概要	2
原子力発電所周辺地域の安全確保対策	5
1. 原子力行政組織	5
2. 福島県原子力行政連絡調整会議	6
3. 安全確保対策事業予算	7
4. 安全確保に関する協定締結	8
5. 環境放射能監視測定体制	9
(1) 原子力センターの整備	9
(2) 原子力センター福島支所の整備	15
(3) 環境放射能監視状況	17
6. 温排水の調査	20
7. 原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議	21
原子力発電に関する広報活動	22
1. 原子力広報事業予算	23
2. 広報事業の主な内容	24
(1) 福島県原子力広報連絡会議	24
(2) 原子力センター展示室の運営	25
3. 財団法人福島県原子力広報協会による広報事業	27
原子力防災対策	29
1. 原子力災害対策計画の策定	29
2. 原子力災害対策特別措置法による枠組み	30
3. 福島県地域防災計画原子力災害対策編の概要	31
4. 原子力防災訓練の実施	35
5. 福島県原子力災害対策センター	38
電源三法等の運用による行政の展開	40
1. 電源三法の概要	40
2. 電源立地地域対策交付金による公共用施設の整備及び利便性向上等事業の実施	42
3. その他の主な交付金等	62
核燃料税	67
原子力発電所建設の経緯と現状	68
1. 東京電力㈱福島第一原子力発電所	68
2. 東京電力㈱福島第二原子力発電所	73
3. 東北電力㈱浪江・小高原子力発電所	77
原子力発電所における故障・トラブル等の状況	79
1. 平成 20 年度の故障・トラブル等の状況	79
2. 故障・トラブル等報告件数の推移	83
3. 原子力発電所における一連の不正問題（平成 14 年）	84

4. 原子力発電所におけるデータ改ざん等問題	86
5. 新潟県中越沖地震を踏まえた耐震安全性問題	90

資

料

1. 福島県原子力行政連絡調整会議設置要綱	99
2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書	101
3. 東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書	104
4. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について	107
5. 原子力発電所に関する通報連絡要綱	110
6. 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱	115
7. 福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱	118
8. 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所に係る通報連絡に関する協定書	120
9. 福島県温排水調査管理委員会設置要綱	122
10. 福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議設置要綱	124
11. 福島県原子力広報連絡会議設置要綱	126
12. 財団法人福島県原子力広報協会設立趣意書	128
13. 財団法人福島県原子力広報協会寄附行為	129
14. 原子力発電のあゆみ	133
15. 原子力関係機関一覧	192





# 原子力発電所設置概要

		東京電力(株)福島第一原			
		1号機	2号機	3号機	4号機
1	設置位置	双葉郡大熊町	同 左	同 左	同 左
2	設置者	東京電力株式会社	同 左	同 左	同 左
3	炉型式	沸騰水型軽水炉	同 左	同 左	同 左
4	発電出力	46万kW	78.4万kW	78.4万kW	78.4万kW
5	発電所用地面積	約350万㎡			
6	建設工事費	約390億円	約560億円	約620億円	約800億円
7	電源開発調整審議会承認年月日	41. 4. 4 ※43. 12. 25	42. 12. 22	44. 5. 23	46. 6. 30
8	原子炉設置許可申請年月日	41. 7. 1 ※43. 11. 19	42. 9. 18	44. 7. 1	46. 8. 5
9	原子炉安全専門審議会報告年月日	41. 11. 17 ※44. 2. 27	43. 3. 26	44. 12. 25	46. 12. 23
10	原子炉設置許可年月日	41. 12. 1 ※44. 4. 7	43. 3. 29	45. 1. 23	47. 1. 13
11	電気工作物設置許可年月日	41. 12. 1	43. 3. 29	45. 1. 23	47. 1. 13
12	第一回工事計画認可年月日	42. 9. 29	44. 5. 27	45. 10. 17	47. 5. 8
13	着工年月日	42. 9. 29	44. 5. 27	45. 10. 17	47. 9. 12
	燃料装荷年月日	45. 7. 4	48. 3. 15	49. 8. 1	52. 12. 15
	初臨界年月日	45. 10. 10	48. 5. 10	49. 9. 6	53. 1. 28
	運転開始年月日	46. 3. 26	49. 7. 18	51. 3. 27	53. 10. 12
14	送電先	関東地方	同 左	同 左	同 左
15	燃料体の装荷数	400本	548本	548本	548本
16	定期検査回数	25回	24回	24回	23回
	直近の定期検査(停止期間)	20. 10. 18 ~21. 4. 18	21. 4. 22 ~21. 7. 21	22. 6. 19 ~22. 10. 26	21. 9. 29 ~22. 1. 8

注)※は400kWから460kWへの変更申請による年月日

子 力 発 電 所		東京電力(株)福島第二原子力発電所			
5号機	6号機	1号機	2号機	3号機	4号機
双葉郡双葉町	同 左	双葉郡楡葉町	同 左	双葉郡富岡町	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
78.4万kW	110万kW	110万kW	110万kW	110万kW	110万kW
		約150万㎡			
約900億円	約1,750億円	約3,560億円	約2,760億円	約3,150億円	約2,920億円
46. 2. 26	46. 12. 17	47. 6. 7	50. 3. 17	52. 3. 15	53. 7. 14
46. 2. 22	46. 12. 21	47. 8. 28	51. 12. 21	53. 8. 16	53. 8. 16
46. 8. 19	47. 11. 21	49. 4. 27	53. 5. 23	55. 7. 9	55. 7. 9
46. 9. 23	47. 12. 12	49. 4. 30	53. 6. 26	55. 8. 4	55. 8. 4
46. 9. 23	47. 12. 12	49. 4. 30	53. 6. 26	55. 8. 7	55. 8. 7
46. 12. 22	48. 3. 16	50. 8. 21	54. 1. 23	55. 11. 10	55. 11. 10
46. 12. 22 52. 7. 2 52. 8. 26 53. 4. 18	48. 5. 18 54. 1. 16 54. 3. 9 54. 10. 24	50. 11. 1 56. 5. 8 56. 6. 17 57. 4. 20	54. 2. 28 58. 4. 1 58. 4. 26 59. 2. 3	55. 12. 1 59. 9. 27 59. 10. 18 60. 6. 21	55. 12. 1 61. 10. 1 61. 10. 24 62. 8. 25
同 左	同 左	同 左	同 左	関東及び東北 地方	同 左
548本	764本	764本	764本	764本	764本
23回 21. 9. 1 ~21. 12. 3	21回 21. 3. 11 ~21. 7. 14	21回 22. 6. 23 ~22. 10. 22	19回 22. 3. 6 ~22. 7. 2	16回 22. 1. 7 ~22. 4. 9	16回 21. 6. 7 ~21. 10. 9

		東北電力(株)浪江・小高原子力発電所
1	設 置 位 置	南相馬市小高区、双葉郡浪江町
2	設 置 者	東北電力株式会社
3	炉 型 式	沸騰水型軽水炉
4	発 電 出 力	82.5 万 kW
5	発 電 所 用 地 面 積	約 150 万 m <sup>2</sup>
6	建 設 工 事 費	
7	原子炉設置許可申請年月日	
8	原子炉安全専門審査会報告年月日	
9	原子炉設置許可年月日	
10	電気工作物設置許可年月日	
11	第一回工事計画認可年月日	
12	着 工 年 月 日	平成 27 年度 (予定)
	燃 料 装 荷 年 月 日	
	初 臨 界 年 月 日	
	運 転 開 始 年 月 日	平成 32 年度 (予定)
13	送 電 先	東 北 地 方

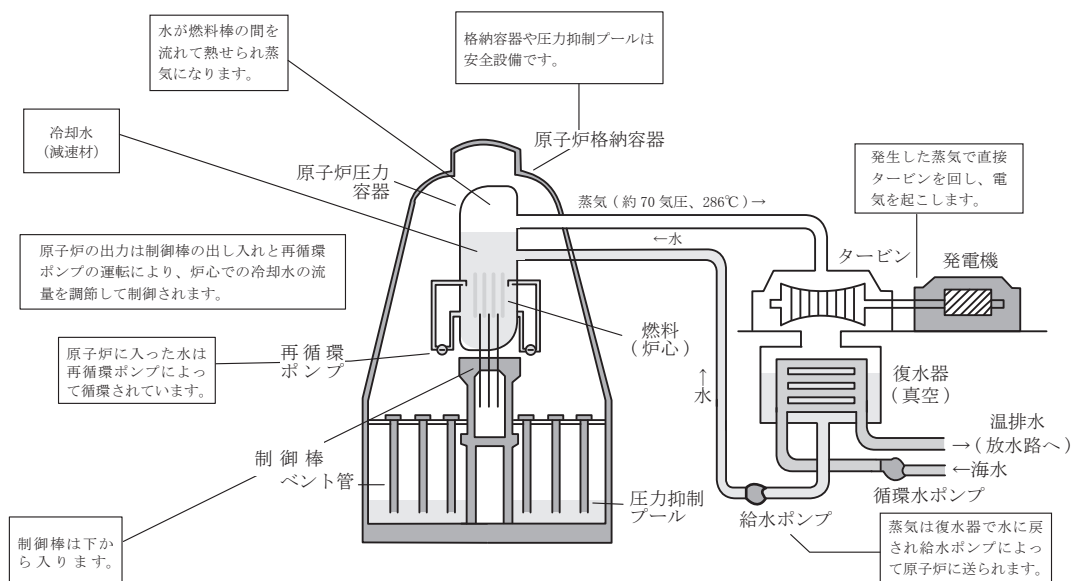
### 原子力発電のしくみとその働き

原子力発電は、火力発電のボイラーを原子炉に置き換えたもので、火力発電の場合、ボイラーの中で石油等を燃やすのに対して原子力発電では原子炉の中でウランを核分裂させ、この時発生する熱によって水を蒸気に変えてタービンを回し発電している。

原子炉の中には、核分裂を起こすウラン燃料の他に水や制御棒が入っている。水は、中性子の速度を遅くして核分裂を起こりやすくする働きと、発生した熱を取り出す働きを兼ねている。制御棒は中性子を吸収して核分裂の量を少なくする働きがある。

原子炉の出力調整は原子炉の中を流れる再循環水量によるものと制御棒によるもので行う。

### 原子力発電の構造とその働き (110万kW級沸騰水型軽水炉)



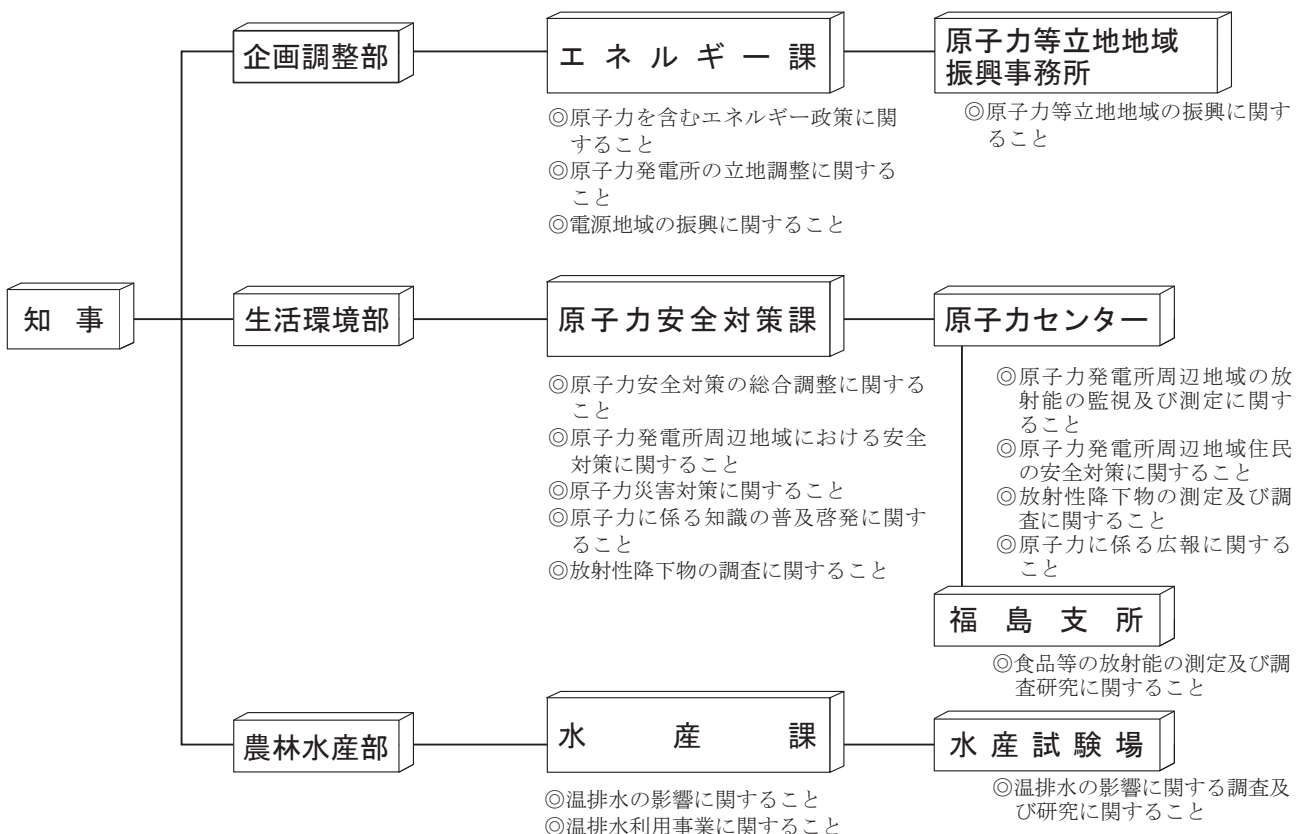
# 原子力発電所周辺地域の安全確保対策

福島県では、本県相双地域に原子力発電所が設置されることに伴い周辺地域住民の安全確保を図るため、東京電力㈱との間に「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」を締結するとともに、県における原子力行政を円滑かつ積極的に推進するため、昭和47年6月原子力発電所の立地部門は企画開発部開発課、原子力発電所周辺地域の安全確保対策部門は生活環境部環境保全課で所掌することとした。

昭和49年度には環境保全課に原子力対策係を、出先機関として大熊町に原子力センターを設置し、昭和53年度には原子力対策係を同課の課内室として原子力対策室に、さらに平成元年度より同室を原子力安全対策課に昇格させた。平成7年度には衛生公害研究所に環境放射能分析棟を整備し、平成13年度からは、これを原子力センター福島支所とし、原子力発電所周辺地域住民の安全確保対策の一層の強化を図ってきている。

なお、平成20年度から、原子力関係の行政組織は次のとおりとなっている。

## 1. 原子力行政組織

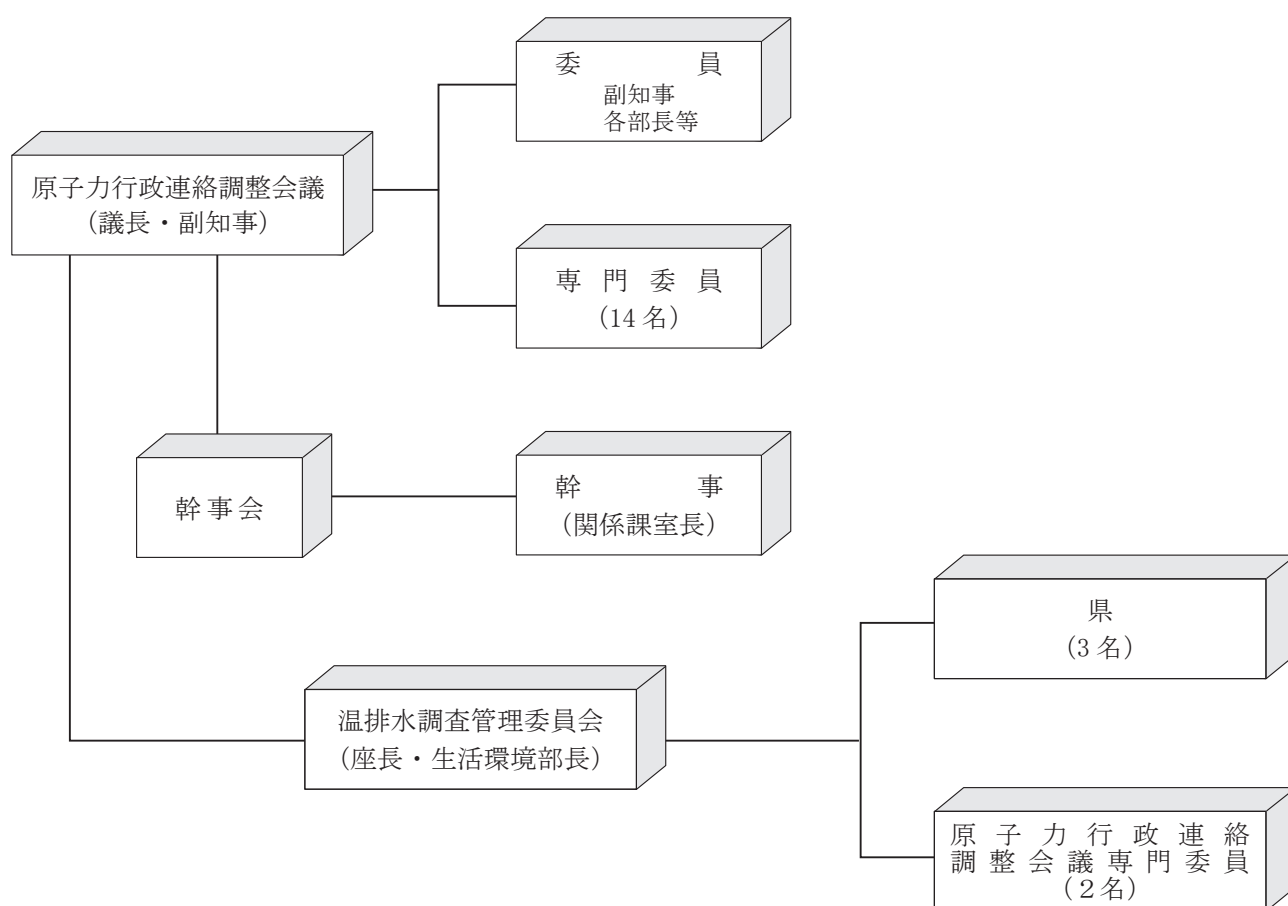


## 2. 福島県原子力行政連絡調整会議

この会議は、県民の安全確保の徹底と、県の原子力行政の適正かつ、円滑な運営を図ることを目的として設置したものであり、副知事と各部長等で構成している。

また、下部組織として関係課室長で構成する幹事会があり、学識経験者による専門委員制度も設けている。現在、専門委員として、原子力工学、環境放射能、水産、放射線医学などの専門分野から14名を委嘱している。

なお、この会議の専門機関として温排水調査管理委員会を設けている。



### 3. 安全確保対策事業予算

本県では、昭和47年から放射能監視測定器の整備、原子力センターの建設、原子力に関する普及啓発活動の充実等、原子力発電所周辺地域住民の安全確保対策の徹底を図っており、その予算の概要は次のとおりである。また、昭和49年度からは、電源三法に基づく交付金の活用も図っている。

(単位：百万円 概算)

年度	47～11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
事	機器整備費 2,712	機器整備費 93	機器整備費 141	機器整備費 78	機器整備費 94	機器整備費 54	機器整備費 143	機器整備費 469	機器整備費 56	機器整備費 122	機器整備費 103 (注1)
	調査運営費 1,521	調査運営費 100	調査運営費 109	調査運営費 128	調査運営費 126	調査運営費 132	調査運営費 131	調査運営費 126	調査運営費 95	調査運営費 112	調査運営費 116 (注2)
	広報対策費 1,636	広報対策費 78	広報対策費 79	広報対策費 71	広報対策費 74	広報対策費 73	広報対策費 76	広報対策費 72	広報対策費 76	広報対策費 73	広報対策費 66 (注3)
	調査広報運 営費 32	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 126	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 119	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 107	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 114	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 117	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 120	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 120	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 117	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 116	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 106 (注4)
業	原子力セン ター建設費 429	機器整備費 (臨時特別) 621									
	原発周辺エ コロジー調 査費 26										
費	環境放射能 分析棟建設 費 210										
	同機器設備 227										
	広報安全等 対策交付金 〔市町村〕 交付分 496										
合計	7,289	1,018	448	384	408	376	470	787	344	423	391
うち 国庫	6,452	1,015	448	384	408	376	470	786	344	423	391

(注1) 機器整備費

原子力発電所周辺環境放射能等分析・測定機器の更新・整備を行うための費用。

(注2) 調査運営費

原子力発電所周辺環境放射能等分析・測定のための各種事業運営のための費用。

(注3) 広報対策費

原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及、当該地域の住民の安全の確保に関する調査等のための費用。

(注4) 広報安全等対策交付金

市町村が実施する原子力発電施設等の周辺地域住民に対する原子力発電に関する知識の普及、当該地域の住民の安全の確保に関する調査等の事業に対する県からの交付金。



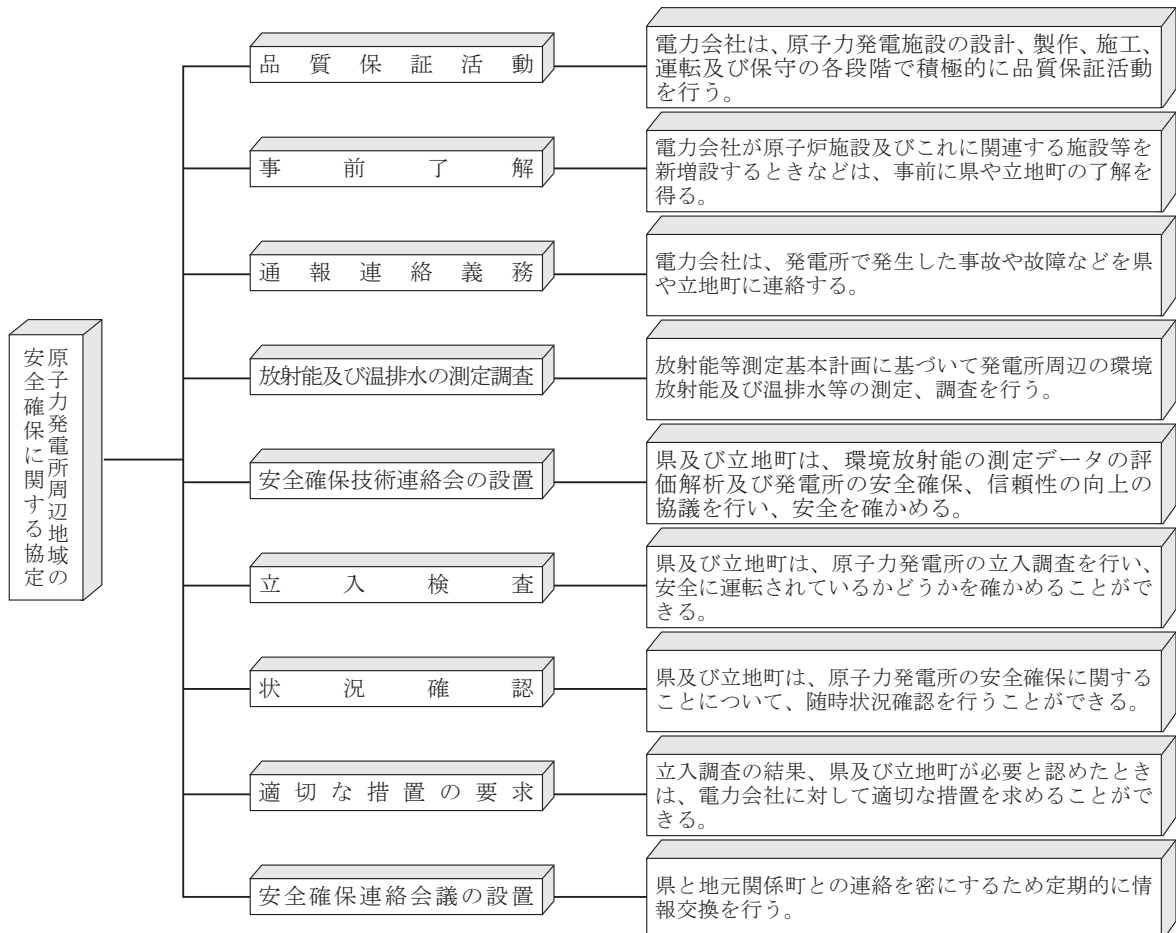
## 4. 安全確保に関する協定締結

原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県は、昭和44年4月に東京電力㈱と「原子力発電所の安全確保に関する協定」を締結したが、以来現在まで4回の改定を行ってきた。

### 【協定及び運用規程等の主な改定の経緯】

- (1) 昭和48年2月改定…立入調査権を条項に盛り込むなど、従来の協定を全面的に改定し、多角的な観点から安全確保機能を強化。
- (2) 昭和51年3月改定…地域により密着した原子力安全行政の推進を図るため、従来の二者協定から立地町を加えた三者協定に改定。
- (3) 昭和57年3月改定…全国で初めて「品質保証活動」条項を取り入れる。
- (4) 昭和60年12月改定…協定の運用の充実強化と通報連絡事項の一層の明確化を図るため、運用規程と通報連絡要綱を改定。
- (5) 平成3年3月改定…昭和64年1月に発生した福島第二原子力発電所3号機事故の教訓を踏まえ、安全確保技術連絡会安全対策部会の設置、品質保証活動の徹底、運転状況の確認の随時実施等安全性に関する技術的側面からの関わりを強化。
- (6) 平成5年1月改定…平成4年9月に発生した福島第二原子力発電所4号機及び福島第一原子力発電所2号機のトラブルの教訓を踏まえ、通報連絡事項及び内容の明確化、通報連絡体制の強化など通報連絡要綱を改定。
- (7) 平成10年4月改定…平成10年3月に、原子力災害対策の重点地域を有している浪江・広野両町と東京電力㈱との間で、「通報連絡に関する協定」が締結されたことに伴い、通報連絡要綱の一部を改定。

なお、現協定の骨子は次のとおりである。



(注) 立地町とは、東京電力㈱福島第一原子力発電所については双葉町・大熊町を、福島第二原子力発電所については富岡町・楡葉町をいう。



## 5. 環境放射能監視測定体制

福島県では、昭和48年8月から本県の相双地域に立地、または立地が予定されている原子力発電所周辺の環境放射能の測定を実施している。

また、平成8年3月に公布された福島県環境基本条例においては、原子力発電所周辺地域の環境放射能監視、測定とその結果の定期的公表を県の責務として定めている。

本県の環境放射能監視体制の概要は次のとおりであり、原子力センター及び原子力センター福島支所において、調査、測定を実施し、測定結果は「原子力発電所の安全確保に関する協定」に基づき設置している「福島県原子力発電所安全確保技術連絡会」において東京電力㈱の測定結果とともに評価検討を行った後、公表している。

### (1) 原子力センターの整備

福島県は、昭和48年6月1日、双葉郡大熊町に原子力対策駐在員事務所を開設し、同年8月から原子力発電所周辺の環境放射能等の測定を開始した。昭和49年4月、同事務所は原子力センターに組織を改め、モニタリングポストによる環境放射線の常時監視体制を確立した。その後、昭和50年2月に原子力センター庁舎を新築するとともにモニタリングポストの増設、熱蛍光線量計、ダストモニタ、ゲルマニウム半導体検出装置、低バックグラウンドガスフローカウンタ、気象観測装置等の整備を図った。さらに、昭和50年6月30日には、環境放射能監視テレメータシステムを採用し、環境放射線常時監視体制の充実強化を図った。

同センター内には、農水産物、海水等の環境試料を定期的に採取し、その放射能濃度を測定するための試料の前処理を行う実験室や極微量の放射性物質濃度を測定する高感度の放射線測定装置を備えた計測室、また、環境中の放射線を常時監視するテレメータ室等の設備や原子力についての知識の普及啓発を行うための展示室、映像ホール、研修室などが備えられ、福島県では、これらの施設の漸次、更新、拡充に努めている。



原子力センター全景

昭和 50 年 6 月に導入した環境放射能監視テレメータシステムは、原子力発電所周辺に配置されたモニタリングポスト、ダストモニタの測定値をコンピュータにより直ちに処理するとともに、測定値を表示盤に表示し、記録する装置である。

同システムについては、これまで、昭和 61 年 3 月、平成 9 年 3 月、平成 19 年 3 月に設備を全面更新している。また、原子力防災対策として、昭和 55 年度から、電離箱式モニタリングポストを設置して緊急時監視に備えるとともに、昭和 61 年度には科学技術庁（現文部科学省）の緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）を導入しており、緊急時における汚染濃度分布予測計算等を行わせることとしている。

現在のテレメータシステムでは、モニタリングポスト 23 局の測定データを広域イーサネット網を経由して 2 分毎に原子力センターに送信しており、原子力センター展示室のデータ表示装置で表示しているほか、平成 9 年 4 月からは発電所立地 4 町役場（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町）及び県庁県民ホールに、平成 13 年 4 月からは発電所周辺 2 町役場（広野町、浪江町）にデータ表示装置を設置し、表示するとともに、原子力センターのホームページ上にリアルタイムで公表している。

また、平成 9 年 4 月からは、東京電力株がそれぞれ福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の敷地境界周辺に設置しているモニタリングポストの測定データ等を、平成 11 年 4 月からは両発電所の排気筒モニタのデータを、さらに平成 12 年 4 月からは両発電所の放水口モニタのデータについても原子力センターに伝送され、データ表示装置で表示している。



テレメータ中央局  
（原子力センター）



町役場表示装置  
（双葉町）

原子力センターの業務内容、施設整備状況等は次のとおりである。

### 【原子力センターの沿革】

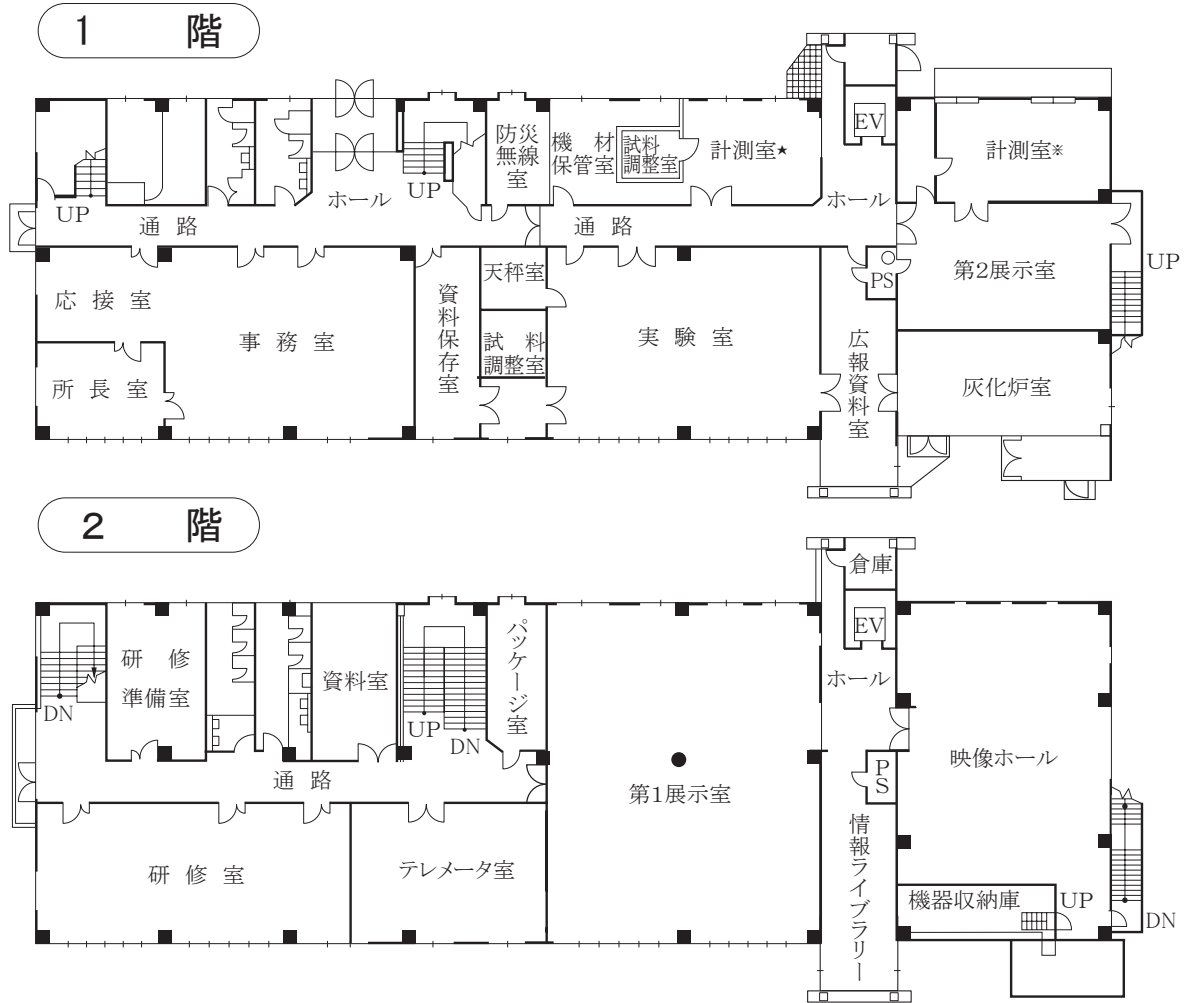
- 昭和48. 6. 1 原子力対策駐在員事務所として発足（職員2名）
48. 8. 1 原子力発電所周辺環境放射能等の測定開始
49. 4. 1 原子力センターに改組（所長以下5名）
49. 6. 1 モニタリングポストによる環境放射線の常時監視測定開始
50. 2. 20 新庁舎に移転
50. 4. 1 職員2名増員（所長以下7名）
50. 6. 30 環境放射能監視テレメータシステム完成
50. 8. 20 原子力センター落成式
51. 6. 1 職員1名増員（所長以下8名）
54. 3. 15 庁舎増築完成
56. 2. 28 高線量測定用モニタリングポストの整備
60. 3. 25 展示室改装、マルチビジョン映像ホール設置
61. 3. 25 環境放射能監視テレメータシステム更新
61. 12. 9 緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEEDI）の導入
- 平成6. 1. 6 庁舎増築完成
6. 3. 24 広報展示室及び映像ホールの全面改装
8. 4. 1 衛生公害研究所環境放射能分析棟（現：原子力センター福島支所）の  
発足
9. 3. 27 環境放射能監視テレメータシステム更新
11. 4. 1 原子力発電所排気筒モニタのデータをテレメータシステムで公開  
職員1名減員（運転手を非常勤嘱託員として雇用）
12. 4. 1 原子力発電所放水口モニタのデータをテレメータシステムで公開
13. 4. 1 衛生公害研究所環境放射能分析棟を原子力センター福島支所に改組  
監視測定範囲を発電所から概ね5 kmから10 kmに拡大  
新たに広野町、浪江町で環境試料の採取開始  
モニタリングポスト7局を新設  
高線量測定用モニタリングポスト6局に低線量測定用検出器設置  
合計23局体制  
ホームページ公開  
環境放射線情報システムの稼働
13. 4. 19 ホームページ上で空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開
14. 1. 24 庁舎増築完成（非常用ディーゼル発電設備）
15. 3. 18 天秤室・試料調整室等改修
18. 3. 20 モニタリングポスト22局に非常用ディーゼル発電機を設置
19. 3. 29 環境放射能監視テレメータシステム更新
20. 4. 1 モニタリング情報共有システム（RAMISES）の導入  
職員1名増員（所長以下8名）





施設の状況

原子力センター



総面積 1,774.63 m<sup>2</sup>



ゲルマニウム半導体検出装置



低バックグラウンド液体シンチレーションカウンタ



蛍光ガラス線量計読取装置



灰化炉

## 主要機器整備状況

1. 環境放射能監視テレメータシステム (1式)
2. モニタリングポスト (発電所周辺 23 基、発電所予定地周辺 2 基、県庁敷地内 1 基)
3. 電離箱式モニタリングポスト (発電所周辺 23 基)
4. ダストモニタ (発電所周辺 5 基)
5. 気象観測装置 (発電所周辺 5 基)
6. サーベイメータ (Na I、GM、電離箱式、 $\alpha$ 線、中性子線) (47 台)
7. GM計数装置 (1 台)
8. 環境放射線測定車 (フィールドモニタ等搭載) (1 台)
9. 可搬型スペクトロメータ (2 台)
10. 可搬型モニタリングポスト (5 台)
11. ゲルマニウム半導体検出装置 (4 式)
12. 低バックグラウンドガスフローカウンタ (1 台)
13. 低バックグラウンド液体シンチレーションカウンタ (2 台)
14. 蛍光ガラス線量計読取装置 (2 台)
15. 熱蛍光線量計読取装置 (2 台)
16. サンプリングカー (2 台)
17. 乾燥機 (3 台)
18. 灰化炉 (3 台)
19. 可搬型ゲルマニウム半導体検出装置 (1 式)
20. 行政無線装置 (基地局 1、車載用 5、携帯用 8)
21. モニタリング情報共有システム (RAMISES) (1 式)
22. 大気中水分 (トリチウム) 捕集装置 (発電所周辺 5 基 福島支所 1 基)



## (2) 原子力センター福島支所の整備

原子力センター福島支所は、福島市方木田にあり、平成8年度に福島県衛生公害研究所（現福島県衛生研究所）の環境放射能分析棟として発足し、平成13年4月に原子力センター福島支所となった。

主な業務としては、原子力発電所から離れた中通り地域などの環境試料を採取測定するとともに、日常生活で身近な肉、卵、果物等の食品や地域特産品の放射能分析を行っている。

また、環境試料中の極微量含まれているアルファ線を出すプルトニウムやベータ線を出すストロンチウムの放射化学分析を行っている。

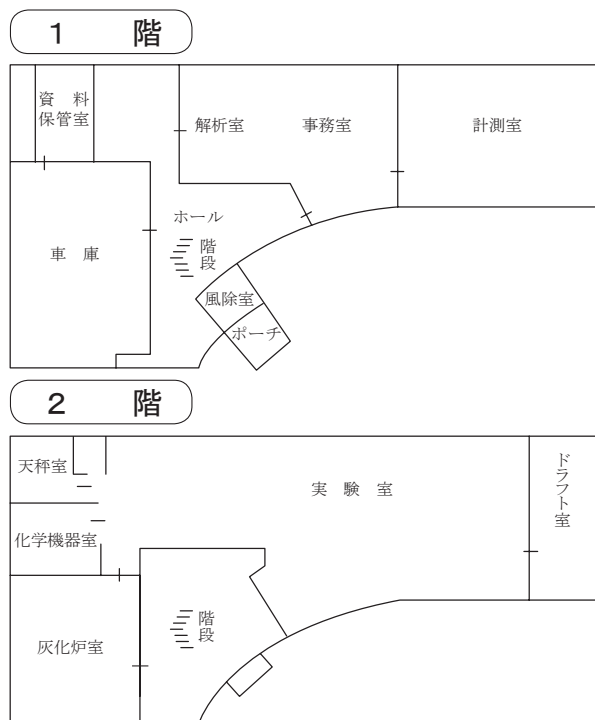
さらに、環境放射能に関する情報収集業務として、環境試料中のトリチウムの調査研究（平成14～16年度）、土壌試料中のストロンチウムの調査研究（平成17～20年度）、原子力発電所周辺地域における食品摂取量調査（平成21～22年度）及び緊急時における原子力防災対策の支援業務などを行っている。

### 業 務 内 容

- イ．原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視及び測定に関する事業（比較対照地点調査（中通り、会津、浜通り地方）を含む）
- ロ．環境放射能に係る調査分析に関する事業



原子力センター福島支所



総面積 478.2㎡

## 主要機器整備状況



シリコン半導体検出装置



誘導結合プラズマ質量分析装置  
(ICP-MS)



大型送風乾燥機 (写真左)

1.  $\alpha$ 核種分析装置  
シリコン半導体検出装置 (4台)
2.  $\beta$ 核種分析装置  
低バックグラウンドガスフローカウンタ (1台)  
データ処理用パソコン (1台)
3.  $\gamma$ 核種分析装置  
ゲルマニウム半導体検出装置 (2台)  
解析用ワークステーション (1台)  
データ処理用パソコン (1台)
4. トリチウム分析装置  
低バックグラウンド液体シンチレーションカウンタ (1台)  
データ処理用パソコン (1台)
5. 微量元素分析装置  
誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP-MS) (1台)  
データ処理用パソコン (1台)
6. 放射線管理設備  
排ガスダストモニタ (1台)  
 $\alpha$ 線検出器及びスケーラ (1台)  
携帯型 $\alpha$ 線測定器 (1台)  
携帯型 $\beta$ 線測定器 (1台)  
携帯型 $\gamma$ 線測定器 (1台)
7. 環境試料の前処理設備  
大型送風乾燥機 (1台)  
大型灰化炉 (1台)
8. 実験台設備  
両面実験台 (L = 3000 換算) (3台)  
片面実験台 (L = 3000 換算) (6台)
9. ドラフト設備  
排ガス処理装置付ドラフト (5台)  
一般ドラフト (2台)
10. その他  
小型灰化炉、小型送風乾燥機、赤外線乾燥機、実体顕微鏡、フードスライサー、クロスビターミル、純水製造装置、塩分濃度計、遠心分離器、ふるい振とう器、ハイボリュームエアサンプラー、凍結乾燥機、マイクロウェーブ分解装置

## 福島県環境放射能データベースシステム

- |                |      |
|----------------|------|
| データベース用パソコンサーバ | (1台) |
| データ保守用パソコン     | (1台) |
| クライアント用パソコン    | (6台) |











## 6. 温排水の調査

福島県では、昭和49年度から本県相双地域の沿岸に立地している原子力発電所等の前面海域において、温排水が海洋生物に及ぼす影響を把握するため、毎年度「福島県温排水調査計画」を策定し、温排水調査を実施している。

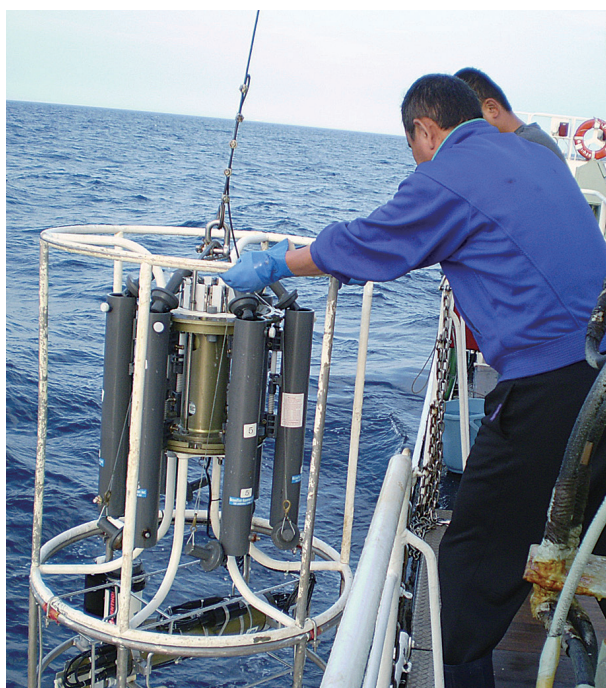
この調査計画は、福島県温排水調査管理委員会において、専門委員、学識経験者の意見を踏まえた検討を行い、福島県原子力行政連絡調整会議へ報告される。

この調査計画に基づき、県水産試験場において本県沿岸海域の水産資源動向と分布状況を把握するための生物調査を実施しており、併せて調査結果の評価に資するため、漁況・海況調査結果を収集し整理している。また、東京電力㈱においても、県の調査と並行して温排水拡散分布状況を把握するための物理調査を実施している。

これらの調査結果は、福島県温排水調査管理委員会に報告され、検討評価のうえ毎年公表されているが、平成15年度で30年間となったことから、平成16年度にそれまでの調査結果を総合的にとりまとめた。

その概要としては、漁業資源の変動には、海況等の自然環境条件や年ごとの漁業操業実態の変化等、様々な環境条件が関与しているため不明確な部分もあるものの、これまでの調査の解析結果からみて、温排水拡散海域において特異な資源変動傾向は確認されなかったこと、また、調査海域全体における密度指数が減少傾向にある魚種においても、その資源変動と温排水との因果関係は認められなかったことなど、温排水が明確に漁業資源へ影響を及ぼしていると考えられる事象は認められなかった。また、調査期間を通して資源の減少傾向が認められた魚種も多いことから、引き続き漁業資源動向及び変動要因の把握を含めて、モニタリングとして調査を継続していく必要があるとしていた。

これを受けて平成16年度以降も調査



温排水の調査状況



福島県温排水調査管理委員会

を継続しているが、現在までに温排水が漁業資源に影響を及ぼすと考えられるような結果は認められていない。

## 7. 原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議

この会議は、原子力発電所における労働者の安全衛生対策を推進することを目的として昭和58年度に設置され、次の業務を行っている。

- 原子力発電所の安全衛生行政全般に関する情報交換及び連絡調整
- 原子力発電所労働者の被ばく管理などに関する情報交換及び連絡調整

なお、この会議は次の者により構成されている。

厚生労働省	福島労働局	労働基準部	監督課長
	〃	〃	安全衛生課長
	〃	〃	労災補償課長
	富岡労働基準監督署長		
経済産業省	原子力安全・保安院	原子力安全地域広報官（福島双葉地域担当）	
福島県	企画調整部	エネルギー課長	
	生活環境部	次長（県民安全担当）（議長）	
	〃	原子力安全対策課長	
	保健福祉部	地域医療課長	
	商工労働部	雇用労政課長	
	原子力センター所長		
双葉町	企画課長		
大熊町	企画調整課長		
富岡町	生活環境課長		
楡葉町	企画課長		

# 原子力発電に関する広報活動

福島県では、原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定など安全確保対策の充実、強化を図るとともに、原子力に関する知識の普及啓発等広報活動も重要であるとの観点から、昭和 47 年度以降原子力講演会の開催等の各般にわたる事業を実施している。

昭和 48 年度からは原子力広報誌「アトム福島」（昭和 60 年度から「アトムふくしま」に名称変更）の発行を開始し、昭和 50 年度から目で見える広報活動の展開のため原子力センター内に展示室や映像ホールを設け、原子力に関するパネル、模型などの各種展示物やマルチビジョン映像を設置した。さらに、昭和 52 年度から原子力広報連絡会議を設置し、原子力発電所周辺地域住民に対し、研修、講演等を通じた情報提供を行い、原子力に関する知識の普及啓発を図っている。

また、昭和 55 年度から広報・安全等対策交付金が原子力発電所周辺関係市町村にも交付されることになったことに伴い、県と関係市町村が一体となって広域的かつ効率的な広報活動を行う必要が生じたため、昭和 56 年 4 月 1 日、共同で財福島県原子力広報協会を設立し、同協会のもとで種々の原子力広報事業を実施している。

平成 5 年度には、展示備品の老朽化が進んだことから展示室を増設するとともに展示備品を全面的に入れ替え、さらに 200 インチの大型ハイビジョン映像装置の導入、エレベーターの設置など住民の利用を促進するため広報施設の充実を図り、また、平成 14 年度は、原子力発電所に対する県の安全確保対策をわかりやすく広報するため、3D 映像ソフトの制作や機器整備等を行った。

# 1. 原子力広報事業予算

原子力発電所周辺地域住民をはじめ、県民に原子力に関する知識の普及啓発を図るため、昭和47年度から予算措置をし、原子力広報連絡会議の開催、「原子力行政のあらまし」の発行、(財)福島県原子力広報協会への委託事業として、「アトムふくしま」の発行や各種研修会・講演会の開催等、各般にわたる事業を実施している。その予算の概要は次のとおりである。

(単位：万円 概算)

年度	47～11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
主	原子力広報連絡会議	原子力広報連絡会議 4回	原子力広報連絡会議 4回	原子力広報連絡会議 4回	原子力広報連絡会議 4回	原子力広報連絡会議 4回	原子力広報連絡会議 3回	原子力広報連絡会議 4回	原子力広報連絡会議 4回	原子力広報連絡会議 4回	原子力広報連絡会議 4回
	展示用備品の整備										
	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行	原子力センター業務年報発行
な	原子力行政のあらまし(S60原子力行政の現状の名称変更)発行	原子力行政のあらまし発行	原子力行政のあらまし発行	原子力行政のあらまし発行	原子力行政のあらまし発行	原子力行政のあらまし発行	原子力行政のあらまし発行	原子力行政のあらまし発行	原子力行政のあらまし発行	原子力行政のあらまし発行	原子力行政のあらまし発行
	原子力センター展示室の整備	(委託事業)アトムふくしまの発行 6回	(委託事業)アトムふくしまの発行 6回	(委託事業)アトムふくしまの発行 6回	(委託事業)アトムふくしまの発行 7回	(委託事業)アトムふくしまの発行 8回	(委託事業)アトムふくしまの発行 8回	(委託事業)アトムふくしまの発行 8回	(委託事業)アトムふくしまの発行 6回	(委託事業)アトムふくしまの発行 6回	(委託事業)アトムふくしまの発行 6回
	[56年より]委託事業	テレビ広報 4社	テレビ広報 4社								
事	アトムふくしまの発行	新聞広報 7社	新聞広報 7社	新聞広報 4社	新聞広報 2社	新聞広報 2社	新聞広報 2社	新聞広報 2社	新聞広報 2社	新聞広報 2社	新聞広報 3社
	テレビ広報	「原子力の日」記念行事	「原子力の日」記念行事		「原子力を考える日」事業	「原子力を考える日」事業	「原子力を考える日」事業	「原子力を考える日」事業	「原子力を考える日」事業	「原子力を考える日」事業	「原子力を考える日」事業
	新聞広報	パンフレットの発行 2回	パンフレットの発行 3回	パンフレットの発行 3回	パンフレットの発行 2回	パンフレットの発行 2回	パンフレットの発行 2回	パンフレットの発行 2回	パンフレットの発行 2回	パンフレットの発行 2回	パンフレットの発行 1回
業	「原子力の日」記念行事	研修会 7回	研修会 7回	研修会 6回	研修会 5回	研修会 6回	研修会 6回	研修会 6回	研修会 6回	研修会 6回	研修会 9回
	パンフレットの発行	講演会 4回	講演会 4回	講演会 2回	講演会 5回	講演会 5回	講演会 5回	講演会 5回	講演会 5回	講演会 3回	講演会 3回
	研修会	原子力ふれあいの広場 14回	原子力ふれあいの広場 10回	原子力ふれあいの広場 9回	原子力ふれあいの広場 11回	原子力ふれあいの広場 11回	原子力ふれあいの広場 11回	原子力ふれあいの広場 11回	原子力ふれあいの広場 13回	原子力ふれあいの広場 13回	原子力ふれあいの広場 13回
業	講演会		住民意識調査				原子力広報協会事業アンケート調査				
	原子力ふれあいの広場 住民意識調査 その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
合計	178,932	7,770	7,890	14,137	7,501	7,303	7,614	7,205	7,581	7,275	6,572
うち国庫	170,542	7,539	7,890	14,134	7,466	7,301	7,606	7,115	7,560	7,274	6,567



## 2. 広報事業の主な内容

### (1) 福島県原子力広報連絡会議

原子力発電所が立地、または立地が予定されている地域の住民に原子力に関する知識の普及啓発を図るため、昭和52年5月23日「福島県原子力広報連絡会議」を設置した。

この会議は、原子力発電所の立地及び立地予定隣接の7市町の一般住民を会議員に委嘱し、原子力発電所周辺環境放射能の測定結果や原子力発電の仕組み等についての説明や研修会、講演会などを年4回行うことにしている。



会議員への委嘱状交付

### 福島県原子力広報連絡会議会議員構成

構 成	人 数	内 訳	委 嘱 期 間
県	4	原子力安全対策課長 相双地方振興局長 原子力等立地地域振興事務所長 原子力センター所長…議	—
市・町	7	広野町 長 楯葉町 長 富岡町 長 大熊町 長 双葉町 長 浪江町 長 南相馬市 長	—
市長・町長の推薦	91	町関係者 農業関係者 漁業関係者 畜産関係者 商工業関係者 医療関係者 社会婦人関係者 区長会関係者 青年会関係者 その他市町長が特に適当と認める者	1年



## (2) 原子力センター展示室の運営

昭和 50 年 4 月、原子力センター内に展示室を整備し、原子力発電のしくみなどのパネル、模型等を設置した。その後、毎年、展示物の充実を図るとともに、昭和 53 年度には展示室を増築し、原子力関係の模型、映像装置を設置した。さらに平成 5 年度には展示備品を一新し、200 インチの大型ハイビジョン映像装置を導入するなど、楽しみながら原子力に関する基礎知識が得られるような展示室とした。その後、平成 14 年度にハイビジョン 3 D 映像装置へと更新し、原子力センターの役割について、わかりやすく紹介している。

昭和 56 年度からは、当該展示室の案内業務を(財)福島県原子力広報協会に委託し、見学者等に対し、よりわかりやすい広報を行っている。なお、現在の展示室の主な展示内容は次のとおりである。また、年度別見学者数は別表のとおりである。

### 原子力センターの広報展示内容

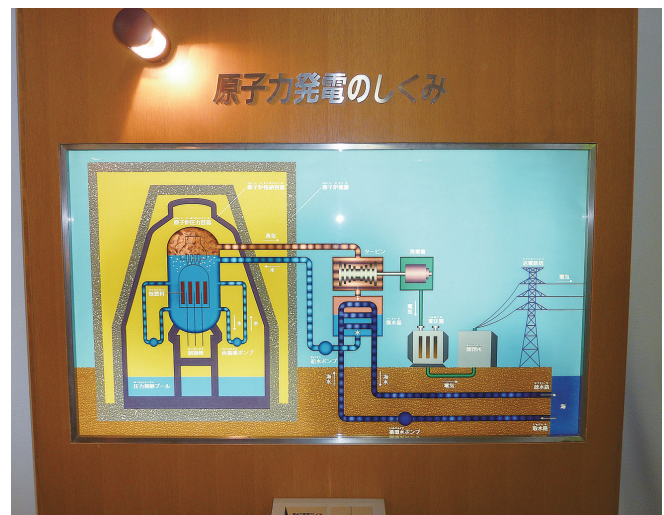
#### ①原子力センターの紹介

- ・業務紹介パネル
- ・環境放射能等測定地点図
- ・モニタリングシアター
- ・電光情報ボード（発電所の運転状況）
- ・モニタリングポスト実物展示
- ・サーベイメータ実物展示
- ・環境試料の前処理模型
- ・浜通りサイクリング



#### ②原子力発電のしくみ

- ・原子力発電のしくみ
- ・原子炉の 5 つの壁
- ・アトムビジョン
- ・核燃料サイクル



③エネルギーについて

- ・エネルギーカルトQ
- ・エネルギージグソーパズル
- ・燃料キャッチゲーム

④放射線について

- ・電磁波のスペクトル
- ・いろいろな放射線

⑤情報ライブラリ

- ・閲覧用ビデオ
- ・図書
- ・アトムふくしまバックナンバー



(人)

年 度	50～14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合 計
見学者数	397,125	7,080	6,182	6,562	7,461	7,070	9,148	4,527	445,155

(休館日：毎週土、日曜日・祝日・年末年始)



### 3. 財団法人福島県原子力広報協会による広報事業

財団法人福島県原子力広報協会は、県民に原子力平和利用の知識と安全性に関する普及啓発を行い、地域社会の振興に寄与する目的をもって、昭和56年4月1日に県及び原子力発電所周辺関係11市町村の出捐によって設立された。

同協会は、主に県及び関係6市町がその広報事業の一部を委託し、原子力広報誌「アトムふくしま」の発行など下記の事業を実施している。

- (1) 設立出捐金 2,000万円
- (2) 出捐団体 福島県、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、南相馬市、田村市、いわき市
- (3) 所在地 双葉郡大熊町大字下野上字大野199番地  
福島県原子力センター内
- (4) 代表者 理事長 渡辺利綱(大熊町長)
- (5) 職員 常勤職員は、常務理事兼事務局長外2名
- (6) 事業費 約106,033千円(平成21年度)
- (7) 事業内容 ①原子力知識の普及啓発に関する事業
  - 広報誌、パンフレット等の発行
  - 新聞広報
  - 「原子力を考える」事業の実施
  - 講演会、研修会、ふれあいの広場の開催
  - 移動展示館の開催②原子力センター展示室の見学者の案内
- ③原子力に関する資料の収集と公開



理事会



「原子力を考える」体験学習事業



平成21年度「原子力を考える」事業

● 原子力広報誌「アトムふくしま」について

本県浜通り地方は、電力の供給基地として大きく発展している中で、原子力発電所周辺地域の住民は、原子力発電所の安全性や運転状況に対する関心が強いことから、福島県では、原子力に関する知識を深めるため、昭和49年1月、県の原子力発電所監視体制のあらましを収録した「アトム福島」第1号を発行した。以来、平成21年度まで202号の発行をみている。

昭和56年度から(財)福島県原子力広報協会に発行業務を委託し、年6回発行、名称も昭和60年度から「アトムふくしま」に改め、原子力関連記事や浜通り地方の話題など掲載し、内容の充実に努めている。

また、平成元年度から配布地域を原子力発電所周辺地域から県内の全市町村をはじめ、医療機関、金融機関、理容所等にも範囲を広げた。

さらに、平成12年度から「アトムふくしま」をベースとしてインターネットによる広報を開始するとともに、平成13年度から県内外の希望者に無償郵送を行うなど、一層の充実に図っている。



原子力広報誌「アトムふくしま」と各種パンフレット類

(件)

年 度	12～15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
インターネット アクセス件数	15,411	5,187	8,001	6,949	3,323	2,874	3,152	44,897



# 原子力防災対策

## 1. 原子力災害対策計画の策定

福島県は、「災害対策基本法」に基づき策定した「福島県地域防災計画」の中に「原子力災害対策編」を定め、万一の原子力災害に対処することとしている。

県の原子力災害対策計画は、米国スリーマイル島原子力発電所の事故を契機に、国の原子力安全委員会が、原子力災害特有の事象に着目し原子力発電所等の周辺における防災活動をより円滑に実施できるよう技術的、専門的事項について検討した結果をとりまとめた「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という。）に基づき、本県の地域の実情を十分加味して策定されたものであり、その後の防災指針の改訂に合わせて修正されている。これにより、本県における原子力発電所周辺の各種防災対策が行われてきている。

こうした中、平成11年9月30日に茨城県のウラン加工施設において発生した臨界事故は、我が国で初めて周辺住民の避難等が行われた原子力災害となった。この事故対応の反省を踏まえ、初期動作の迅速化、国及び地方公共団体の連携強化、国の体制強化や原子力事業者責務の明確化等を柱とする「原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）」が制定された。これを踏まえて、防災指針及び国の防災基本計画についても、防災対策の内容をより実効性のあるものとなるよう、必要な修正が行われた。

本県においても、これら原子力災害対策特別措置法等の新しい枠組みとの整合を図るとともに、原子力防災対策の充実強化に向け、平成13年3月、「福島県地域防災計画原子力災害対策編」の修正を行っており、関係町（広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）においても、県計画の修正にあわせ、町地域防災計画原子力災害対策編の修正が行われた。

さらに、原子力災害特別措置法においては、原子力事業者の責務として原子力発電所ごとに「原子力事業者防災業務計画」の作成が義務付けられており、原子力災害についての予防対策、応急対策、事後対策等が定められている。

また、臨界事故による被ばく医療の経験などを踏まえ、平成13年6月、平成14年4月及び平成14年11月に防災指針が修正されたことから、本県においても緊急被ばく医療の充実を図るため、平成16年2月、「福島県地域防災計画原子力災害対策編」の修正を行った。

## 2. 原子力災害対策特別措置法による枠組み

原子力災害については、その特殊性から国が果たすべき役割と責任は自然災害と比べて大きく、また、具体的な措置に際しては原因者である原子力事業者の責任ある対応が必要である。このことから、災害対策基本法その他法令と相まって原子力災害対策の強化を図るため「原子力災害対策特別措置法」が施行されており、その枠組みは次のとおりとなっている。

### ア 初期動作の迅速化

(ア) 原子力事業者からの異常事態の通報の義務づけ

(イ) 所管大臣は初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い、直ちに内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出するとともに、内閣総理大臣を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置

(ウ) 県及び市町村の対策本部も設置。国は避難等必要な措置を自治体に指示

### イ 国、地方公共団体の連携強化

(ア) 政府は現地に「原子力災害現地対策本部」を設置

(イ) 国と自治体の現地対策本部の連携を高めるため「原子力災害合同対策協議会」をオフサイトセンターに設置

(ウ) 総合防災訓練の実施

### ウ 国の体制強化

(ア) 国の原子力防災専門官を法的に位置づけ。原子力発電所の所在する地域に常駐させ、中核的役割を担う。

(イ) 国の原子力災害対策本部長は関係行政機関、関係自治体に対し、応急対策について必要な事項を指示

(ウ) 国の原子力災害対策本部長は防衛大臣に対し自衛隊の派遣を要請

(エ) 主務大臣はオフサイトセンターをあらかじめ指定

(オ) 原子力安全委員会・調査委員の技術的助言の法的位置づけの付与

(カ) 原子力災害緊急時において各種対応機能の迅速な現場投入体制の確保

### エ 原子力事業者責務の確保

(ア) 敷地内における放射線測定設備の設置義務の明確化及び記録の公表の義務づけ

(イ) 通報義務の明確化

(ウ) 原子力事業者の「原子力事業者防災業務計画」の策定義務の明確化

(エ) 原子力事業者は防災組織を設置し、災害応急措置を実施

(オ) 原子力事業者に原子力防災管理者をおく

### 3. 福島県地域防災計画原子力災害対策編の概要

項 目	概 要
第1 総則	
1 目的	○災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）に基づき、原子炉の運転により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止するため等に必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な事務又は業務の遂行によって県民の安全を図る。
2 計画の性格	○「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、この計画に定めるもの以外の対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編）」に準拠する。
3 原子力防災対策の特殊性	○原子力災害は、自然災害と異なり、放射線による被ばくが五感に感じられない等の特殊性を有することから、住民への放射線等に関する知識の普及、関係機関の教育訓練及び資機材の整備等の必要な体制を確立する。
4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（以下、「重点地域」という。）	○重点地域を定めるにあたっては、原子力安全委員会の防災指針が示している原子力発電所から半径8～10 kmを基準とし、行政区画、自然的・社会的周辺状況を勘案し、具体的な地域を定める。 (1) 重点地域の範囲 重点地域を有する市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は次のとおりとする。 ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る地域 大熊町、双葉町、富岡町、浪江町（発電所から概ね半径10 kmの地域） イ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る地域 楡葉町、富岡町、広野町、大熊町（発電所から概ね半径10 kmの地域） (2) 重点地域以外の地域への対応 不安解消のため、情報提供、空間放射線の測定、健康診断を行う。
5 防災関係機関の事務または業務の大綱	○関係機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務または業務の実施細目を作成する。
6 広域的な活動体制	○原子力防災対策は、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努める。
7 本県以外で発生した原子力災害への対応	○県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の不安解消を図るため、必要な事務または業務を行う。
第2 原子力災害予防計画	本章は、予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。
1 原子力発電所における予防措置等	○事業者は、原子力発電所の安全を確保するとともに、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずるものとする。 ○原子力事業者防災業務計画の作成等にあたっては、県との協議を行い、本計画との整合を保つものとする。
2 報告の徴収、立入検査	○県は、必要に応じ、原災法に基づく事業所への立入検査を行い、原子力災害予防のための措置が適切に行われているか確認する。
3 原子力防災専門官との連携	○県は、本計画の作成、防災訓練の実施等について、平常時により原子力防災専門官との密接な連携を図る。

項 目	概 要
4 情報の収集・連絡体制等の整備	○関係機関は、夜間・休日にも対応できる通報連絡体制を整備するとともに、専用回線網等の緊急時の通信手段を確保する。
5 災害応急体制の整備	○関係機関は、職員の参集体制など災害応急体制に係る事項を検討し、必要な体制を整備し、手順書、マニュアル等を定める。
6 緊急事態応急対策拠点施設の整備	○国、県、関係町及び事業者は、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の施設、設備、資機材、資料等について適切に維持を行い、平常時から訓練等に活用する。
7 環境放射線モニタリング体制の整備	○県は、緊急時環境放射線モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニタリング実施体制を整備する。
8 住民等への的確な情報伝達体制の整備	○県は、経過に応じて住民に提供すべき情報の項目について整理するとともに、防災行政無線、広報車等の整備を図る。 ○県は、住民相談窓口の設置等についてその方法、体制等について定める。 ○県は、災害時要援護者及び一時滞在者に対する伝達体制及び設備の整備に努める。 ○県は、文字多重放送、インターネットホームページ等の多様な広報媒体の活用体制の整備に努める。
9 避難収容活動体制の整備	○県は、関係町における避難計画の作成を支援するとともに、他の市町村への避難について調整し広域避難計画を作成する。
10 緊急輸送活動体制の整備	○県警察は、緊急時の道路交通管理体制等の整備に努める。 ○県は、国等から派遣される専門家の移送協力について、あらかじめ定める。
11 緊急被ばく医療体制の整備	○県は、緊急被ばく医療ネットワークを構築し、医療組織体制、派遣体制等の整備を図るとともに、緊急被ばく医療活動マニュアルを整備し、緊急被ばく医療活動等に必要な医薬品、放射線障害に対応する医療機関の整備に努める。
12 消防活動体制等の整備	○県は、救急・救助等に必要な資機材の整備を進めるとともに、関係市町村等に対して消火活動用資機材等の整備について助言する。
13 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	○関係機関は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備する。
14 原子力防災対策上必要な資料の整備	○県及び関係町は、応急対策の的確な実施に必要な社会環境に関する資料等を整備し、オフサイトセンターに備え付ける。
15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	○県は、関係町等と協力して、平常時から原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。また、重点地域以外の住民に対しても知識の普及に努める。 ○防災知識の普及と啓発に際しては、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。
16 防災業務関係者に対する教育	○県及び関係市町村は、防災業務関係者に対する研修を実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。
17 原子力防災に関する訓練	○県、関係町等は、国等の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と防災技術の向上を図るため、防災訓練を定期的実施する。 ○防災訓練の実施にあたり、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫する。 ○訓練終了後、評価を行い改善点を明らかにし、必要に応じマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組む。



項 目	概 要
18 原子力発電所上空の飛行規制	○国の規制の基づき原子力関係施設付近の上空の飛行はできる限り避ける。 ○事業者は、原子力施設を示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努める。
19 計画に基づく行動マニュアル等の整備	○関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、手順等を定めたマニュアル等を整備する。
20 重点地域以外の地域に対する体制の整備	○県は、重点地域以外の地域に対する対応について、必要な体制を整備し、マニュアル等に定める。
21 特定事象未満の事象に対する体制の整備	○県は、特定事象に至らない放射能等放出事象に対して、警戒するために必要な体制等を整備し、マニュアル等に定める。
22 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備	○県は、本県以外で発生した原子力災害に対して、必要な体制を整備し、マニュアル等に定める。 ○県は、関係道府県との相互応援協定に基づき、本県及び他都道府県で発生した原子力災害に対し、必要な要員及び資機材等の相互派遣等を実施する。
第3 原子力災害応急対策計画	本章は、原災法第10条通報後の対応及び原子力緊急事態宣言が発出された場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。
1 事故状況の把握及び連絡	○原子力発電所の原子力防災管理者は、特定事象発見等の場合、15分以内を目的として、県及び関係町等に同時にファクシミリで文書を送付する。 ○連絡を受けた県は、通報連絡系統図により関係機関への連絡を行う。
2 災害対策本部の設置	○知事は、発電所から原災法第10条通報を受信した等の場合、速やかに県災害対策本部、原子力現地災害対策本部を設置する。
3 緊急事態応急対策拠点施設における活動	○県は、原子力災害合同対策協議会等が組織される場合に、あらかじめ指定した職員をオフサイトセンターに派遣し、関係機関と共同して、情報の収集・伝達及び応急対策活動を行う。
4 住民等に対する指示の伝達と広報	○県は、原子力発電所から原災法第10条通報を受信した場合、国の判断結果等を確認した後、直ちに報道機関に対して緊急報道の実施を要請する。 ○広報の一元化を図るため報道責任者を定め、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、防災行政無線戸別受信機、ファクシミリ、インターネット等の複合的な伝達手段を活用する。
5 緊急時環境放射線モニタリング	○県は、原子力発電所から通報を受信した場合等において、緊急時モニタリング班を設置し、直ちに平常時モニタリングを強化する。 ○県は、関係機関に対し、緊急時モニタリング要員の派遣の協力を要請する。
6 退避及び避難	○県及び関係町は、原子力発電所から特定事象発生の通報受信後、直ちに避難所等の開設準備、住民輸送車両の確保、広報車等の準備等を行う。 ○関係町は、国からの指示または独自の判断により、屋内退避及び避難等を決定し、住民等に対し勧告または指示を行う。 ○県は、災害の態様により他市町村への住民の避難が必要な場合、他市町村に対し避難の受入等を要請する。 ○「屋内退避及び避難に関する指標」について、防災指針に準じる。
7 立入制限措置等	○県警察は、防護対策区域に係る立入制限を実施する。

項 目	概 要
8 犯罪の予防等社会秩序の維持	○県警察は、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、治安確保に努める。
9 飲食物の摂取制限等	○県は、防護対策区域内の住民に対し、とりあえず屋内に貯蔵してある飲食物以外の摂取を禁止するよう関係町に指示するとともに、テレビ等による広報を行う。 ○「飲食物摂取制限に関する指標」について、防災指針に準じる。
10 緊急被ばく医療活動	○緊急被ばく医療は、初期被ばく医療、二次被ばく医療、三次被ばく医療に分類され、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく者等が発生した場合にも対応するものとする。 ○県は、一般医療及び必要に応じ緊急被ばく医療に対処するため、現地本部に医療班を設置し、救護所などにおけるスクリーニング等の医療活動を実施する。 ○緊急被ばく医療ネットワークを構成する事業者、消防機関、初期及び二次被ばく医療機関等が連携し、迅速な対応を行うものとする。 ○安定ヨウ素剤の予防服用については、防災指針を踏まえるものとする。また県は、医療班に安定ヨウ素剤配布チームを設置する。 ○メンタルヘルス（心の健康）対策については、県は国、市町村、地域医師会等と協力して適切に実施するものとする。
11 救助・救急・消火活動	○県は、市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要な資機材を確保するなどの措置を講じる。 ○県は、市町村等から消防活動について応援要請があったとき等は、消防庁、県内各市町村等に対し、応援を要請する。
12 緊急輸送活動	○県は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。 ○県警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行い、緊急輸送の交通を確保する。
13 防災業務関係者の安全確保	○「防災業務関係者の放射線防護に係る指標」について、防災指針に準じる。 ○各機関は、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査等の措置を行う。
第4 原子力災害復旧計画	本章は、原子力緊急事態が解除された場合の事後対策を示したものであるが、これ以外でも必要と認められるときは本章に準じて対応する。
1 放射性物質による汚染の除去	○県は、国の指示等をもとに、関係機関と連携し、放射線物質に汚染された物質の除去及び除染を行う。
2 各種制限措置の解除	○県は、国の判断等により、放射線による影響を受けるおそれなくなったと認めるとき、関係市町村に対し、避難等の防護対策の解除を指示する。
3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	○県は、原子力緊急事態解除宣言後、原子力事業者等と協力して環境放射線モニタリングを実施し、結果を速やかに公表する。
4 住民の健康調査の実施	○県は、国及び関係市町村と連携し、防護対策を講じた地区の住民の健康調査を実施する。また心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。
5 損害賠償の請求等に必要資料の作成	○県は、将来の医療措置及び、損害賠償の請求等に資するため、住民等が受けた損害を調査するよう関係市町村に指導する。
6 適正な流通の促進	○県は、国及び市町村と連携し、風評被害等の未然防止又は影響軽減のため、広報活動及び物価の監視を行うものとする。
7 災害対策本部の解散	○知事は、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認める等の場合災害対策本部を解散する。

## 4. 原子力防災訓練の実施

県と広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町では防災関係機関の協力を得て、防災関係者の原子力災害対策計画の熟知と防災関係機関の行う緊急時防災活動の円滑化と相互の協力体制を強化し、地域住民の安全確保と原子力防災意識の向上を図ることを目的として、原子力防災訓練を実施している。

これまでの訓練の実施状況は、次のとおりである。

年度 (回数)	実施日時	実施場所 (中心会場)	参加機関 数等	訓 練 形 態
S 58 第1回	S58. 11. 30 9:00～14:30	福島第一(発)周辺地域 (大熊町)	52機関 699名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
S 60 第2回	S60. 11. 29 9:00～12:00	福島第二(発)周辺地域 (富岡町)	18機関 181名	通報連絡、緊急時モニタリングに関する部分訓練
S 62 第3回	S63. 1. 26 10:00～16:15	福島第一(発)周辺地域 (富岡町)	57機関 635名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H元 第4回	H元. 11. 10 8:30～15:30	福島第一(発)周辺地域 (双葉町)	57機関 835名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 3 第5回	H 3. 11. 14 8:30～15:30	福島第二(発)周辺地域 (楡葉町)	56機関 848名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 5 第6回	H 5. 11. 30 8:30～15:15	福島第一(発)周辺地域 (大熊町)	60機関 1,131名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 7 第7回	H 7. 11. 22 8:30～15:30	福島第二(発)周辺地域 (富岡町)	68機関 1,494名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 9 第8回	H 9. 11. 20 8:00～15:00	福島第一(発)周辺地域 (双葉町)	50機関 1,535名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 11 第9回	H12. 2. 3 9:20～10:35 H12. 2. 4 9:40～12:05	福島第二(発)周辺地域 (楡葉町)	150機関 1,965名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練
H 12 第10回	H 12. 11. 28 8:00～12:00	福島第一(発)周辺地域 (大熊町、双葉町)	144機関 776名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練(通信連絡、オフサイトセンター運営、住民広報、住民避難)
H 13 第11回	H 13. 11. 28 8:30～15:00	福島第二(発)周辺地域 (富岡町、楡葉町)	170機関 1,480名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練(通信連絡、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等)
H 14 第12回	H 14. 11. 8 8:00～15:10	福島第一(発)周辺地域 (双葉町、大熊町)	200機関 1,600名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練(通信連絡、県災対本部運営、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等)、事故プラント復旧訓練
H 15 第13回	H 15. 11. 28 8:00～15:10	福島第二(発)周辺地域 (楡葉町、富岡町)	230機関 1,587名	国の支援、一般住民参加を含めた総合的訓練(通信連絡、県災対本部運営、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、住民広報、住民避難、立入制限等)、事故プラント復旧訓練

年度 (回数)	実施日時	実施場所 (主な会場)	参加機関数 参加者数	訓練形態
H 16 第 14 回	H 16. 11. 24 7 : 45 ~ 14 : 40	福島第一 (発) 周辺地域 (大熊町、双葉町)	147 機関 1,082 名	<p>国の支援、一般住民参加を含めた総合的な訓練として現地対応訓練（通信連絡訓練、オフサイトセンター運営、現地本部運営、参集、住民避難、立入制限等）</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信連絡訓練 (平成 16 年 10 月 19 日 31 機関 101 名)</li> <li>・緊急被ばく医療活動訓練 (平成 16 年 11 月 5 日 4 機関 48 名)</li> <li>・緊急時環境放射線モニタリング訓練 (平成 16 年 11 月 12 日 9 機関 46 名)</li> </ul>
H 17 第 15 回	H 17. 11. 14 13 : 00 ~ 17 : 00 H 17. 11. 15 8 : 00 ~ 14 : 40	福島第二 (発) 周辺地域 (富岡町、楡葉町)	161 機関 2,304 名	<p>国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難、立入制限等）</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信連絡訓練 (平成 17 年 11 月 30 日 29 機関 80 名)</li> </ul>
H 18 第 16 回	H 19. 2. 6 12 : 40 ~ 15 : 00 H 19. 2. 7 7 : 50 ~ 15 : 00	福島第一 (発) 周辺地域 (双葉町、大熊町)	160 機関 2,300 名	<p>国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練（通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営（ブラインド（シナリオ非揭示）方式の訓練導入）、災害対策本部設置・運営、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難（広域避難含む）、立入制限措置等）</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時環境放射線モニタリング訓練 (平成 18 年 11 月 16 日 8 機関 43 名)</li> <li>・通信連絡訓練 (平成 18 年 11 月 27 日 32 機関 103 名)</li> </ul>

年度 (回数)	実施日時	実施場所 (主な会場)	参加機関数 参加者数	訓練形態
H 19 第 17 回	H 19. 10. 22 12 : 30 ~ 17 : 00 H 19. 10. 23 8 : 00 ~ 15 : 00	福島第二 (発) 周辺地域 (楡葉町、富岡町)	215 機関 2,093 名 (延べ 2,872 名)	<p>国の支援、一般住民参加を含めた総合防災訓練 (通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営 (ブラインド (シナリオ非揭示) 方式の訓練導入)、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難 (漁船避難含む。)、立入制限措置、発電所内応急対策 (自衛消防隊による消火訓練) 等)</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施 ・通信連絡訓練 (平成 19 年 10 月 3 日 36 機関 104 名)</p>
H 20 第 18 回	H 20. 10. 21 13 : 00 ~ 18 : 00 H 20. 10. 22 7 : 30 ~ 13 : 00	福島第一 (発) 周辺地域 (大熊町、双葉町)	275 機関 4,011 人 (延べ 5,559 人)	<p>国が主催する原子力総合防災訓練と併せて行う一般住民参加を含めた総合的訓練 (通信・連絡・参集・初動体制確立、オフサイトセンター運営、災害対策本部設置・運営、緊急時環境放射線モニタリング、緊急被ばく医療活動、住民広報、住民避難 (漁船避難含む。)、物資搬送、立入制限措置、発電所内応急対策 (自衛消防隊による消火訓練) 等)</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施 ・通信連絡訓練 (平成 20 年 10 月 2 日 37 機関、119 名) ・緊急時環境放射線空中モニタリング事前訓練 (平成 20 年 10 月 16 日 18 機関、40 名)</p>
H21 第 19 回	H21. 12. 22 8:30 ~ 14:30	福島第二 (発) 周辺施設 (富岡町、楡葉町)	146 機関 1,349 人	<p>原子力発電施設に対するテロ攻撃を想定した国民保護共同訓練と併せて実施。 総合的訓練 (通信連絡・緊急対処事態対策本部等設置運営、オフサイトセンター運営、救急搬送等、緊急時モニタリング、住民津避難、避難住民等救援、住民広報等)</p> <p>他に個別訓練を下記のとおり実施 ・緊急時環境放射線モニタリング訓練 (平成 21 年 11 月 18 日 ~ 19 日 8 機関 48 名) ・通信連絡訓練 (平成 21 年 12 月 14 日 35 機関 98 名)</p>



## 5. 福島県原子力災害対策センター

### (1) 原子力災害時の活動拠点として

原子力災害発生時には、原子力事業者による応急対策、事故の状況把握と予測、住民の安全の確保、被ばく者に対する医療措置、避難住民に対する支援など様々な緊急事態応急対策が必要であり、これらの対策に係る国、県、市町村、原子力事業者、防災関係機関及び専門家などが一体となって対応する必要がある。

そのためには、これらの関係者が一堂に会して、情報を共有し、指揮の調整を図ることが必要であり、そのための拠点となる施設が、原子力災害対策特別措置法に定める「緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）」である。

福島県原子力災害対策センターは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所において原子力災害が発生した場合に「緊急事態応急対策拠点施設」として使用することを目的として、福島県と国が協力して整備したものであり、平成14年3月29日に原子力災害対策特別措置法に基づく指定を受けている。

※福島県が土地・建物及び付帯設備を、国が通信設備・情報機器を整備した。

### (2) 緊急事態応急対策拠点施設としての機能

福島県原子力災害対策センターには、万一の際の初期動作を迅速に行うため、国の原子力防災専門官が常駐している。さらに、緊急時には、国と県の現地対策本部が設置され、関係町、警察、消防、東京電力(株)、防災関係機関及び専門家とともに、「原子力災害合同対策協議会」を組織し、関係者の情報共有、避難等の最重要事項の調整、相互協力のための調整などを行うこととしている。

### (3) 施設の状況

所在地 双葉郡大熊町大字下野上字大野476-3

鉄筋コンクリート造2階建

延床面積： 1,230 m<sup>2</sup>

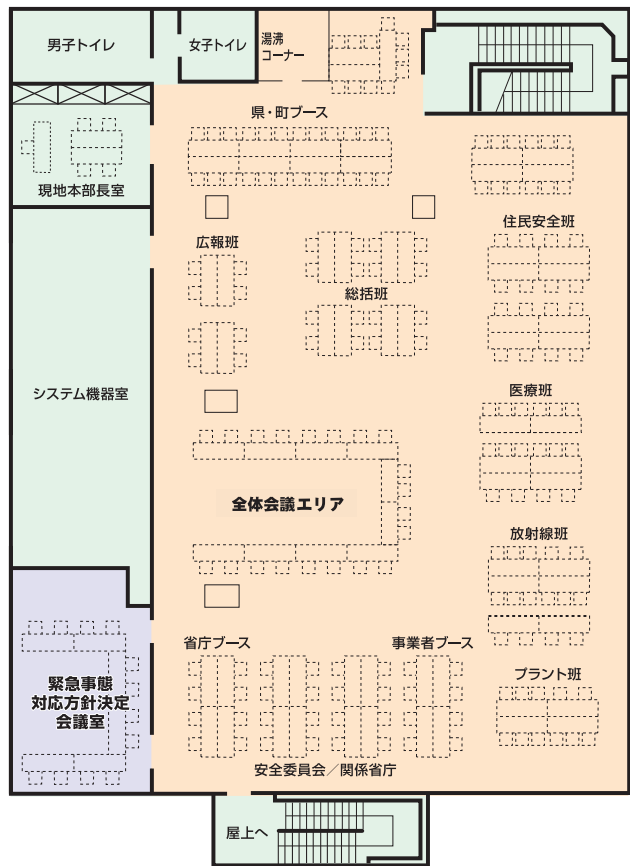
(1階 615 m<sup>2</sup>、2階 615 m<sup>2</sup>)



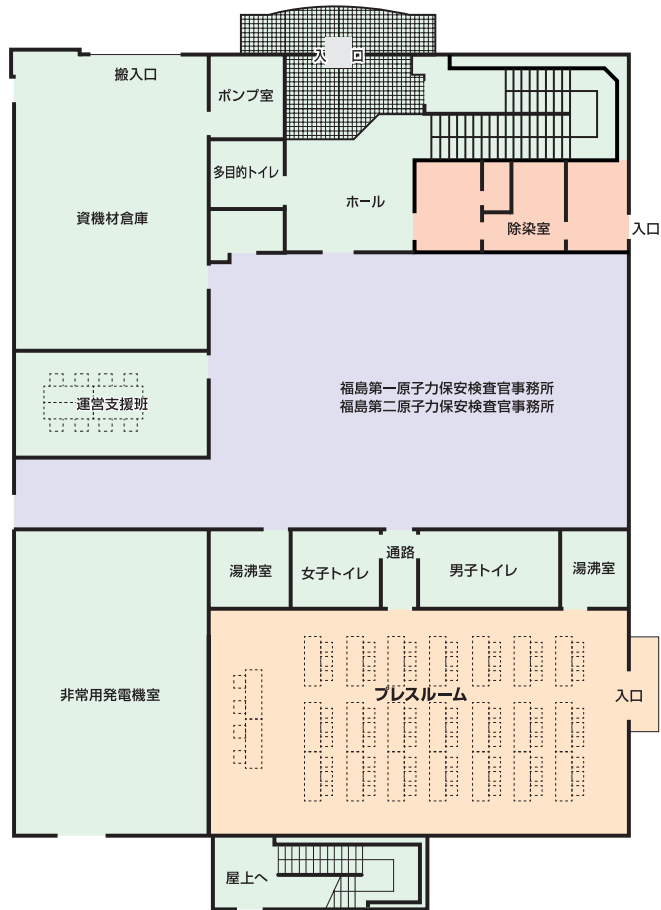
福島県原子力災害対策センター

# 福島県原子力災害対策センター平面図

2 階



1 階



# 電源三法等の運用による行政の展開

電気の安全供給を確保するためには、電源立地を計画的に進めていく必要があります。しかし、原子力をはじめとする発電所の立地は、地元との調整の遅れ等により、ますます長期化の傾向を強めています。

このような状況に対応するため、国は昭和 49 年にいわゆる電源三法交付金を制度化しました。

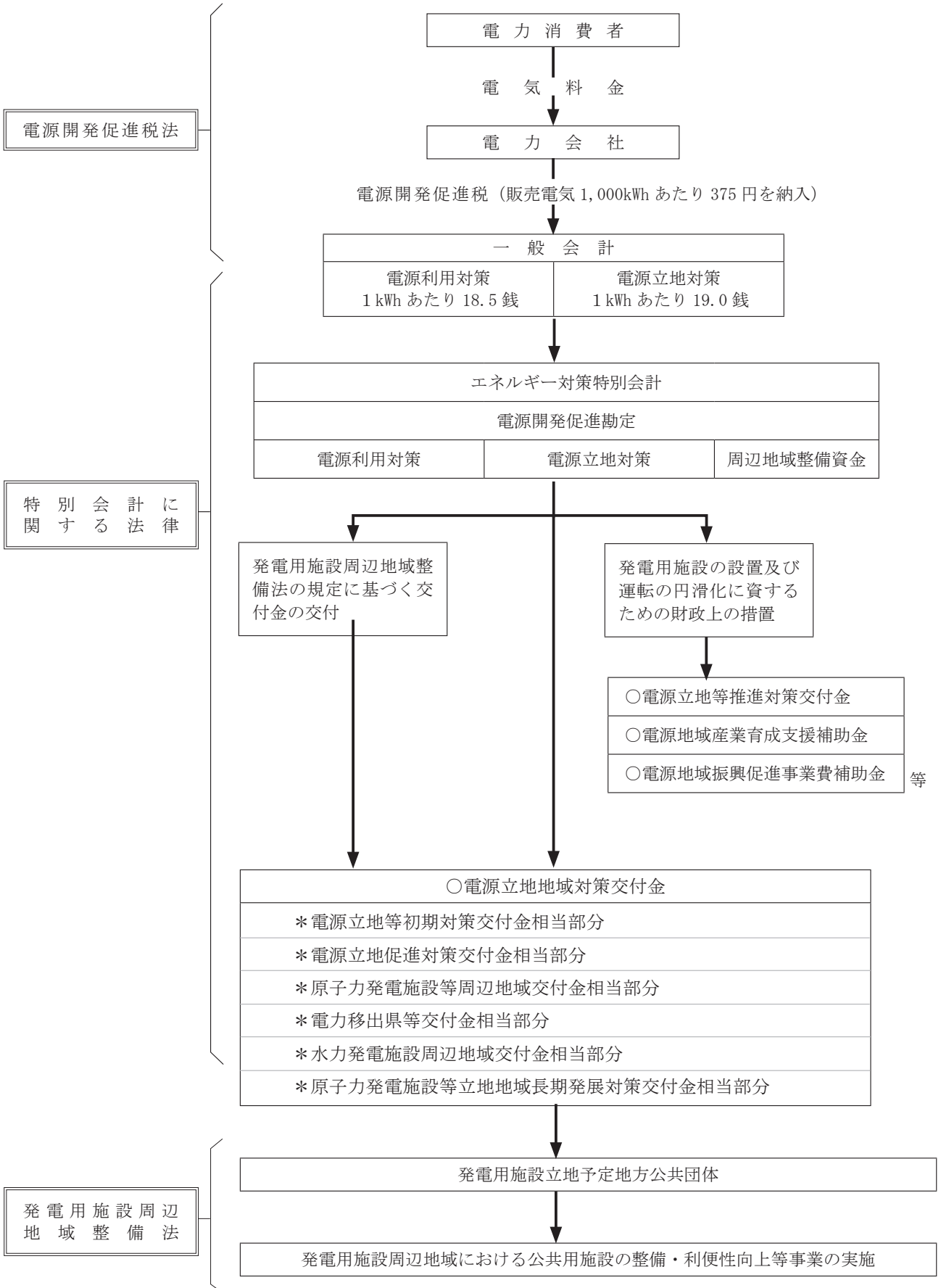
## 1. 電源三法の概要

電源三法の基本的な考え方は、①電力会社から税金（電源開発促進税）を徴収する「電源開発促進税法」、②これを歳入とする特別会計を設ける「特別会計に関する法律」、③この特別会計から発電用施設周辺地域において公共用施設を整備する交付金を地方公共団体等に交付する「発電用施設周辺地域整備法」からなっています。

これらをもとに交付される各種交付金・補助金等により、立地地域住民の福祉の向上や電源立地の円滑化が図られています。

法 律 名	内 容
電源開発促進税法 (昭和 49 年法律第 79 号)	発電施設の設置の促進、運転の円滑化、並びにこれら発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれら発電施設による電気の供給の円滑化。その費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気に電源開発促進税を課します。
特別会計に関する法律 (平成 19 年法律第 23 号)	電源開発促進税法による収入を、発電所の周辺地域の整備や安全対策をはじめ、発電用施設の設置及び運転の円滑化のための交付金や補助金などを交付します。
発電用施設周辺地域整備法 (昭和 49 年法律第 78 号)	発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備等を促進し、地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することが目的です。当該都道府県が公共用施設整備計画及び利便性向上等事業計画を作成し、それに基づいて交付金が交付されます。

# 電 源 三 法 の し く み ( 現 行 )





## 2. 電源立地地域対策交付金による公共用施設の整備及び利便性向上等事業の実施

### 電源立地促進対策交付金相当部分

地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とする発電用施設周辺地域整備法に基づき、発電用施設の周辺の地域において行われる公共用施設の整備事業に対する交付金。

(単位：千円)

年度	市町村名等	事業名	金額
15	福島県	大気汚染常時監視測定機器整備事業	17,981
		計	17,981
	いわき市	消防機械置場兼団員詰所整備事業	6,300
		消防機械整備事業	13,000
	計	19,300	
	檜枝岐村	火葬場整備事業	20,200
	計	20,200	
	広野町	町道高萩・田中線整備事業	110,000
		町道北沢線整備事業	19,000
ふるさと農道整備事業		35,000	
計	164,000		
楡葉町	町道松ノ口・大坂線整備事業	56,000	
	町道小堤・岩沢線整備事業	27,300	
計	83,300		
川内村	村道沢・町分線整備事業	18,321	
計	18,321		
鹿島町	生涯学習施設新築事業	305,000	
計	305,000		
富岡町	町道宮の原小良ヶ浜線整備事業	16,000	
計	16,000		
	合計		644,102
16	福島県	大気汚染常時監視測定機器整備事業	19,099
		計	19,099
	檜枝岐村	火葬場設置事業	93,000
		計	93,000
	楡葉町	町道松ノ口・大坂線整備事業	88,000
計	88,000		
富岡町	町道宮の原小良ヶ浜線整備事業	40,000	
富岡第二中学校運動場改修事業	2,000		
計	42,000		
	合計		242,099

年度	市町村名等	事業名	金額
17	福島県	大気汚染常時監視測定機器整備事業 計	2,384 2,384
	いわき市	消防機械置場兼団員詰所整備事業 消防機械整備事業 計	6,300 17,200 23,500
	檜枝岐村	自動血球計数装置整備事業 歌舞伎備品整備事業 公園施設備品整備事業 養魚施設設備整備事業 計	1,000 750 400 960 3,110
	広野町	町道北沢線整備事業 町道中央台・山ノ神線整備事業 公共用バス自動車整備事業 二ツ沼総合公園整備事業 計	24,000 230,000 5,900 140,000 399,900
	檜葉町	町道松ノ口・大坂線道路改良事業 計	70,590 70,590
	富岡町	富岡第二中学校運動場改修工事 計	52,000 52,000
	合計		551,484
18	福島市	市道黒岩・小原線道路改良舗装事業 計	40,000 40,000
	檜枝岐村	除雪機械整備事業 消火栓整備事業 緑地等広場設備整備事業 特産施設軽トラック整備事業 計	14,850 4,000 400 1,000 20,250
	広野町	町道大平・夕筋線道路新設事業 町道中央台・山ノ神線舗装新設事業 サッカー国際人育成支援施設整備事業 計	48,000 40,000 132,697 220,697
	檜葉町	町道松ノ口・大坂線道路改良事業 計	15,456 15,456
合計		296,403	
19	いわき市	市道搔槌小路・上柳生線道路改良事業 関船体育館大規模改修事業 勿来体育館大規模改修事業 小名浜武道館大規模改修事業 消防機械置場兼団員詰所整備事業 消防機械整備事業 計	59,500 16,179 3,835 3,780 21,000 13,022 117,316
	檜枝岐村	檜枝岐村公共用施設等維持補修基金造成事業 計	16,440 16,440
	檜葉町	防犯灯維持運営事業 計	4,410 4,410
	合計		138,166

年度	市町村名等	事業名	金額
20	いわき市	市道搔槌小路・上柳生線道路改良事業	31,059
		勿来体育館大規模改修事業	12,362
	小名浜武道館大規模改修事業 消防機械置場兼団員詰所整備事業 消防機械整備事業 計	26,242 17,417 40,436 127,516	
	広野町	町道苗代替線整備事業 計	66,000 66,000
	合計		193,516

## 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分

原子力発電所の立地を推進するため、昭和 56 年度に新設された交付金であり、原子力発電施設等の周辺地域の住民、企業等に対する給付金の交付、又は当該地域への企業の導入及び産業の近代化のための措置に要する費用に充てるため関係都道府県に交付されるものである。

本県には、原子力発電所の所在 4 町及び隣接等 7 市町村の住民、企業等に対し、平成 20 年度には約 26 億 9 千万円の給付金が交付された。（電源地域振興センターの一般事務費分を除く）

（単位：千円）

給 付 実 績							
56～6	7	8	9	10	11	12	13
22,867,272	2,467,366	2,458,760	2,472,880	2,506,294	2,540,104	2,576,051	2,589,811

給 付 実 績							
14	15	16	17	18	19	20	合計
2,545,269	2,559,125	2,568,507	2,589,469	2,662,446	2,680,516	2,698,845	58,782,715



## 電力移出県等交付金相当部分

この交付金は、原子力発電施設等周辺地域交付金とともに昭和 56 年度に新設され、県内における発生電力量が県内における消費電力量を 1.5 倍以上の比率で上回り、かつ工業再配置促進法施行令第 2 条に定める誘致地域又は同令別表に定める「にじみ出し」誘導地域面積の和の当該都道府県の総面積に占める割合が 50%以上である電力移出県等に対し、発電用施設の周辺地域への企業の導入及び産業の近代化のための措置に要する費用に充てるために交付されるものであり、移出電力量（発生電力量と消費電力量の差をいう。）当たり一定額が交付される。

昭和 57 年度からは、企業立地資金貸付事業を行う場合は交付限度額の 2 分の 1 の額が上乗せ交付されることになったが、平成 6 年度において、企業導入・産業近代化事業枠と企業立地資金貸付事業枠の併合が行われた。

なお、平成 12 年度からは、企業導入・産業近代化措置に加え、住民の福祉の向上を図るための措置が追加され、併せて原子力発電施設の所在及び周辺市町村が行う事業に対する交付金（市町村枠）の交付が追加された。

（単位：千円）

年度	事 業 名	金 額
56 ） 2	基 金 造 成 事 業	4,450,639
	企 業 立 地 資 金 貸 付 事 業	3,100,000
	新 近 海 漁 業 調 査 指 導 船 建 造 事 業	69,512
	相 馬 地 域 開 発 事 業	600,000
	白 坂 工 業 団 地（ 2 期 ） 造 成 事 業	100,000
	そ の 他（ 計 画 策 定 事 業 ）	31,733
	企 業 誘 致 広 報 強 化 事 業	27,286
	玉 川 工 業 団 地 造 成 事 業	100,000
	福 島 県 ふ る さ と 産 業 お こ し セ ン タ ー 設 立 事 業	160,000
	ふ く し ま ふ る さ と 産 業 お こ し 推 進 事 業	60,000
	会 津 線 電 化 事 業	562,000
	相 馬 地 域 開 発 企 業 誘 致 促 進 対 策 事 業	15,000
	只 見 川 電 源 流 域 振 興 事 業	50,600
	事 務 費	18,000
	バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー 活 用 新 品 種 開 発 事 業	119,015
	受 精 卵 移 植 定 着 化 事 業	134,907
双 葉 地 方 等 沿 岸 道 路 建 設 調 査 事 業	89,362	
	計 9,688,054	

(単位：千円)

年度	事業名	金額
3	企業立地資金貸付事業	500,000
	基金造成事業	513,480
	バイオテクノロジー活用新品種開発事業	234,519
	只見川電源流域振興事業	220,000
	電源地域振興センター出資費	30,000
	事務	2,000
	計	1,499,999
4	企業立地資金貸付事業	500,000
	基金造成事業	481,568
	工業団地等整備事業	51,316
	高品質肉豚普及推進事業	346,450
	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	118,660
	事務	2,000
	計	1,499,994
5	基金造成事業	333,563
	工業団地等整備事業	140,000
	ハイテクプラザバイオ部門整備事業	146,000
	高品質肉豚普及推進事業	195,586
	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	180,000
	事務	2,000
	計	997,149
6	基金造成事業	770,933
	工業団地等整備事業	145,000
	ハイテクプラザバイオ部門整備事業	55,000
	産官共同研究開発事業	40,000
	高品質肉豚普及推進事業	170,000
	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	260,000
	ふくしまふるさと産業おこし推進事業	57,067
	事務	2,000
	計	1500,000
7	基金造成事業	1,845,593
	工業団地等整備事業	385,000
	ハイテクプラザバイオ部門整備事業	65,000
	ハイテクプラザ技術支援センター整備事業	200,000
	産官共同研究開発事業	40,000
	高品質肉豚普及推進事業	73,200
	ヒラメ栽培漁業振興施設整備事業	200,000
	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	126,000
	地域産業振興事業	63,207
	事務	2,000
	計	3,000,000

(単位：千円)

年度	事業名	金額
8	基金造成事業	1,528,405
	工業団地等整備事業	648,000
	ハイテクプラザ技術支援センター整備事業	200,000
	産官共同研究開発事業	126,000
	新世紀ふくしま銘柄豚造成事業	80,201
	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	254,000
	地域産業振興事業	69,894
	地域資源活用・交流型リゾート整備事業	87,500
事務費	1,957	
	計	2,995,957
9	基金造成事業	2,083,212
	工業団地等整備事業	398,000
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	26,000
	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	246,000
	地域産業振興事業	70,688
	農産加工技術センター整備事業	28,100
	産官共同研究開発事業	120,000
	地域資源活用・交流型リゾート整備事業	23,000
事務費	1,613	
	計	2,996,613
10	基金造成事業	940,369
	工業団地等整備事業	31,000
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	246,000
	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	70,000
	地域産業振興事業	50,000
	産官共同研究開発事業	599,980
	地域資源活用・交流型リゾート整備事業	440,068
	県道広野小高線整備事業	114,000
	新世紀ふくしま銘柄豚造成事業	6,563
	漁業調査指導船「いわき丸」建造事業	500,000
事務費	1,577	
	計	2,999,557
11	基金造成事業	1,181,409
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	505,000
	「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	254,000
	地域産業振興事業	61,273
	地域資源活用・交流型リゾート整備事業	65,000
	工業団地等整備事業	342,000
	産官共同研究開発事業	114,000
	企業誘致広報強化事業	20,636
	教育旅行誘致強化事業	23,000
	技術専門校人材高度化事業	36,367
新世紀ふくしま銘柄豚造成事業	120,235	

(単位：千円)

年度	事業費	金額
11	木材加工施設整備事業	121,079
	県道広野小高線整備事業費	898,537
		1,586
		計 3,744,122
12	基金造成事業	1,008,008
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	57,104
	新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	254,000
	地域産業振興事業	50,000
	地域資源活用・交流型リゾート整備事業	61,000
	工業団地等整備事業	468,400
	産官共同研究開発事業	112,279
	地域連携軸形成事業	35,245
	ハイテクプラザ会津若松技術支援センター機器整備事業	199,291
	企業誘致活動強化事業	4,725
	技術専門校人材高度化事業	108,546
	緑のふるさと交流促進事業	23,039
	県道広野小高線整備事業	899,991
	小名浜港荷役機械整備事業	449,998
	市町村電源立地特別交付金(市町村枠)事業費	900,000
	1,747	
	計 4,633,373	
13	基金造成事業	219,109
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	214,913
	新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	251,000
	地域産業振興事業	50,000
	工業団地等整備事業	209,000
	産官共同研究開発事業	96,304
	地域連携軸形成事業	31,012
	ハイテクプラザ会津若松技術支援センター機器整備事業	82,847
	企業誘致活動・広報強化事業	22,995
	技術専門校人材高度化事業	85,259
	緑のふるさと交流促進事業	26,381
	県道広野小高線整備事業	809,566
	相馬港荷役機械整備事業	556,736
	バイオセーフティレベル3整備事業	112,877
	相馬高等学校校舎等改築事業	772,754
大気汚染常時監視機器整備事業	25,022	
市町村電源立地特別交付金(市町村枠)事業費	895,440	
	1,875	
	計 4,473,089	
14	基金造成事業	846,023
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	6,597
	新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	54,000



(単位：千円)

年度	事業費	金額
14	地域産業育成事業	50,000
	大気汚染常時監視機器整備事業	15,430
	産官共同研究開発事業	131,513
	ハイテクプラザ会津若松技術支援センター機器整備事業	77,419
	企業誘致活動・広報強化事業	16,013
	教育旅行誘致事業	9,282
	技術専門校人材高度化事業	60,464
	漁業無線局通信施設整備事業	142,800
	双葉地域観光支援事業	318,918
	富岡地域水産業支援事業(道路整備)	9,299
	富岡地域水産業支援事業(橋梁整備)	169,378
	楡葉地域観光支援事業	166,600
	浪江地域観光支援事業	37,933
	熊川地域通勤路改善事業	18,992
	小名浜港荷役機械整備事業	290,684
	相馬高等学校校舎等改築事業	468,589
	いわき光洋高校全日制校舎移転新築事業	800,000
	市町村電源立地特別交付金(市町村枠)事務費	866,922
		1,332
		4,558,258
15	基金造成事業	1,047,760
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	106,113
	新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	203,722
	地域産業振興事業	51,858
	大気汚染常時監視機器整備事業	21,061
	産官共同研究開発事業	107,637
	ハイテクプラザ会津若松技術支援センター機器整備事業	90,632
	ハイテクプラザ機器整備事業	112,655
	三県共同研究事業	31,033
	企業誘致活動・広報強化事業	14,803
	技術専門校人材高度化事業	31,470
	富岡地域水産業支援事業(橋梁整備)	199,996
	楡葉地域観光産業支援事業	382,705
	熊川地域通勤路改善事業	249,999
	浪江地域観光産業支援事業	249,035
	小名浜港荷役機械整備事業	392,360
	いわき光洋高校全日制校舎移転新築事業	727,907
	福島空港就航先広報事業	34,293
	消防学校改築整備事業	10,763
	R I排水処理施設サンプリング配管改修事業	2,489
	検査体制再編施設・設備整備事業	43,923
	水産試験場調査船整備事業	3,167
	栽培漁業振興施設等機器整備事業	10,697
市町村電源立地特別交付金(市町村枠)事務費	1,047,109	
	1,145	
	5,174,330	

(単位：千円)

年度	事業名	金額
16	基金造成事業	483,273
	IT関連産業を支えるヒューマンリソース人的基盤強化事業	8,091
	会津大学産業連携センター運動解析ルームシステム更新事業	56,700
	福島空港就航先広報事業	97,280
	地域新エネルギー導入・普及促進スケールアップ事業	2,940
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	418,093
	電源地域振興・「スポーツの里」づくり事業	2,123
	電源地域振興・情報収集提供事業	2,478
	電源地域振興・広報交流事業	15,409
	新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	250,666
	電源地域振興・原子力等立地地域振興支援事業	60,248
	電源地域振興・水力発電施設等立地地域振興支援事業	93,573
	消防学校改築整備事業(第3期)	534,259
	防災事務連絡システム更新事業	128,744
	尾瀬歩道整備事業	49,999
	大気環境常時監視施設等整備事業	3,060
	企業誘致活動・広報強化事業	18,843
	新事業創出プロジェクト研究事業	42,650
	地域活性化共同研究事業	58,074
	ハイテクプラザ機器整備事業	35,070
	三県共同研究事業	32,051
	韓国人等観光客誘致強化事業	23,369
	地域産業支援事業	61,190
	農業総合研究センター(仮称)本部整備事業	326,256
	湖沼生物等調査機器整備事業	8,015
	水産試験場調査機器整備事業	3,346
	栽培漁業試験場研究施設機器整備事業	2,705
	漁業無線局無線受信設備整備事業	12,487
	うつくしま有機農産物生産システム確立事業	22,838
	県道広野小高線整備事業	1,433,998
	県道小野富岡線調査事業	50,000
	相馬海浜自然の家カヌー保管庫整備事業	7,241
	交通安全施設等整備事業	8,190
市町村電源立地地域対策交付金(市町村枠)	1,041,225	
事務費	1,482	
	5,395,962	
17	基金造成事業	906,078
	うつくしま宝発見プロジェクト事業	9,239
	IT関連産業を支えるヒューマンリソース人的基盤強化事業	6,284
	会津大学図書館整備事業	14,364
	サッカーによる国際人育成支援事業	453,236
	電源地域振興・「スポーツの里」づくり事業	7,189
	電源地域振興・広報交流事業	15,409
	新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	104,684
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	470,988
	電源地域振興・原子力等立地地域振興支援事業	90,894

(単位：千円)

年度	事業名	金額
17	電源地域振興・水力発電施設等立地地域振興支援事業	86,771
	福島空港就航先バージョンアップ広報・誘客事業	104,049
	携帯電話不通話地域解消事業	106,103
	震度情報ネットワークシステム更新事業	28,747
	尾瀬歩道整備事業	49,999
	大気環境常時監視施設等整備事業	12,246
	検査体制再編関連施設改修事業	43,418
	企業誘致活動・広報強化事業	17,640
	グリーンプロジェクト支援事業	13,473
	三県共同研究事業	28,950
	高度IT人材育成事業	50,550
	新事業創出プロジェクト研究事業	29,007
	地域活性化共同研究事業	78,581
	地域産業支援事業	60,068
	韓国人等観光客誘致強化事業	18,961
	愛・地球博「都道府県の日」観光PR事業	15,758
	若者人材育成・就職実現事業～「フリーター卒業プラン」～	68,318
	うつくしま有機農産物生産システム確立事業	24,370
	農業総合研究センター(仮称)本部整備事業	22,622
	農産加工技術センター整備事業	19,386
	福島県内水面水産試験場施設整備事業	22,253
	水産試験場調査機器整備事業	9,273
	種苗生産研究機器整備事業	896
	ダム等湖沼生物調査機器整備事業	661
	漁業取締施設機器整備事業	14,827
	アカマツ林環境保全向上事業	42,726
	県道広野小高線整備事業	1,283,949
	県道小野富岡線調査事業	199,964
	県道原町川俣線調査事業	4,000
	小名浜港荷役機械近代化調査事業	9,000
	請戸漁港海域水質環境維持保全事業	6,429
	平養護学校全面改築事業	128,999
	富岡高等学校学科転換整備事業	58,334
交通安全施設等整備事業	8,559	
市町村電源立地地域対策交付金(市町村枠)事務費	1,047,442	
	1,503	
	5,796,194	
18	基金造成事業	822,441
	IT関連産業を支えるヒューマンリソース(人的基盤)強化事業	5,999
	会津大学短期大学部エレベーター設置事業	35,314
	地域の魅力クローズアップ事業	14,486
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	444,103
	電源地域振興・原子力等立地地域振興支援事業	91,067
	電源地域振興・水力発電施設等立地地域振興支援事業	89,378
	電源地域振興・広報交流事業	15,408
	電源地域振興・「スポーツの里」づくり事業	9,492

(単位：千円)

年度	事業名	金額
18	サッカーによる国際人育成支援事業	713,500
	新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	136,587
	福島空港就航先バージョンアップ広報・誘客事業	75,936
	携帯電話不通話地域解消事業	202,717
	光ファイバー通信基盤整備促進事業	177,060
	総合情報通信ネットワークファクシミリ蓄積装置更新事業	46,251
	尾瀬歩道整備事業	18,752
	大気環境常時監視施設等整備事業	3,704
	企業誘致活動・広報強化事業	17,370
	高度IT人材育成事業	44,280
	新事業創出プロジェクト研究事業	38,373
	地域活性化共同研究事業	28,396
	グリーンプロジェクト支援事業	30,954
	三県共同研究事業	25,662
	地域産業支援事業	53,588
	韓国人等観光客誘致強化事業	22,741
	若者人材育成・就職実現事業	44,428
	うつくしま有機農産物生産システム確立事業	13,620
	アカマツ林環境保全向上事業	50,031
	農業総合センター畜産研究所整備事業	13,812
	種苗生産研究用揚水施設等整備事業	52,154
	内水面水産試験場施設機器整備事業	3,128
	県道広野小高線整備事業	844,994
	県道小野富岡線整備事業	199,997
	県道原町川俣線調査事業	4,000
	小名浜港湾荷役機械活性化事業	135,000
	木戸ダム展望広場整備事業	49,500
	アクアマリン子ども体験館(仮称)整備事業	10,300
	富岡高等学校学科転換整備事業	81,906
	交通安全施設等整備事業	8,250
	市町村電源立地地域対策交付金(市町村枠)事務費	1,045,448
		1,408
		5,721,532
19	基金造成	2,079,039
	電源地域振興・「スポーツの里」づくり事業	9,090
	電源地域振興・広報交流事業	14,780
	Jヴィレッジオープン10周年記念事業	10,844
	サッカーによる国際人育成支援事業	384,095
	新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	97,655
	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	14,037
	電源地域振興・地域資源活性化事業	24,998
	電源地域振興・原子力等立地地域支援事業	90,973
	電源地域振興・水力発電施設等立地地域振興支援事業	96,838
	福島空港就航先バージョンアップ広報・誘客事業	55,039
	携帯電話不通話地域解消事業	129,619



(単位：千円)

年度	事業名	金額
19	光ファイバ通信基盤整備促進事業	220,612
	大気環境常時監視施設等整備事業	14,008
	健康危機管理体制整備等事業	24,271
	総合療育センター施設整備事業	11,519
	企業誘致活動・広報強化事業	18,234
	福島県工業団地等整備事業補助金交付事業	14,476
	高度IT人材育成事業	17,561
	新事業創出プロジェクト研究事業	25,988
	地域活性化共同研究事業	32,620
	グリーンプロジェクト支援事業	30,928
	三県共同研究事業	23,045
	地域産業支援事業	44,555
	韓国人等観光客誘致強化事業	12,791
	天鏡閣外壁改装事業	630
	若者人材育成・就職実現事業	33,938
	うつくしま有機農産物生産システム確立事業	13,162
	そば県育成品種生産のための施設整備事業	9,852
	種苗生産研究用揚水施設等整備事業	24,869
	調査船拓水電子海図整備事業	4,725
	アカマツ林環境保全向上事業	50,041
	県道広野小高線整備事業	949,940
	県道小野富岡線整備事業	148,998
	木戸ダム展望広場整備事業	22,722
	小名浜港荷役機械活性化事業	207,000
	アクアマリン子ども体験館(仮称)整備事業	23,200
	福島県文化センター施設整備事業	152,775
	富岡高等学校グラウンド照明設備設置事業	8,225
	交通安全施設等整備事業	6,635
	県有施設耐震改修事業	23,558
	市町村電源立地地域対策交付金(市町村枠)事務	1,030,859
		1,432
		6,210,174
	20	基金造成
会津大学短期大学部調理実習室整備事業		6,014
電源地域振興・「スポーツの里」づくり事業		7,445
電源地域振興・広報交流事業		14,780
サッカーによる国際人育成支援事業		26,612
スポーツ医療センター整備事業		30,000
新「歳時記の郷・奥会津」活性化事業		172,318
アクアマリンパーク交流促進事業		5,409
電源地域振興・相双地域資源活性化事業		60,311
電源地域振興・原子力等立地地域支援事業		95,835
電源地域振興・水力発電施設等立地地域振興支援事業		94,351
携帯電話不通話地域解消事業		159,684
光ファイバ通信基盤整備促進事業		238,097
文化センター小ホール音響設備改修事業		23,467
尾瀬歩道・標識整備事業		19,795

(単位：千円)

年度	事業名	金額
20	環境監視施設等機器整備事業	927
	大気環境常時監視施設等整備事業	7,700
	若松乳児院あんしん環境整備事業	7,116
	総合療育センター施設整備事業	51,325
	病診連携による夜間救急医療支援事業	2,516
	医師定着促進事業	5,361
	健康危機管理体制整備等事業(衛生研究所施設整備)	24,202
	ふくしま産業人材確保支援事業	5,763
	企業誘致活動・広報強化事業	14,786
	福島県工業団地等整備事業補助金交付事業	29,566
	戦略的企業誘致補助金	430,000
	新事業創出プロジェクト研究事業	16,760
	地域活性化共同研究事業	19,557
	三県共同研究事業	16,093
	クラスターリーディング産業支援事業	38,000
	相双地域製造業基盤整備事業	3,821
	天鏡閣外壁改装事業	15,030
	ふくしまバリアフリー型体験観光推進事業	1,716
	ふくしまアクティブツーリズム総合戦略事業	28,128
	ふるさと福島大交流プロジェクト事業	10,980
	福島空港利用促進総合対策事業	55,431
	地域産業支援事業	44,069
	うつくしま有機農産物生産システム確立事業	13,776
	漁業取締船・調査船機器整備事業	8,202
	種苗生産研究用揚水施設等整備事業	2,097
	調査船拓水用海洋環境鉛直分布測定装置整備事業	5,763
	県道広野小高線整備事業	1,099,934
	県道小野富岡線整備事業	199,983
	県有施設耐震改修事業	17,958
	光南高等学校テクノアートコンピュータ設備更新事業	19,867
	喜多方工・商統合高産振棟整備事業	36,991
	棚倉・東白川農商統合校施設整備事業	19,477
	大笹生養護学校校舎増改築事業費	14,839
交通安全施設等整備事業	8,038	
市町村電源立地地域対策交付金(市町村枠)	1,190,027	
事務費	1,029	
	6,046,057	

原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分

この交付金は、原子力発電施設等の所在市町村に対し、当該市町村が行う企業導入・産業近代化事業及び福祉対策事業を支援するため、当該施設の運転開始の翌年度から終了までの間、出力に応じ継続的に交付されるもので、平成9年度創設された。

(単位：千円)

年度	市町村名	事業費	金額(交付金額)
9           13	楡葉町	天神岬スポーツ公園整備事業	543,456
		道の駅ならは整備事業	919,376
		福祉関連施設運営管理事業	439,112
		公民館改修工事	31,500
		計	1,933,444
	富岡町	複合文化施設建設事業	1,722,808
		老人・身障者用リフト付ワゴン車購入事業	5,500
		文化センター等維持運営事業	41,000
		計	1,769,308
	大熊町	保健センター建設事業	628,573
		大熊中学校第二体育館建設事業	356,888
		図書館等運営事業	491,000
		総合体育館備品整備事業	183,000
保育所増築工事事業		75,757	
大野小学校給食室増改修工事		55,100	
消防屯所新築工事事業		6,000	
熊町小学校屋上改修工事		14,000	
大熊中学校防水改修工事・第一体育館床改修工事		17,995	
西50号線・西20号線道路改良工事		152,005	
文化センター駐車場用地購入事業		58,000	
自由通路エレベーター設置工事事業		40,000	
宿泊研修所空気調和設備設置工事事業	33,093		
	計	2,111,411	
双葉町	町道山田郡山線整備事業	284,000	
	農道江又線整備事業	17,000	
	福祉関連施設運営拡充・環境整備事業	996,876	
	南小学校下水道接続工事	25,000	
	広野2号線道路補修事業	2,800	
	南小学校線歩道補修	2,500	
	計	1,328,176	
合計		7,142,339	
14	楡葉町	道の駅ならは整備事業(敷地造成)	39,000
		道の駅ならは物産館整備事業(基金造成)	145,592
		サイクリングターミナル増改築事業	9,000
		福祉関連施設運営管理事業	332,800
		計	526,392
	富岡町	富岡町複合文化施設建設	131,280
		富岡保育所建設	375,000
	計	506,280	
双葉町	福祉関連施設等維持運営事業	305,072	
	計	305,072	

(単位：千円)

年度	市町村名	事業費	金額（交付金額）		
14	大熊町	公民館改修	179,000		
		熊町小学校暖房設備設置工事	25,000		
		西50号線道路改良工事	34,000		
		大熊中学校LL教室改修工事	17,000		
		図書館・民族伝承館維持運営費	42,000		
		総合スポーツセンター維持運営費	65,000		
		大野幼稚園維持運営費	39,000		
		熊町幼稚園維持運営費	39,000		
		保健センター維持運営費	34,000		
		文化センター維持運営費	6,234		
		図書館駐車場整備工事	17,000		
		図書館改修工事	29,000		
		防火水槽新設工事	10,000		
		計	536,234		
合計		1,873,978			
15	楡葉町	サイクリングターミナル増改築事業	368,500		
		観光施設等管理運営事業（天神岬、しおかぜ荘）	22,500		
		福祉関連施設管理運営事業	342,900		
		乙次郎地区消防車車庫建築事業	4,400		
		楡葉町墓地公園整備事業	7,500		
		総合グラウンド管理用備品購入事業	4,400		
		消防設備整備事業	900		
		車椅子同乗福祉車両購入事業	4,250		
		防犯灯維持運営事業	3,400		
		町民バス維持運営事業	2,726		
		楡葉町社会福祉協議会運営事業	12,000		
		計	773,476		
		15	富岡町	富岡町複合文化施設建設事業	519,079
				幼稚園施設維持運営事業	45,000
学校施設維持運営事業	17,000				
文化センター施設維持運営事業	5,400				
社会体育施設維持運営事業	8,800				
夜の森駅前集会所新築工事	22,000				
防火水槽設置工事	4,000				
消防屯所建設工事	10,000				
学校給食センター備品購入事業	11,500				
給食センター施設維持運営事業	5,400				
街路灯維持運営事業	4,000				
公共用施設維持修繕基金造成事業	129,973				
計	782,152				
15	大熊町			西50号線道路改良工事業	27,000
		熊町小学校体育館進入路右側フェンス設置工事業	2,500		
		熊町小学校農園及び駐車場法面保護工事業	1,000		
		熊町小学校屋外埋設消火栓管改修工事業	3,000		
		熊町小学校トイレ改修工事業	3,500		
		熊町小学校空調設備設計業務委託事業	2,900		
		熊町小学校給食室改修設計業務委託事業	3,000		
		大熊中学校下水道接続工事業	21,000		
		健康増進施設整備基本設計委託事業	5,000		
		消防屯所・車庫設計業務委託事業	840		
		大野小学校空調設備設置工事設計業務委託事業	2,300		
		大熊中学校空調設備設置工事設計業務委託事業	3,360		
		大熊中学校給食室改修工事設計業務委託事業	6,000		
		BM車（移動図書館車）導入事業	9,500		
福祉関連施設維持運営事業（13事業）	312,232				

(単位：千円)

年度	市町村名	事業名	金額	
15	大熊町	老人福祉センター屋根改修工事業	15,000	
		防火水槽新設工事業	10,000	
		消防屯所新築工事業	130,706	
		消防自動車導入事業	8,000	
		公共用施設維持補修基金積立	139,832	
		大熊町まちタクシー運行事業	14,000	
		社会福祉協議会バス導入事業	10,000	
		健康増進施設整備事業基金積立	303,000	
		計	916,670	
		15	双葉町	町道山田郡山線整備事業
双葉海浜公園施設維持運営事業	2,200			
福祉関連施設維持運営事業(13事業)	340,086			
小中学校、町体育館施設改修事業	10,000			
双葉北小学校プールろ過器改修事業	1,550			
双葉町公民館事務室改修事業	1,100			
双葉町体育館舞台吊物ワイヤー取替事業	2,150			
鴻草用水路整備事業	1,000			
町保健指導事業	3,000			
新多目的交通システム備品購入事業	7,400			
双葉町新多目的交通事業補助金	5,500			
太鼓フェスティバルインふたば事業補助金	950			
夢王国ふたば事業補助金	1,800			
双葉町ダルマ市事業補助金	1,500			
町道山田郡山線整備事業基金造成(JR横断部から西側)	13,028			
計	542,351			
	計	3,014,649		
16	楡葉町	楡葉町墓地公園整備事業	141,300	
		金山地区用排水路整備設計委託事業	2,500	
		幼稚園バス購入事業	3,600	
		楡葉北小学校昇降口建具改修事業	3,000	
		町道熊野・今中線道路改良事業	32,184	
		福祉関連施設等維持運営事業(6事業)	509,500	
		社会福祉協議会補助金交付事業	27,000	
		金山地区用排水路整備事業	18,000	
		羽山幹線用水路整備事業	3,500	
		細谷幹線排水路整備事業	2,800	
	楡葉町公共用施設維持補修基金造成事業	34,616		
	計	778,000		
	16	富岡町	富岡町複合文化施設建設事業	565,000
			宮の原ポンプ場改築事業	80,000
			福祉関連施設等維持運営事業(4事業)	174,464
	計	819,464		
16	大熊町	熊野小学校給食室改修工事業	98,140	
		熊野小学校給食室改修工事業工事管理委託	3,360	
		大熊中学校給食室改修工事業	107,000	
		大熊中学校給食室改修工事業工事管理委託	3,800	
		福祉関連施設等維持運営事業(13事業)	327,986	
		健康増進施設整備事業実施設計委託事業	43,000	
		健康増進施設整備事業基金設立	450,000	
計	1,033,286			
16	双葉町	福祉関連施設等維持運営事業(11事業)	312,800	
		社会福祉協議会運営事業補助金	15,000	



(単位：千円)

年度	市町村名	事業名	金額
16	双葉町	特色ある学校づくり事業補助金 町民健康増進事業 在宅ねたきり老人介護顕彰事業 特定疾患患者見舞金給付事業 町道山田郡山線整備事業 町道山田郡山線整備事業基金造成 計	4,500 30,000 1,200 1,500 79,560 50,440 495,000
	計		3,125,750
17	楡葉町	学校防犯対策事業（小・中学校ゲート） 下繁岡幹線用水路整備事業 楡葉町公共用維持補修基金造成事業 道の駅ならば物産館建設事業 サッカーによる国際人育成支援事業 社会福祉協議会補助金交付事業 町道松ノ口・大坂線道路改良事業 福祉関連施設等維持運営事業（6事業） 計	23,500 5,600 17,676 179,514 14,700 30,500 4,410 503,400 779,300
	富岡町	水道施設建設工事 福祉サービス促進事業 生活利便性向上事業 人材育成事業 グラウンドゴルフ場整備事業 公共用施設維持運営基金造成事業 福祉関連施設等維持運営事業（5事業） 計	120,000 31,500 6,000 10,000 2,571 274,669 379,000 823,740
	大熊町	熊町小学校施設整備事業 大熊中学校施設整備事業 消防自動車購入事業 外国青年招致人材育成事業 健康増進施設整備事業 消防屯所移築工事事業 個別受信機購入事業 健康増進施設整備事業基金積立 福祉関連施設等維持運営事業（3事業） 計	4,000 95,000 10,000 11,000 23,000 14,800 90,000 538,305 275,500 1,061,605
	双葉町	社会福祉協議会運営事業補助金 特色ある学校づくり事業補助金 町民健康増進事業 特定疾患患者見舞金給付事業 小中学校語学指導外国青年招致事業 青年婦人会館駐車場整備事業 阿弥陀下用水路整備事業 中学校テニスコート改修事業 幼稚園施設改修事業 公共用施設維持補修基金造成事業 町道山田郡山線整備基金造成事業 福祉関連施設等維持運営事業（11事業） 計	17,000 5,000 28,600 1,600 4,320 7,000 1,800 21,500 2,700 31,000 40,000 304,480 465,000
	計		3,129,645

(単位：千円)

年度	市町村名	事業名	金額
18	楡葉町	楡葉配水池敷地造成事業	28,400
		サッカーによる国際人育成支援事業	177,140
		社会福祉協議会補助金交付事業	30,000
		防災行政無線整備基金造成事業	10,000
		福祉関連施設等維持運営事業（5事業）	475,880
		計	721,420
	富岡町	夜ノ森駅周辺整備事業	55,511
		水道施設建設事業	48,000
		福祉関連施設等維持運営事業（3事業）	619,268
		計	722,779
大熊町	東31号線整備事業	180,000	
	東67号線整備事業	569,653	
	外国青年招致人材育成事業	11,000	
	健康増進施設整備事業	200,000	
	施設維持補修事業	36,122	
	福祉関連施設等維持運営事業（3事業）	255,000	
	計	1,251,775	
双葉町	町道山田郡山線整備事業	104,485	
	町民健康増進事業	36,000	
	特定疾患患者見舞金給付事業	1,600	
	小中学校語学指導外国青年招致事業	4,320	
	社会福祉協議会運営事業補助金	8,890	
	中学校ソフトボールバックネット整備事業	3,000	
	双葉町公共用施設維持補修基金造成事業	77,000	
	福祉関連施設等維持運営事業（3事業）	311,865	
		計	547,160
	計	3,243,134	
19	楡葉町	防犯灯維持運営事業	3,590
		楡葉配水池築造事業	37,000
		楡葉町防災行政無線整備基金造成事業	170,000
		その他維持運営事業等（6事業）	533,946
			計
	富岡町	水道施設整備事業	82,000
		その他維持運営事業等（6事業）	641,452
		計	723,452
	大熊町	町道31号線整備事業	178,000
		町道67号線整備事業	344,000
情報通信基盤整備事業		127,000	
その他維持運営事業等（5事業）		604,009	
	計	1,253,009	
双葉町	総合保健福祉施設厨房用エアコン設置工事	1,800	
	町道山田郡山線整備事業	29,000	
	特色ある学校づくり事業補助金	4,900	
	地域スポーツ振興事業	3,500	
	その他維持運営事業等（13事業）	455,800	
	計	495,000	
	計	3,215,997	

(単位：千円)

年度	市町村名	事業名	金額
20	楡葉町	楡葉配水池機械電気設備事業	28,000
		上ノ原地区配水管布設事業	16,000
		防犯灯維持運営事業	8,500
		楡葉町防災行政無線整備基金造成事業	100,000
		その他維持運営事業等（4事業）	559,056
		計	711,556
	富岡町	学校教育事業	15,000
		その他維持運営事業等（4事業）	681,096
		計	696,096
	大熊町	スポーツ施設整備事業	5,000
集会施設整備事業		20,000	
熊町小学校施設整備事業		65,000	
その他維持運営事業等（5事業）		1,178,091	
計		1,268,091	
双葉町	特色ある学校づくり事業補助金	5,100	
	地域スポーツ振興事業	3,500	
	その他維持運営事業等（13事業）	681,264	
	計	689,864	
	計		3,365,607

### 3. その他の主な交付金等

#### 放射線監視等交付金

原子力発電施設等の周辺地域において放射線監視施設を設置し、また調査しようとする場合、これに要する費用に充てるため関係都道府県に交付される交付金で本県には次のとおり交付され、環境放射能監視体制の強化・充実が図られている。

(単位：千円)

	49～11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
施設等の整備	2,662,762	92,874	140,991	78,936	94,173	53,658	142,698	468,845	55,744	121,797	103,396	4,015,874
事前調査	29,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29,550
放射線監視	1,191,624	97,067	108,477	128,621	125,513	132,150	130,818	125,802	94,773	111,458	109,447	2,355,750

#### 平成11年度放射線監視設備整備等臨時特別交付金

平成11年9月に発生したJCOの臨界事故後における放射線監視体制の強化に必要な設備の整備等に要する費用に充てるため、関係都道府県に平成11年度に限り交付されたものであり、本県では平成12年度にモニタリングポストの増設、既設モニタリングポストの測定項目の追加、モニタリングデータ収集・表示システムの整備、サーベイメーター等放射線測定機器の整備を行った。

(単位：千円)

区分	金額
設備整備費	621,243
一般事務費	214
計	621,457

## 温排水影響調査交付金等

原子力発電施設からの温排水による周辺海域における影響を調査しようとする場合、原子力発電施設の使用が開始されてから10年間その調査に必要な設備等整備事業及び調査に充てるため関係都道府県に交付される交付金で、本県には平成8年度まで交付され、漁業資源調査など温排水調査が実施されてきた。

(単位：千円)

	49～61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	合計
施設等の整備	31,001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31,001
事前調査	7,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,500
温排水調査	73,500	8,750	8,750	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	131,250

## 広報・安全等対策交付金

原子力発電に関する正しい知識の普及啓発事業や周辺地域住民の安全確保に関する調査、連絡調整等の事業を行う場合、その事業に要する費用に充てるため、関係都道府県及び市町村に交付される交付金で、本県には次のとおり交付されている。

(単位：千円)

	49～11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
県分	1,451,160	79,787	82,953	145,382	78,885	77,324	75,802	75,781	80,261	77,336	68,948	2,293,619
隣接市町村分	410,420	20,699	23,003	22,937	21,164	20,307	23,055	21,525	21,609	22,021	19,946	626,686
立地町分	1,438,756	100,980	91,350	79,653	88,446	92,235	96,514	93,914	90,907	89,222	82,875	2,344,852



## 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

米国スリーマイル島原子力発電所の事故を契機として、原子力発電所等に関する防災体制の整備、強化を図る必要性から昭和55年度に新設されたもので、この交付金は、①国、県、原子力発電施設等の所在町及び隣接市町村の間を結ぶ通信連絡網の整備並びにSPEEDI端末機器の整備、②原子力防災活動のための資機材及び緊急時のための医療施設の整備、③原子力防災に関する講習会開催・参加、防災訓練の実施、住民への知識の普及に要する経費、④オフサイトセンターの維持管理に要する経費に充てるため関係道府県に交付されている。

(単位：千円)

	55～11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	合計
緊急時連絡網整備等事業	824,476	64,980	61,103	71,954	61,718	62,658	63,287	62,065	93,571	94,161	82,832	1,542,805
防災活動資機材整備事業	379,257	45,792	55,867	111,164	121,330	78,461	73,031	52,790	58,855	70,526	71,283	1,118,356
緊急時対策調査・普及等事業	276,704	18,138	29,822	29,788	32,225	32,645	29,575	34,694	30,681	31,161	18,234	563,667
緊急事態応急対策拠点施設整備事業	-	-	227	9,676	10,852	9,327	8,129	8,603	9,402	12,930	8,354	77,500
計	1,480,437	128,910	147,019	222,582	226,125	183,091	174,022	158,152	192,509	208,778	180,703	3,302,328

## 平成 11 年度原子力防災対策臨時特別交付金

平成 11 年 9 月の臨界事故後における原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策の充実強化に必要な資機材等の整備に要する経費に充てるため、関係道府県に平成 11 年度に限り交付されたもので、本県では、平成 12 年度に緊急被ばく医療施設の整備、関係町が行う防災行政無線戸別受信機の整備事業への補助を行った。

(単位：千円)

区 分	金 額
施設整備費	63,838
機械器具費	33,956
補助金	151,939
計	249,733

## 原子力災害対策施設整備費交付金

原子力災害対策特別措置法第 12 条の緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を整備する経費に充てるため、関係道県に平成 11 年度に限り交付されたもので、本県では、双葉郡大熊町に「福島県原子力災害対策センター」が、平成 13 年度に完成した。

(単位：千円)

区 分	金 額
工事費	563,283
土地取得費	54,312
調査設計費	25,870
付帯設備整備費	11,610
計	655,075

## 原子力広報研修施設整備費補助金

原子力発電に関する知識の普及の用に供する施設の整備に要する費用に充てるため都道府県等に交付される補助金であり、本県では、原子力センターの展示室の一部を、この補助金（約1億2,714万円）により、昭和54年3月15日に増築整備した。

平成4年度には同補助金により展示室の外壁の改修を実施（約1,747万円）し、平成5年度には展示室の増改築及び展示備品の整備（約3億3,203万円）を実施、また、平成14年度には、映像ソフトとシステム機器の整備（約7,076万円）を実施した。



展 示 室



映 像 ホ ー ル

# 核 燃 料 税

核燃料税は、原子力発電所立地に伴う立地地域及び周辺地域の安全・防災対策、民生安定対策、産業振興対策など、原子力発電所が立地するゆえに生じる多額で多種多様な財政需要に対応するため、地方税法第4条第3項、第259条等の規定に基づき、総務大臣の同意（平成12年3月31日までは許可）を得て課税することができる道府県法定外普通税の一つで、発電用原子炉の設置者（電力会社）に課税される。現在、核燃料に関する道府県法定外普通税は、本県を含め福井県、新潟県など13道県で課税されている。

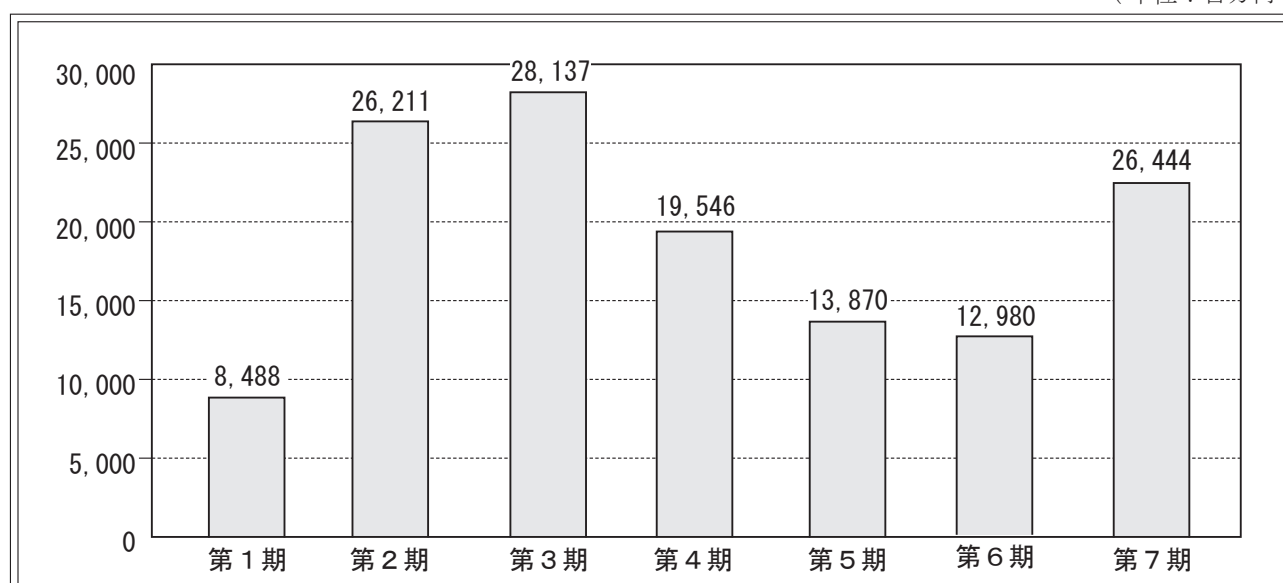
本県の核燃料税は、福井県に続いて昭和52年に自治大臣（当時）の許可を受け創設された。その後5年毎に更新を行い、現在第7期目となっている。第7期の核燃料税は、平成19年12月に総務大臣の同意を得て施行され、税率については、原子炉に挿入された核燃料の価額（取得価額）の10%及び核燃料の重量1kgにつき8,000円、課税期間については、平成19年12月31日から平成24年12月30日までとなっている。また、5年間の税込見込額は約264億円で、年平均約53億円が見込まれている。

この税収は、これまでと同様に、立地地域を中心として県及び立地・周辺市町村等が実施する安全・防災対策、民生安定対策、産業振興対策等の諸施策を推進するために有効に活用していくこととされている。

なお、平成14年7月に「福島県原子力防災対策等基金」を設置し、核燃料税相当額を当該基金に積み立てた後、当該基金から個々の事業へ繰入れを行うことで、核燃料税収の使途を明確化し、透明性の向上を図っている。

【税収額の推移】

（単位：百万円）



※1期：5年間第7期は計画額

# 原子力発電所建設の経緯と現状

## 1. 東京電力(株)福島第一原子力発電所

### (1) 誘致運動の発端

県は、昭和35年5月10日、(社)日本原子力産業会議に加盟するとともに、県内数地点について、原子力発電所立地調査を行った結果、大熊、双葉地点が適地であることを確認した。同年7月には、通商産業省産業合理化審議会原子力部会の答申があり、原子力発電の民間開発の気運が高まる。昭和36年9月には、東京電力(株)が、原子力発電所敷地を双葉郡大熊町、双葉町にまたがる太平洋岸長者原地内の元飛行場跡地を物色しているとの情報に、大熊町、双葉町では積極的協力の態度を示し、県及び東京電力(株)に対し、原子力発電所の設置について陳情するとともに、用地買収及び受入態勢の整備について協力することとした。また、大熊町議会においては昭和36年9月19日、双葉町議会においては同年10月22日に、それぞれ東京電力(株)福島原子力発電所誘致の決議を行った。

### (2) 建設用地の買収

昭和37年東京電力(株)では、太平洋岸長者原地内の水質調査及び気象、地質、海況、交通、人口分布等の調査を県に委託し、県は、当該調査を財団法人福島県開発公社（現福島県土地開発公社）に行わせることとした。同公社は、工業用水調査（5,000千円）、航空撮影調査（1,369千円）、地質調査（1,351千円）等を実施し、その結果について東京電力(株)に報告した。昭和38年東京電力(株)では、当地区を建設予定地に内定し、同年10月には東京電力(株)社長より知事に対し用地買収斡旋の正式依頼があり、県は、同公社に買収させることで受託した。

昭和39年5月、県開発公社は、大熊町、双葉町の議員で構成している両町合同の開発特別委員会に用地買収の基本方針を説明するとともに、同年7月地権者からは承諾書を取り、東京電力(株)との間には「用地取得等の委託に関する契約」を締結した。

昭和40年9月、県開発公社は、買収した用地95万㎡を東京電力(株)に対し引渡しを完了した。

さらに、東京電力(株)では、双葉町地内に追加用地を確保するため県開発公社に委託し、昭和42年7月、119万㎡を取得した。





建設用地全景

### (3) 発電所の現状

東京電力㈱では、昭和 30 年社内に原子力に関する組織を設け、本格的な調査研究を開始するとともに、国内及び諸外国の原子力諸機関に技術要員を派遣し、原子力技術の習得に努め、原子力発電所を建設するための用地として、双葉郡大熊町並びに双葉町にまたがる太平洋岸の約 350 万㎡の敷地に、昭和 41 年、福島原子力発電所 1 号機の設置に関する申請をした。原子炉の選定にあたっては、海外において、すでに実用段階にある沸騰水型軽水炉を採用し、1 号機の建設については、経験豊富な米国 G E 社と一括契約を締結した。1 号機は、昭和 41 年 12 月設置許可が降り、42 年 9 月、建設工事に着手、46 年 3 月完成し営業運転を開始した。

また、2 号機は 49 年 7 月、3 号機は 51 年 3 月、4 号機は 53 年 10 月、5 号機は 53 年 4 月、6 号機は 54 年 10 月にそれぞれ完成し、営業運転を開始した。



東京電力(株)福島第一原子力発電所全景

○ 配 置

- ・ 位 置 福島県双葉郡大熊町並びに双葉町
- ・ 敷地面積 約 350 万 m<sup>2</sup>
- ・ 発電所運転用水 1 日 11,000 t
- ・ 取水港湾設備
  - 南防波堤 約 900 m
  - 北防波堤 約 1,100 m
- ・ 送電設備 50 万 V 送電線
  - 27.5 〃
- ・ 原子炉の型 沸騰水型軽水炉

○ 建設経過

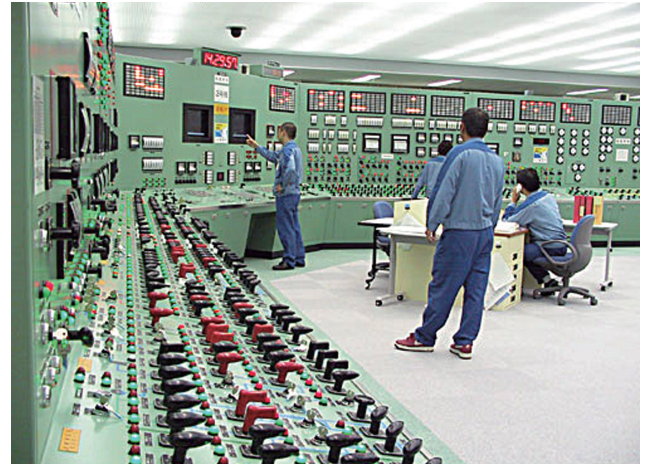
	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機	5 号 機	6 号 機
電 気 出 力	46 万 kW	78.4 万 kW	78.4 万 kW	78.4 万 kW	78.4 万 kW	110 万 kW
工事着工(※)	42. 9. 29	44. 5. 27	45. 10. 17	47. 5. 8	46. 12. 22	48. 3. 16
運 転 開 始	46. 3. 26	49. 7. 18	51. 3. 27	53. 10. 12	53. 4. 18	54. 10. 24
建 設 工 事 費	約 390 億円	約 560 億円	約 620 億円	約 800 億円	約 900 億円	約 1,750 億円

(※) 工事着工については、電気事業法第 41 条認可日（工事計画認可日）とした。

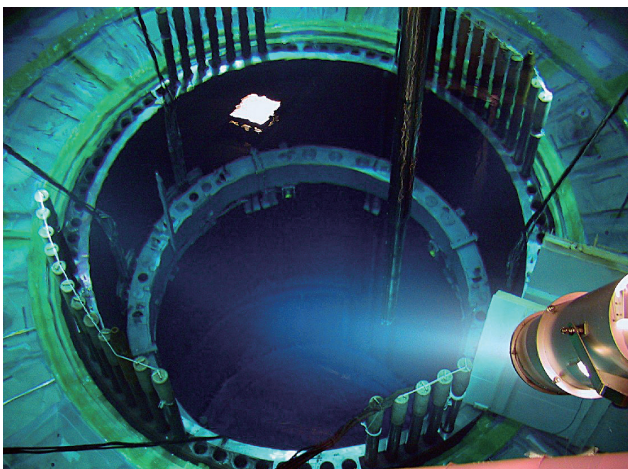




中央操作室シミュレータ



中央操作室 サイトシミュレータ訓練風景



燃料交換作業

○ 運転状況（年度別設備利用率）

（単位：％）

発電所名 (運転年月日)	認可出力(kW)	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
福島第一原子力1号 (46. 3. 26)	46万	※ 66.2	65.7	48.5	26.2	16.3	24.8	6.0	40.4	58.3	55.0	29.7	53.8	63.4	92.1	46.7	65.9	61.7	97.1
福島第一原子力2号 (49. 7. 18)	78.4万				※ 66.5	16.5	47.7	3.9	54.6	65.7	45.2	46.6	80.0	63.1	56.4	53.7	85.1	71.3	62.3
福島第一原子力3号 (51. 3. 27)	78.4万					※ 99.9	72.8	41.8	43.5	50.8	68.8	76.1	40.6	55.0	66.7	77.4	85.7	57.1	63.2
福島第一原子力4号 (53. 10. 12)	78.4万								※ 82.9	59.5	68.2	70.8	63.2	91.1	71.3	64.9	56.3	79.6	93.9
福島第一原子力5号 (53. 4. 18)	78.4万								※ 68.3	70.9	68.7	69.6	62.0	56.9	81.9	75.8	60.6	53.9	90.6
福島第一原子力6号 (54. 10. 24)	110万									※ 98.0	64.1	65.5	70.3	81.1	63.4	58.3	67.6	88.4	71.1

発電所名 (運転年月日)	認可出力(kW)	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
福島第一原子力1号 (46. 3. 26)	46万	13.7	64.3	31.1	71.6	52.7	100	79.4	45.1	99.7	84.0	69.3	72.2	37.5	56.9	0.0	0.0	47.4	72.5	40.8	54.5	91.7
福島第一原子力2号 (49. 7. 18)	78.4万	80.2	66.1	45.8	62.3	84.4	34.9	76.0	88.4	81.9	36.0	72.8	78.4	69.0	99.7	0.0	64.6	63.9	45.8	91.7	86.0	73.4
福島第一原子力3号 (51. 3. 27)	78.4万	93.7	50.7	60.1	89.5	74.0	61.2	67.8	97.2	15.0	64.6	66.8	99.9	85.5	29.3	62.5	36.7	89.7	72.7	65.5	90.5	71.2
福島第一原子力4号 (53. 10. 12)	78.4万	69.8	62.5	88.6	71.8	59.5	90.1	92.3	74.4	50.7	95.8	92.9	66.4	88.3	46.0	2.4	69.0	30.5	76.2	86.3	70.2	82.6
福島第一原子力5号 (53. 4. 18)	78.4万	81.4	60.1	77.0	87.7	64.3	64.4	80.4	96.9	73.0	81.5	68.4	49.6	89.5	86.3	55.0	58.1	67.1	59.7	73.1	80.5	86.5
福島第一原子力6号 (54. 10. 24)	110万	39.2	90.9	76.6	62.5	57.1	99.9	73.8	65.9	86.6	81.3	85.6	68.7	95.2	67.4	25.0	24.9	72.8	82.1	62.8	95.2	80.0

(注) 1. 設備利用率  $\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間数}} \times 100(\%)$

2. ※印は運転開始初年度にあたり、運転開始以降の算出を計上

#### (4) 環境放射能の監視

東京電力㈱は、昭和 43 年 2 月から福島第一原子力発電所敷地内（一部周辺）において、空間線量率、環境試料等の放射能を測定しており、その概要は次のとおりである。

頻度	常 時 測 定			年 1 ～ 4 回 測 定										月 1 回測定
項 目 及 測 機 器	空間線量率	空間積算線量	大気浮遊じん	全 デ ー タ 放 射 能 濃 度 ・ 核 種 濃 度										大気浮遊じん 核 種 濃 度
	モニタリング ポスト	※1 蛍光ガラス 線量計	※2 ダストモニタ	陸土	精米	野菜	牛乳	海水	海 沈 積 物	底 物	水産物	指 標 植 物	指 標 海 洋 生 物	
種 類	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	4	1	1	1
地点数	8	16	2	4	2	2	1	3	4	2	1	2	1	2

※1 平成 14 年度までは熱蛍光線量計、平成 15 年度より蛍光ガラス線量計に変更

※2 平成 13 年 9 月より全アルファ放射能濃度測定開始



モニタリングポスト



## 2. 東京電力(株)福島第二原子力発電所

### (1) 誘致運動の発端

大熊町、双葉町の原子力発電所誘致運動が発端となり、富岡町、楡葉町においてもその気運が高まり、昭和42年11月には、南双方部総合開発期成会が企業誘致を知事に陳情し、43年1月、県は、東京電力(株)福島第二原子力発電所の誘致を発表した。なお、富岡町、楡葉町は協力の態度を示し、富岡町議会でも原子力発電所誘致促進の決議を行っている。

### (2) 建設用地の買収

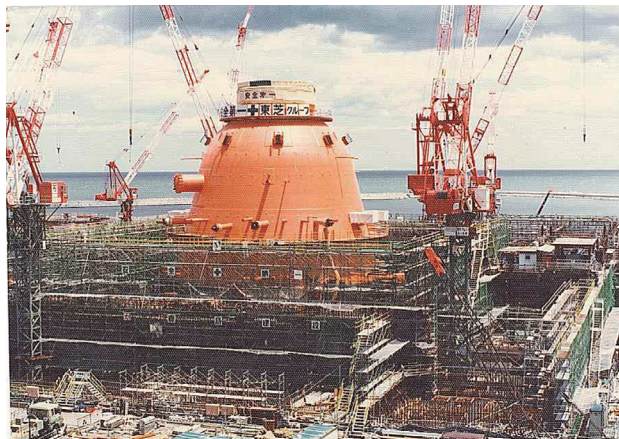
昭和43年6月、東京電力(株)は県に対し、富岡町、楡葉町の太平洋岸に原子力発電の第二地点の用地斡旋を依頼した。県はこれを了承し、県開発公社が同業務を引受けることとし、44年7月には、県開発公社と東京電力(株)との間に「東京電力(株)福島第二原子力発電所の用地取得等の契約」を締結したが、富岡町毛萱地区では、原子力発電所設置絶対反対を決議したことなどもあり、富岡町議会では、原子力問題調査特別委員会を設置した。



建設用地全景



昭和 45 年 3 月、楡葉町議会では、東京電力(株)福島第二原子力発電所建設用地の町有地処分を議決し、昭和 46 年 3 月、東京電力(株)福島第二原子力発電所地点の土地買収交渉がまとまり、昭和 48 年 3 月、県開発公社は、東京電力(株)に福島第二原子力発電所地点にかかる用地等（発電所用地 132 万㎡、進入路用地 3.7 万㎡）の引渡しを完了した。



建設工事

### (3) 発電所の現状

東京電力(株)では、双葉郡大熊町、双葉町に設置している福島第一原子力発電所に続いて、双葉郡富岡町、楡葉町に福島第二原子力発電所を設置した。

1号機は昭和49年4月に設置許可が降り、50年11月建設に着手し、57年4月に完成し、営業運転を開始した。

また、2号機は59年2月、3号機は60年6月、4号機は62年8月にそれぞれ完成し、営業運転を開始した。



東京電力(株)福島第二原子力発電所全景

## ○ 配 置

- ・ 位 置 福島県双葉郡富岡町並びに楡葉町
- ・ 敷地面積 約 150 万 m<sup>2</sup>
- ・ 発電所運転用水 1 日 4,500 t
- ・ 取水港湾設置  
南防波堤 約 1,400 m  
北防波堤 約 1,000 m
- ・ 送電設備 50 万 V 送電線
- ・ 原子炉の型 沸騰水型軽水炉

## ○ 建設経過

	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機
電 気 出 力	110 万 kW	110 万 kW	110 万 kW	110 万 kW
工事着工(※)	50. 8. 21	54. 1. 23	55. 11. 10	55. 11. 10
運 転 開 始	57. 4. 20	59. 2. 3	60. 6. 21	62. 8. 25
建設工事費	約 3,560 億円	約 2,760 億円	約 3,150 億円	約 2,920 億円

(※) 工事着工については、電気事業法第 41 条認可日(工事計画認可日)とした。

## ○ 運 転 状 況 (年度別設備利用率)

(単位:%)

発 電 所 名 (運開年月日)	認可 出力 (kW)	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
福島第二原子力 1 号 (57. 4. 20)	110万	※ 98.1	69.0	68.3	74.4	90.1	82.4	65.6	66.5	65.8	89.4	70.9	61.1	79.6	100.0	73.0	66.7	75.9	100.0	78.4	74.8
福島第二原子力 2 号 (59. 2. 3)	110万		※ 100.0	79.5	84.2	84.3	74.4	77.6	87.2	73.9	74.3	62.4	97.6	76.1	73.2	87.7	92.1	80.2	88.7	75.9	92.2
福島第二原子力 3 号 (60. 6. 21)	110万				※ 96.4	74.1	77.1	71.1	0.0	33.8	67.0	97.9	74.3	49.8	90.9	96.1	81.1	89.7	75.2	99.7	31.6
福島第二原子力 4 号 (62. 8. 25)	110万						※ 99.8	75.3	77.8	96.4	79.1	61.3	83.0	89.4	84.0	73.6	87.2	100.0	87.8	71.9	86.3

発 電 所 名 (運開年月日)	認可 出力 (kW)	14	15	16	17	18	19	20	21
福島第二原子力 1 号 (57. 4. 20)	110万	76.9	57.5	49.2	86.4	74.6	75.1	89.1	93.6
福島第二原子力 2 号 (59. 2. 3)	110万	25.5	0.0	59.2	66.0	100.6	52.4	81.6	93.4
福島第二原子力 3 号 (60. 6. 21)	110万	46.1	6.9	67.5	28.9	87.8	76.7	73.1	82.1
福島第二原子力 4 号 (62. 8. 25)	110万	53.6	0.0	37.4	58.0	41.1	76.7	93.4	71.5

(注) 1. 設備利用率  $\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間数}} \times 100(\%)$

2. ※印は運転開始初年度にあたり、運転開始以降の算出を計上

#### (4) 環境放射能の監視

東京電力(株)は、昭和 53 年6月から福島第二原子力発電所敷地内(一部周辺)において、空間線量率、環境資料等の放射能を測定しており、その概要は次のとおりである。

頻度	常 時 測 定			年 1 ～ 4 回 測 定									月 1 回測定
項 目 及 測 機 定 器	空間線量率	空間積算線量	大気浮遊じん	全 ベ ー タ 放 射 能 濃 度 ・ 核 種 濃 度									
	モニタリング ポスト	※1 蛍光ガラス 線量計	※2 ダストモニタ	陸土	精米	野菜	牛乳	海水	海 底 沈 積 物	水産物	指標 植物	指標 海洋 生物	大気浮遊じん 核 種 濃 度
種 類	1	1	2	1	1	2	1	1	1	5	1	1	1
地点数	7	15	2	4	2	2	2	3	4	1	2	1	2

※1 平成 14 年度までは熱蛍光線量計、平成 15 年度より蛍光ガラス線量計に変更

※2 平成 13 年 9 月より全アルファ放射能濃度測定開始

### 3. 東北電力(株)浪江・小高原子力発電所

#### (1) 誘致運動の発端

大熊町、双葉町の原子力発電所誘致運動が発端となり、浪江町、小高町においても原子力発電所の誘致活動が活発化し、昭和42年5月、浪江町議会が原子力発電所誘致を決議するとともに、浪江町及び浪江町議会は、東北電力(株)に対し、誘致の陳情を行った。

昭和43年1月、東北電力(株)では、浪江町棚塩地区を原子力発電所建設予定地に内定し公表したが、一方、原子力発電所設置に対して、浪江町棚塩地区住民が中心となり、「棚塩（浪江）原発誘致反対期成同盟」が結成された。小高町議会では、昭和48年10月、原子力発電所誘致を条件付で決議した。その後、昭和52年5月、高層気象観測塔が完成し、これらを契機として、小高町浦尻と浪江町北・南棚塩にそれぞれ原発対策協議会が発足し、地域住民、地権者の理解と協力は深まりを見せていた。その間、昭和52年6月には、国によって「要対策重要電源」に指定された。

#### (2) 建設用地の買収

昭和45年、県開発公社は、東北電力(株)からの委託を受け、用地買収補償業務を引受けることとなり、「用地取得等の業務委託に関する契約」を締結し、建設用地の買収交渉を進めてきたが、平成6年3月には、今後は東北電力(株)が主体となって国土利用計画法の手続きに基づいて行うこととなった。

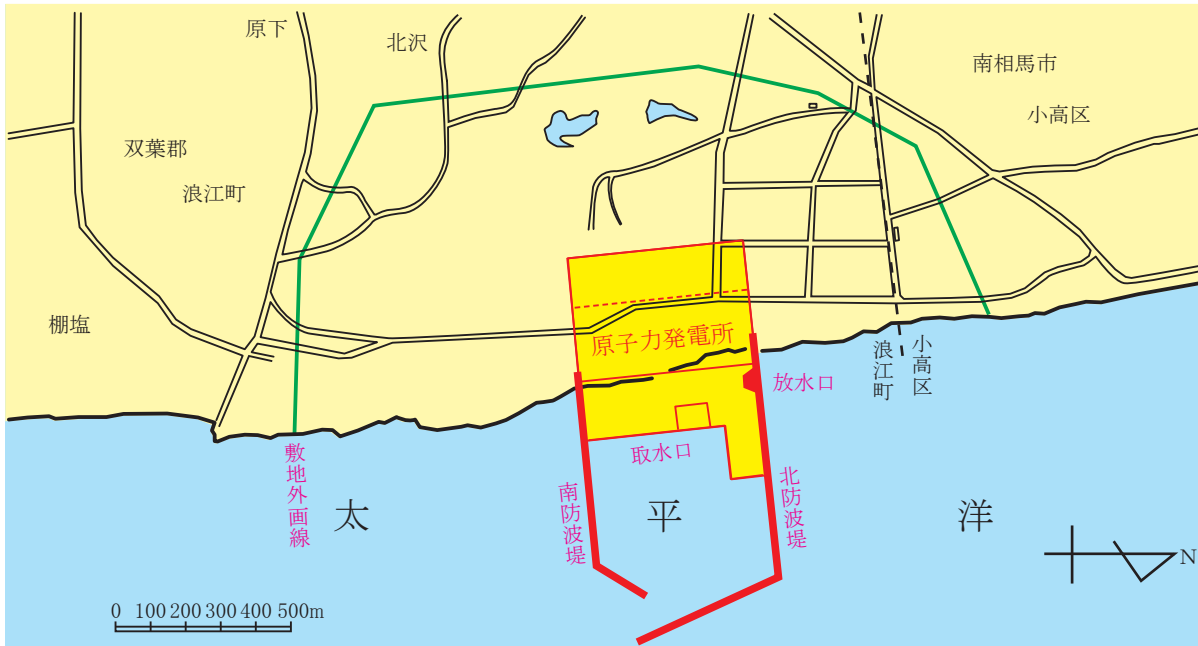
平成9年1月東北電力(株)は、国土法第23条「土地売買等届出書」を提出し、「不勧告通知書」を受けて、地権者との間での用地等売買契約を開始した。

#### (3) 計画の概要

浪江・小高地点の原子力発電所は、現在のところ、1基を建設する計画となっている。



○ 配置予定図



- ・ 位置 福島県双葉郡浪江町並びに南相馬市小高区
- ・ 敷地面積 約 150 万 m<sup>2</sup> (含公有水面埋立)
- ・ 原子炉の型 沸騰水型軽水炉 (1号機)

○ 建設計画

	1号機
電気出力	82.5万kW
工事着工	平成27年度 (予定)
運転開始	平成32年度 (予定)
建設工事費	—



# 原子力発電所における 故障・トラブル等の状況

## 1. 平成 21 年度の故障・トラブル等の状況

平成 21 年度に県内の原子力発電所において「電気事業法」及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」という。）」の規定に基づき、電気事業者から原子力安全・保安院に報告された故障・トラブル等は、2 件であった。

これらの概要は、次のとおりである。

- 1 福島第一原子力発電所 3 号機における制御棒の過挿入について
- 2 福島第二原子力発電所 4 号機における原子炉の出力降下について

### 1 福島第一原子力発電所 3 号機における制御棒の過挿入について

平成 21 年 4 月 6 日、定期検査で停止中の福島第一原子力発電所 3 号機において、平成 21 年 3 月 26 に過挿入した制御棒の制御棒駆動水圧系水圧制御装置の復旧作業として、駆動水の元弁を開いたところ、制御棒が動作したことを示す警報が発生し、現場操作の内容および警報発生タイミング等から、当該制御棒が全挿入位置から、さらに挿入側に動作（過挿入）したと判断された。

調査の結果、次のことがわかった。

- ① 3 月 26 日に発生した制御棒過挿入事象の原因となった、当該制御棒を動かす系統の弁（当該弁）の組み立てにおいて、仕様の違う新型と旧型のボルト等を使用していたことから、テフロン製弁シートをはさみ込む力が部分的に異なり、テフロン製弁シートの 穴が楕円形に変形し、弁シート部の密着不良が発生した。
- ② このため、弁の開閉試験および復旧操作等によりテフロン製弁シートが損傷し、漏えいが発生したことで、制御棒を挿入する方向に水圧がかかり、過挿入となったものと推定した。

本事象を踏まえ、次の対策が行われた。

- ① 弁を組み立てるためのボルト等が 2 種類混在していた弁については、同一仕様の新型のものに取り替えた。

### ※ 1 制御棒駆動水圧系水圧制御装置

制御棒を炉心内に緊急に挿入したり引き抜きしたりするため、制御棒駆動機構に

駆動水等を送る装置。

※2 制御棒を動かす系統の弁

緊急で制御棒を挿入する際に使用する駆動水を供給するための弁。

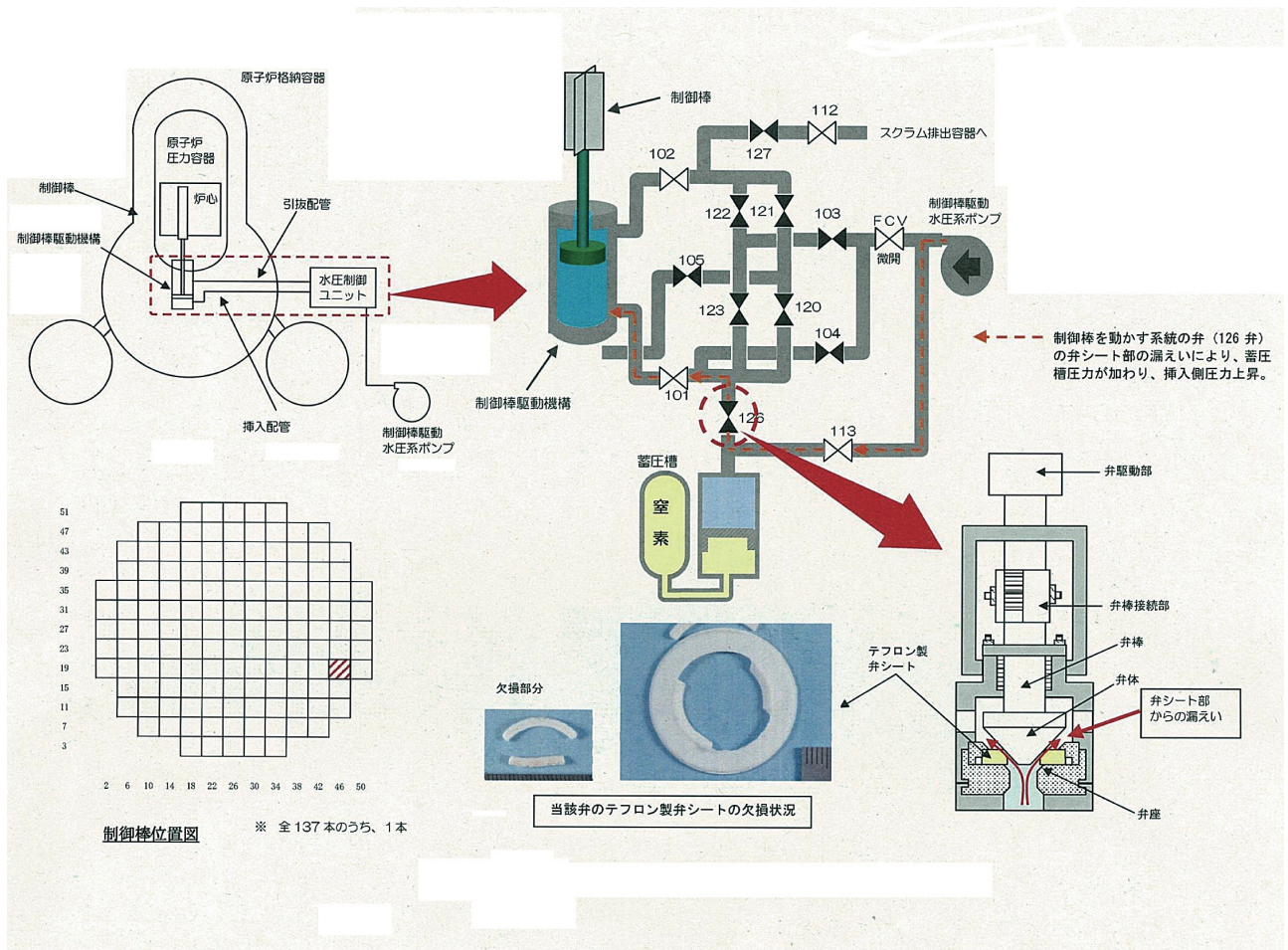
※3 弁シート部

弁の閉時に流体を止めるために密着する部位で、制御棒を動かす系統の弁では弁体と弁座およびテフロン製弁シートとが組み合わされる。

(INESによる評価)

基準1	基準2	基準3	評価レベル
—	—	0—	0—

制御棒駆動水圧系概略図



## 2 福島第二原子力発電所4号機における原子炉の出力低下について

平成21年10月15日、定格熱出力一定運転中の福島第二原子力発電所4号機において、原子炉再循環ポンプ（※1）が停止し、自動的に一部の制御棒が挿入され、電気出力が約110万キロワットから約36万キロワットまで低下した。

調査の結果、次のことがわかった。

- ① 原子炉再循環ポンプに電源を供給する装置の部品の取替作業を実施しており、絶縁板による短絡防止が十分でなかった。
- ② 当該部品の配線を別の部品に接触させ短絡したことにより、電源を供給する装置の回路が故障し、このため原子炉再循環ポンプが停止し、出力が低下したと推定した。

本事象を踏まえ、次の対策が行われた。

- ① 故障した回路内の部品を交換した。
- ② 絶縁板等の改善を行うとともに、当該装置の部品取替作業は、原則として定期検査時の当該装置試運転中に実施する。

### ※1 原子炉再循環ポンプ

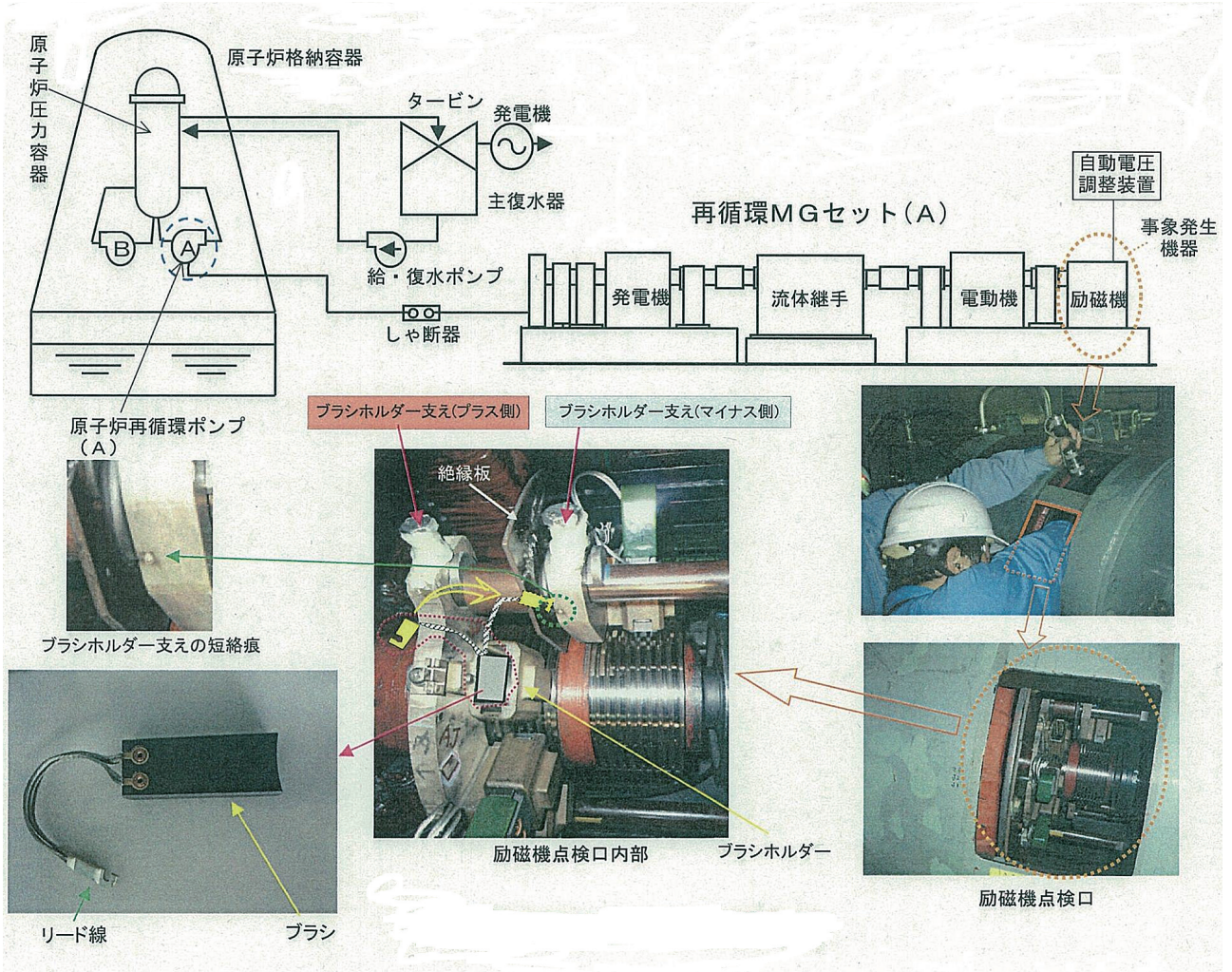
原子炉圧力容器内の水を循環させるポンプ（2台設置）で、運転中はポンプの回転数を制御することで原子炉の出力を制御している。

（INESによる評価）

基準1	基準2	基準3	評価レベル
—	—	0—	0—



# 概略系統図



## 2. 故障・トラブル等報告件数の推移

平成 21 年度以前の法律対象及び通達対象の故障・トラブル等報告件数の推移は、下表のとおりである。

故障・トラブル等報告件数の推移（法律対象）

年度 項目	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計						
	運 転 中	自動 停止	1	4			1	3		3	3	6	9	4	4	1	3	2	1	1		1		3				1	2			1						1							55	
	手動 停止				3	2	4	1		2		4	4	1		3	3	1	3	4	4	3	4		1	1	1	2	1	1	4	1	1		1	3	2		2					67		
	出力 停止					2																																		1		3				
	運 転 停止中					4	5	1	1				1	2				1		1									1					1			3	1	2	1	1				26	
	その他			1		2		1		1		1										1							1									2		2						12
	合 計	1	4	1	3	3	15	6	5	6	7	13	9	6	3	6	5	2	5	4	6	3	8	0	1	1	1	3	3	3	4	2	1	1	1	6	6	2	5	2					163	

故障・トラブル等報告件数の推移（通達対象<sup>(注1)</sup>）

項 目	年 度																計											
	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
運 転 中	計画外の出力低下等																46											
	機器の軽微な故障																8											
停 止 中	燃料集合体に係る故障																11											
	機器の軽微な故障																25											
	そ の 他																13											
	合 計																103											

(注1) 原子炉等規制法の規制改正（平成 15 年 10 月 1 日）に伴い、通達に基づく報告は廃止され、法律に基づく報告に一本化された。



### 3. 原子力発電所における一連の不正問題（平成14年）

平成14年8月29日、経済産業省原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）及び東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）は、原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正等について公表した。

これは、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所において、昭和61年頃から平成13年頃にかけてGEI社（自主点検作業員）に発注して東京電力が実施した自主点検作業記録について、シュラウド、蒸気乾燥機、ジェットポンプなどの機器のひび割れやその徴候等の発見、修理作業等について不正な記載等が行われていた疑いがある（前記3発電所で29件）というものであり、この発表以後、それまでの不正案件が次々と明らかになった。（本件調査のきっかけは、平成12年7月及び12月に通商産業省（当時）に寄せられた申告（情報提供）によるもの。）

同年9月20日、保安院及び東京電力は、それまで公表された29件以外に上記3発電所における原子炉再循環系配管の点検、補修作業に係る不適切な取扱いのあった事案8件を公表した。

さらに、同年10月25日、保安院は、福島第一原子力発電所1号機（双葉郡大熊町）において、平成3年及び4年に実施された定期検査での原子炉格納容器の漏えい率検査に際して不正が行われたため、当該機を1年間の原子炉運転停止処分とするとともに、全号機における原子炉格納容器漏えい率検査の厳格な実施を求めたことにより、平成15年4月15日、県内10基のすべての原子炉が運転停止した。

一連の不正問題は、立地地域の原子力発電所の安全性に対する信頼を根本から揺るがす極めて重大な問題であり、県は、国及び東京電力に対し、一連の不正問題の原因究明と再発防止対策の徹底を強く求めてきた。

また、県は、一連の不正問題で停止した原子炉の運転再開に際しては、県議会や地元町村の意向なども伺いながら、県民の安全・安心が一体的に確保されることを大前提として、1基ずつ、国の安全確認の状況や東京電力の再発防止対策の取組状況について、地元町と連携しながら立地自治体としての立場から独自に確認してきたが、その中で、国及び事業者の体質、体制そのものが厳しく問われていることを指摘するとともに、国に対しては、安全規制機関として、安全確保に真に責任をもった対応を、東京電力に対しては、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、それを結果として示すよう強く要請してきた。

福島第一原子力発電所1号機については、当該機に係る確認作業を取りまとめるとともに、福島第一及び福島第二原子力発電所に係る共通的な課題についても整理・検討し、一連の不正問題の総括として「今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組みについて」<sup>※</sup>（以下「今後の取組み」という。）を取りまとめた。

平成 17 年 6 月 29 日、知事が東京電力社長に「今後の取組み」を手交し、今後の高経年化対策や情報公開、協力企業を含めた企業システム全体の改善等の取組みについて、改めてその決意を確認し、福島第一原子力発電所 1 号機の運転再開を了承した。

また、今後の原子力発電所の安全確保に係る国のなお一層の取組みを求めるため、同年 7 月 1 日に、知事が経済産業大臣に「今後の取組み」を手交し、保安院の分離、高経年化について要請を行った。

同年 7 月 24 日に福島第一原子力発電所 1 号機が運転を再開したことにより、一連の不正問題で停止した原子炉は全基稼働することとなった。

※ 「今後の原子力発電所の安全確保にかかる取組みについて」は、

- 1 不正問題再発防止対策の取組み
- 2 高経年化対策
- 3 風通しが良く透明性の高い発電所運営
- 4 安全規制機関の在り方

の 4 項目からなり、今後の原子力発電所の安全確保に向けて、県の考え方と国及び東京電力がそれぞれ取り組むべき課題をまとめている。

## 4. 原子力発電所におけるデータ改ざん等問題

平成18年秋以降、中国電力㈱水力発電設備のデータ改ざんを端緒に、各電力会社の火力、原子力も含めた発電設備のデータ改ざん、手続き不備等が相次いで明らかにされ、同年11月30日、原子力安全・保安院は、全電力会社に対して発電設備における同様な問題の有無について総点検を指示した。また、福島県としても、東京電力㈱に対して、徹底した調査と情報公開を求めた。

その結果、多くの発電設備で長期間にわたり、データ改ざんやトラブルの隠ぺい等の行為が繰り返されていたことが判明した。

県内の原子力発電所においても、長期間にわたり、データ改ざんやトラブルの隠ぺい等が行われていたことが明らかになった。

### <主なデータ改ざん・トラブル隠ぺいの事例>

#### ○ 復水器入口海水温度のデータ改ざん

福島第一原子力発電所1号機で昭和60年に復水器入口海水温度を+1.2℃、昭和63年に同出口海水温度を-1.0℃とするプログラムの改ざんを行い、出口温度の改ざんは平成18年末まで継続していた。

また、福島第一原子力発電所4号機で、県へ温排水調査結果の一部として報告していた取放水温度について、昭和59年から平成9年までの間（昭和62年から63年までの期間を除く。）、温度差が設計値8.4℃に等しくなるよう改ざんを行っていたことが確認された。

#### ○ 定期検査におけるデータ改ざん

昭和52年から平成14年にかけて、県内2発電所9プラントの定期検査の総合負荷試験等において、データ処理等の改ざんと推定される事案が多数（検査項目、実施時期、プラントで区分すると188件）確認された。

#### ○ 原子炉自動停止トラブルの隠ぺい

昭和59年に福島第一原子力発電所2号機で、原子炉起動の際の原子炉格納容器内点検時に中性子量増で原子炉が自動停止したトラブルや昭和60年に福島第二原子力発電所1号機で定期検査停止操作中に原子炉が自動停止したトラブルを国、県に報告せず、内部文書が改ざんされていた。

#### ○ 制御棒引抜け

昭和53、54、55年に福島第一原子力発電所3、5、2号機で、平成5年に福島第二原子力発電所3号機で、制御棒引抜けが発生しており、うち福島第一原子力発電所3号機での事象については、臨界状態になっていたと推定されるが、運転日誌が改ざん

されていた。

#### ○ 制御棒駆動機構の不正使用

昭和 63 年、福島第二原子力発電所 4 号機の最初の定期検査において、制御棒駆動機構 1 体が故障したため、予備品と取替えの必要が生じたが、国の使用前検査を受検せず使用した。更に当該品が未受検であることを隠ぺいするため、同一型番のものをメーカーに製造させる等により平成元年～2 年にも不正が重ねられていた。

原子力安全・保安院は、全ての電力会社の全ての発電設備のデータ改ざん等事案について、法令規制への抵触の程度等により評価を行い、平成 19 年 4 月 20 日、原子力発電事業者に対して、保安規定の変更命令、特別な検査の実施等の対応方針を明らかにするとともに、再発防止対策に係る行動計画の策定を求めた。

東京電力(株)は、平成 19 年 5 月 21 日に、これまでの「しない風土」、「させない仕組み」の充実強化とともに、「言い出す仕組み」の構築を目指す「データ改ざんの再発防止対策に関する行動計画」をとりまとめ、国、県に報告した。

県は、平成 19 年 4 月 23 日、24 日には、立地町とともに、安全確保協定に基づく立入調査を実施し、同年 6 月 11 日に立入調査結果を公表するとともに、東京電力(株)に対し、「安全最優先」の原点に立ち返って、信頼回復に向け真剣に取り組み、実績を一つ一つ積み重ねていくことを求めた。

<立入調査結果報告書において必要性を指摘した具体的事項>

#### 1 不適合管理の強化

- ・ 不適合事象の原因分析と迅速な「水平展開」ができる仕組みの強化を図ること。
- ・ 本店の不適合管理の一層の運用改善に努めること。
- ・ 不適合事象の重要度分類、公表区分について見直し、情報公開の徹底を図っていくこと。
- ・ ヒューマンエラーの再発防止にソフト、ハード両面から努めていくこと。

#### 2 協力企業とのコミュニケーションの強化

- ・ 協力企業とのコミュニケーション強化について不断に見直しを図っていくこと。

#### 3 情報共有化の推進

- ・ 電力会社、メーカー間の有効な情報共有化等を積極的に推進すること。
- ・ 本店、両発電所が連携し、現場の情報や経験を共有しやすくするように努めること。

#### 4 教育訓練、研修の充実

- ・ 発電所員及び協力企業従業員の教育訓練、研修等の充実を図っていくこと。

#### 5 現場の環境改善

- ・ 不適合管理、品質保証活動、新たな検査制度への対応等について発電所員及び協力企業従業員が確実に実践できる良好な環境づくりに努めていくこと。
- 6 総点検結果を踏まえた安全管理の徹底
- ・ 点検時の制御棒引き抜け再発防止のソフト、ハード両面に抜本的対策を講じるとともに、安全性、信頼性の向上に資する取組みをさらに積極的に進めていくこと。
  - ・ 適切な予備品管理等を行っていくこと。
- 7 発電所運営の透明性の確保
- ・ 「安全最優先」の経営指針を実現するため、人材、設備等の経営資源を現場にどのように投入し、結実させていくのかを明らかにしていくよう努めること。
  - ・ 取放水口海水温度差の設計値と実測値の差について、的確に説明責任を果たし、管理方針を確立していくこと。
  - ・ 原子力発電所施設等に関する申告制度については、改めてその周知に努めるとともに、申告情報等について、迅速かつ適切に対応していくこと。

<主な経緯>

年	月日	事 項
平成 18 (2006)	10・31	中国電力が土用ダム（岡山県新庄村）測定値改ざんを公表。
	11・15	中国電力が下関発電所の冷却用海水の取水温度改ざんを公表。
	11・21	関西電力、北陸電力が水力発電用ダムのデータ改ざん、手続き不備等を公表。
	11・30	東京電力が、柏崎刈羽原子力発電所 1、4号機での復水出口海水温度の改ざんを公表、原子力安全・保安院は、電力会社に、改ざん、手続き不備等の点検指示。
	12・5	東京電力が、福島第一原子力発電所 1号機復水器出口海水温度データ改ざんについて公表。
平成 19 (2007)	1・10	東京電力が福島第一原子力発電所 4号機で、取放水口水温度のデータ改ざんについて公表。
	1・31	東京電力が県内原子力発電所 9基のプラントでのデータ改ざんについて公表。
	2・2	県は、原子力安全・保安院に立地地域住民の安全・安心確保を最優先に安全規制の取組みに万全を期すよう文書で要請。
	2・15	県は、温排水調査管理委員会を開催。改ざんのあった発電所取放水口温度のデータは、これまでの評価に影響を与えるものではないことを確認。
	3・1	東京電力は、昭和 60 年の福島第二原子力発電所 1号機で原子炉自動停止のトラブルを隠ぺいしていたこと等を公表。
	3・15	北陸電力が志賀原子力発電所 1号機で平成 11 年、定期検査中の制御棒が誤って抜け、約 15 分間臨界状態が続くトラブルを国に報告していなかったことが判明。
	3・20	東京電力が福島第二原子力発電所 3号機で平成 5 年定期検査中、制御棒の引抜けが発生していたことを公表。



年	月日	事 項
平成 19 (2007)	3・22	東京電力が福島第一原子力発電所 3、5、2号機で昭和 53、54、55 年に制御棒引抜けが発生していたことが判明。3号機の事案は、臨界状態になっていたと推定。
	3・30	各電力会社から原子力安全・保安院へ総点検結果を報告。東京電力が、新たに福島第一原子力発電所 2号機で昭和 59 年の原子炉自動停止のトラブル隠ぺいについて公表。
	4・5	原子力発電関係団体協議会が、国に信頼回復のため責任ある対応を要請。
	4・6	東京電力が、福島第二原子力発電所 4号機で、昭和 63 年頃の制御棒駆動機構の不正使用について公表。
	4・20	原子力安全・保安院が、発電施設の総点検結果報告、原子力・火力・水力の悪質な事例について行政処分する方針を発表。
	4・23	福島県、大熊町、双葉町は、福島第一原子力発電所の立入調査を実施。
	4・24	福島県、富岡町、楡葉町は、福島第二原子力発電所の立入調査を実施。
	4・26	原子力安全・保安院青山審議官が来庁。内堀副知事に総点検結果などを説明。
	5・7	原子力安全・保安院、東京電力などに対して保安規定の変更命令等行政処分。
	5・21	電力会社とメーカーが、再発防止策の行動計画を原子力安全・保安院に提出。
	6・11	県、立地町は 4 月に実施した立入調査結果を公表、東京電力に不正問題再発防止や組織風土改善の取組み等の一層の強化を求める要請。
11・27	東京電力が、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、県及び立地町から要請された 7 項目の取組状況を説明。	
平成 20 (2008)	2・27	東京電力が、福島県原子力発電所所在町情報会議において、県及び立地町から要請された 7 項目の取組状況を説明。
	3・26	東京電力が、福島県温排水調査管理委員会で、取放水温度差の管理方針等を説明。
	4・4	東京電力が、平成 19 年 5 月 21 日に提出した行動計画に基づく再発防止対策の実施状況及び効果の検証結果を公表。
	5・26	東京電力が、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、県及び立地町から要請された 7 項目の平成 19 年度の取組状況と今後の予定を説明。
	6・5	東京電力が、福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、県及び立地町から要請された 7 項目の平成 19 年度の取組状況と今後の予定を説明。
平成 21 (2009)	6・5	東京電力が、福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、県及び立地町から要請された 7 項目の平成 20 年度の取組状況と今後の予定を説明。
	9・9	東京電力が、福島県温排水調査管理委員会で、取放水温度差低減に向けた取組状況を説明。
平成 22 (2010)	9・15	東京電力が、福島県温排水調査管理委員会で、取放水温度差低減に向けた取組状況を説明。

## 5. 新潟県中越沖地震を踏まえた耐震安全性問題

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震により、柏崎刈羽原子力発電所の各号機の原子炉建屋最下階の観測では、基準地震動（限界地震動）を超える地震動が計測され、運転中の2、3、4、7号機が自動停止し、定期検査中の1、5、6号機も含めて全ての原子炉が停止した。

また、3号機タービン建屋外部の所内変圧器における火災、6号機における放射能を含んだ水の外部への漏えい、7号機主排気筒からのヨウ素等の検出などのトラブルが発生した。

福島県は、原子力発電所の耐震安全性に対する信頼が根底から揺るがされたことから、国、事業者に対して耐震安全性の再評価の速やかな実施、耐震安全性の強化など、耐震安全性確保に関する取組みの抜本的な強化を求めており、平成19年7月以降、国、事業者に対しては、次のような要請活動を行うとともに、その取組状況を確認している。

- 平成19年7月19日、福島県生活環境部長から東京電力副社長に対して、耐震安全性確保に万全を期すよう、下記事項について要請した。
  - ① 情報公開の徹底と説明責任の遂行
  - ② トラブルの徹底した調査と県内原子力発電所への水平展開
  - ③ 目に見える形での耐震安全性の確保向上の取組み
- 平成19年7月24日、原子力発電施設立地関係14道県で構成する原子力発電関係団体協議会から経済産業大臣及び原子力安全委員長に対して、下記事項について要望した。
  - ① 速やかな新潟県中越沖地震の詳細な解析と新耐震指針の妥当性の検証
  - ② 海底活断層等の十分な調査
  - ③ 自衛消防の強化と消火体制の整備指導
  - ④ 迅速かつ正確な情報提供等
- 平成19年7月26日、福島県と原子力発電所立地4町（大熊町、双葉町、楡葉町、富岡町）が合同で、経済産業大臣及び原子力安全委員長に対して、翌27日には東京電力に対して、下記事項について要請した。
  - ① 想定外の事態が発生したことを踏まえ、総合的な耐震安全性確保・向上の取組みの抜本的強化を図ること
  - ② 新指針に基づく原子力発電所の耐震安全性再評価について、活断層の状況等も含め、最新知見を適切に反映し、早急に実施
  - ③ 周辺施設を含めた耐震安全性強化、自衛消防体制の充実強化等の早急な具体化
  - ④ 事業者の組織運営面からの耐震安全対策の強化
  - ⑤ 原因調査や耐震対策について情報公開の徹底

○ 平成 19 年 9 月 11 日、福島県、県議会、市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会の 6 団体が合同で、国や各政党に対して、原子力発電所の安全確保について下記の緊急要望を実施した。

(1) 耐震安全性の確保、強化について

- ① 今般の耐震安全性に対する不安を根本から払拭するため、新指針に基づく原子力発電所の耐震安全性の再評価を行う公平・中立な第三者委員会を国において設置し、最新の知見をもとに活断層の状況等も含め、速やかに福島第一・第二原子力発電所の再評価を行い、地震国日本における原子力発電所の耐震安全性に対する信頼回復に努めること
- ② 今回、想定外の事態が発生したことを踏まえ、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上の取組みについて、早急に抜本的強化を図ること
  - ・ 県民に対する情報公開を一層強め、県民の不安解消に努めること
  - ・ 柏崎刈羽原子力発電所で発生した火災や放射性物質の漏えいなどのトラブルについて、徹底した原因究明を行い、耐震安全性を強化すること
  - ・ 自衛消防の 24 時間体制を整備するなど、不慮の事態に速やかに対処できる消防防災体制などの充実強化を図ること
  - ・ ライフラインとして、また、避難道路として、道路の役割は極めて重要であることから、立地地域周辺の道路網の整備を促進すること

(2) 国民に信頼される安全規制体制の確立について

安全規制を行う立場にある原子力安全・保安院を原子力発電を推進する経済産業省から分離するなど、客観性と信頼性を高めた安全規制体制の確立を図ること

○ 平成 19 年 11 月 14 日、原子力発電関係団体協議会は、国に対して、原子力発電所等の安全を確保し、早急に原子力発電及び原子力行政に対する信頼を回復するため、下記事項について特別要望を実施した。

- ① 原子力発電所等の耐震安全性の強化
- ② 迅速かつ正確な情報提供と大規模自然災害時の対応強化
- ③ 原子力発電所等の危機管理体制の充実・強化
- ④ 原子力安全規制体制の在り方の検討・検証並びに議論する場の設置

○ 平成 19 年 11 月 26 日、新潟・福島・山形三県知事会議が、12 月 19 日には北関東磐越五県知事会議及び北海道東北地方知事会議が、原子力発電及び原子力行政に対する信頼回復のため、原子力発電所の耐震安全性の強化及び原子力安全規制体制における客観性の確立等に関する要望活動を行った。

新潟県中越沖地震（耐震安全性問題）に関する主な動きは以下のとおりである。

年	月日	事 項
平成 19 (2007)	7. 16	新潟県中越沖地震が発生。 経済産業大臣が東京電力に対し、消火活動の遅れや放射性物質の漏えい報告の遅れについて、原因究明及び今後の対策の早急な報告を指示。また、原子炉施設を有する全電力会社に、消防活動体制についての点検と放射能漏れ等の事故の報告体制についての報告を指示。
	7・17	新潟県、柏崎市、刈羽村が東京電力に耐震安全性の確保等適切な措置を要求。
	7・18	新潟県が周辺海域の放射能調査結果について海水に異常なしと公表。
	7・19	福島県生活環境部長が、東京電力に対し耐震安全性確保に万全を期すように要請。 柏崎市が消防法に基づく対象施設の使用停止命令。
	7・20	福島県議会議長が東京電力から説明を受け、耐震安全対策に万全を期すよう談話を発表。 東京電力が原子力安全・保安院に対し、変圧器火災に対する課題と今後の対応等について報告。今後の対応については、確実な通信連絡手段の見直し、化学消防車の設置と専用操作技師の配置、自衛消防体制の強化等、消防計画の見直し等の方針。 原子力安全・保安院が東京電力及び電力各社からの報告を受け、自衛消防体制の強化、迅速かつ厳格な事故報告体制の構築、国民の安全を第一とした耐震安全性の確認について指示。
	7・21	新潟県、柏崎市、刈羽村が専門家を同行して立入調査を実施し、放射性物質の放出量は極微量で問題なしとの結論。また、農畜産物の放射性物質は検出されずとの測定結果を公表。
	7・24	原子力発電関係団体協議会が、速やかな新潟県中越沖地震の解析と新耐震指針の妥当性の検討などについて国に要請。
	7・26	福島県と原子力発電所立地 4 町は合同で国等に対して耐震安全性の確保などについて要請。 東京電力が自衛消防体制の強化、事故報告体制の構築に係る改善計画を原子力安全・保安院に対して提出。 東京電力が柏崎刈羽原子力発電所周辺海域において、海上音波探査を実施することを公表。福島第一、第二原子力発電所海域についても実施。
	7・27	福島県と原子力発電所立地 4 町は合同で東京電力に対して耐震安全性の確保などを要請。
	7・28	新潟県、柏崎市、刈羽村が専門家を同行し立入調査を実施し、原子炉圧力容器水漏れの状況等を確認。
	7・31	新潟県危機管理監、柏崎市、刈羽村が専門家を同行し、立入調査を実施。
	8・1	新潟県、柏崎市、刈羽村が専門家を同行し、立入調査を実施。
	～ 2	
	8・6	国際原子力機関（ I A E A ）が、新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所への影響に関する調査団を派遣。
	～ 10	



年	月日	事 項
平成 19 (2007)	8・17	福島県・立地町が、福島第一、第二原子力発電所において、緊急連絡体制、自衛消防体制等について状況確認。 東京電力が、柏崎刈羽原子力発電所における海上音波探査に加え、発電所の周辺陸域の追加の地質調査実施を公表。福島第一、第二原子力発電所においても、これまでの地質調査をさらに補完し、知見を拡充するため、発電所周辺の陸域および海域における地質調査を実施。
	8・18	国際原子力機関（IAEA）が報告書（主要部分）を発表。 ＜報告書の概要＞ ・全ての炉は地震中及び地震後安全であった。 ・極めて微量な漏えいがあったが、被ばく量は規制値と比較して大変低い。 ・安全に関連する機器などは、予想より非常に良い状態、設計余裕が加えられていることが起因していると考えられる。 ・耐震性再評価には、今回の地震の影響や発電所の下に活断層がある可能性を考慮して実施される必要がある。 ・各機器は通常運転では機能するであろうが隠れたダメージを受けているかもしれないことを考慮すべき。
	8・20	新潟県が原子力発電所周辺環境監視評価会議臨時会を開催し、地震発生に伴う原子力発電所からの放射性物質放出・漏えいに係る環境影響評価を審議。安全上問題なしとの評価。
	8・27	新潟県危機管理監が、国に原子力行政の信頼回復等について要請。 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、国、事業者の耐震安全に係る取組状況を確認するため、専門家同席の下、原子力安全・保安院、東京電力に対する説明を求める。
	9・11	福島県、県議会、市長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会の6団体合同で、国や各政党に対して原子力発電所の安全確保についての緊急要望を実施。
	11・14	原子力発電関係団体協議会、原子力発電所の耐震安全性強化などについて国に要請。
	11・26	新潟・福島・山形三県知事会議は、新たな耐震設計審査指針等の抜本的な強化などについて国に要望。
	11・27	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、東京電力に追加の地質調査の実実施計画について説明を求める。
	12・19	北海道東北地方知事会、北関東磐越五県知事会議は、原子力発電と原子力行政の信頼回復について国に要望。
	12・20	原子力安全委員会は、原子力発電所の耐震性を評価する第三者組織「耐震安全性評価特別委員会」を新設。
	12・27	原子力安全委員会は、発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針を改訂。
	平成 20 (2008)	2・14



年	月日	事 項
平成 20 (2008)	3・31	東京電力が、福島第一、第二原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施。(地質調査の結果、基準地震動の策定、代表プラント(福島第一・5号機、福島第二・4号機)の主要な設備の耐震安全性評価)
	4・15	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、東京電力に、3月31日に報告された耐震安全性再評価の中間報告について説明を求める。
	5・26	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、東京電力に、前回会議において出された質問に対する回答等の説明を求める。
	9・5	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、東京電力に、新潟県中越沖地震を踏まえて実施した地質調査結果について説明を求める。
平成 21 (2009)	2・13	原子力安全・保安院が、柏崎刈羽原子力発電所7号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表。
	2・18	原子力安全委員会が、柏崎刈羽原子力発電所7号機の安全機能は地震により損なわれることはなかったとの見解を公表。
	2・23	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、東京電力に、双葉断層の評価等について説明を求める。
	4・3	東京電力が、福島第二原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施。(福島第二・1～3号機の主要な設備の耐震安全性評価)
	5・8	新潟県、柏崎市、刈羽村が、柏崎刈羽原子力発電所7号機の運転再開を了承。
	5・9	柏崎刈羽原子力発電所7号機原子炉起動。
	6・19	東京電力が、福島第一原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施。(福島第一・1～4、6号機の主要な設備の耐震安全性評価)
	6・29	原子力安全・保安院が、柏崎刈羽原子力発電所6号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表。
	7・2	原子力安全委員会が、柏崎刈羽原子力発電所6号機の安全機能は地震により損なわれることはなかったとの見解を公表。
	7・21	原子力安全・保安院は、東京電力が平成20年3月31日に実施した福島第一、福島第二原子力発電所の耐震安全性再評価の中間報告について、評価は妥当であると判断。
	7・22	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、東京電力と原子力安全・保安院に、福島第一、福島第二原子力発電所の耐震安全性再評価の中間報告について説明を求める。
	8・25	新潟県、柏崎市、刈羽村が、柏崎刈羽原子力発電所6号機の運転再開を了承。
	8・26	柏崎刈羽原子力発電所6号機原子炉起動。
	8・31	柏崎刈羽原子力発電所6号機、発電開始。
	11・10	柏崎刈羽原子力発電所7号機、発電開始。

年	月日	事 項
平成 22 (2010)	2・22	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、原子力安全委員会に福島第一・5号機及び福島第二・4号機を代表プラントとする中間報告について見解の説明を求める。
	4・8	原子力安全・保安院が柏崎刈羽原子力発電所1号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表。
	4・15	原子力安全委員会が柏崎刈羽原子力発電所1号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表。
	4・19	東京電力(株)が、これまで(平成20年3月、平成21年4月、平成21年6月)に実施した新耐震指針に基づく耐震安全性評価結果の中間報告書等について、使用していた数値の一部に誤りがあり、当該報告書等の一部を修正したことを公表。
	5・21	新潟県、柏崎市、刈羽村が、柏崎刈羽原子力発電所1号機の運転再開を了承。
	5・27	東京電力(株)が平成21年6月に提出した福島第一・3号機耐震安全性評価中間報告書の妥当性について、総合資源エネルギー調査会原子力安全保安部会耐震・構造設計小委員会構造ワーキンググループにおいて審議することを決定。
	5・31	柏崎刈羽原子力発電所1号機原子炉起動。 福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、東京電力に耐震安全性評価中間報告の一部修正について及び福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性について説明を求める。
	6・6	柏崎刈羽原子力発電所1号機、発電開始。
	7・7	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性について説明を求める。
	7・12	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、福島第一原子力発電所3号機の耐震安全性について説明を求める。
	7・13	福島県・立地町は、福島第一原子力発電所耐震安全向上の取組状況を確認するため立入調査を実施。
	7・26	原子力安全・保安院が福島第一原子力発電所3号機耐震安全性評価中間報告書について、妥当と評価。
	8・4	福島県・立地町は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、専門家同席の下、原子力安全・保安院に福島第一原子力発電所3号機耐震安全性評価中間報告書の評価について説明を求める。
	8・18	原子力安全・保安院が柏崎刈羽原子力発電所5号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表。
	8・30	原子力安全委員会が柏崎刈羽原子力発電所5号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表。
	11・17	新潟県、柏崎市、刈羽村が柏崎刈羽原子力発電所5号機の運転再開を了承。

# 資 料 編



## 福島県原子力行政連絡調整会議設置要綱

(趣 旨)

**第1条** 原子力発電所の設置に対応し、県民の安全確保の徹底と原子力行政の適正かつ円滑な運営をはかるため、福島県原子力行政連絡調整会議（以下「原子力行政会議」という。）を設置するものとする。

(所 掌 事 務)

**第2条** 原子力行政会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 原子力発電所の設置に伴う周辺地域の環境の安全対策に関すること。
- (2) 原子力発電所環境放射能等測定基本計画の策定に関すること。
- (3) 原子力行政執行上必要な情報交換に関すること。
- (4) その他原子力行政会議が必要と認める事項。

(構 成)

**第3条** 原子力行政会議は、次の職にある者をもって構成する。

副 知 事	生 活 環 境 部 長
直 轄 理 事	保 健 福 祉 部 長
総合安全管理担当理事	商 工 労 働 部 長
総 務 部 長	農 林 水 産 部 長
企 画 調 整 部 長	土 木 部 長

(議長及び副議長)

**第4条** 原子力行政会議に議長及び副議長を置く。

2. 議長に副知事を、副議長に生活環境部長をもって充てる。
3. 議長は原子力行政会議に関する事務を総理する。
4. 副議長は、議長に事故あるとき、その職務を代理する。

(幹事会の設置)

**第5条** 原子力行政会議に、会議に付議すべき事案の整理及び軽易な事項について協議させるため幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
3. 幹事会は、議長の指名する者が主宰する。

(専門委員の任命)

**第6条** 原子力行政会議の運営に関し、専門の事項を調査審議させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、県の職員及び学識経験者を有する者のうちから知事が任命する。
3. 専門委員の任期は2年とする。ただし、現委員の任期中にあらたに任命された専門委員の任期は、現委員の任期の残任期間とする。
4. 専門委員は、再任することができる。

(会議等の開催)

**第7条** 原子力行政会議の会議（以下「会議」という。）及び幹事会は、必要の都度開催する。



2. 会議及び幹事会は、議長が招集する。

(意見等の聴取)

**第8条** 会議又は幹事会において意見又は説明を聞く必要があると認めるときは、専門委員、国の関係機関の職員、原子力発電所安全確保連絡会議の委員又は原子力発電所施設管理者等の出席を要請することができる。

(事務局)

**第9条** 原子力行政会議の会議の庶務は、生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、議長が会議にはかって定める。

附 則

この要綱は、昭和48年6月4日から実施する。

昭和51年6月1日一部改正

昭和52年4月1日一部改正

昭和53年4月1日一部改正

平成元年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

(別 表)

知 事 直 轄	広 報 課 長
	総合安全管理課長
総 務 部	総 務 課 長
企 画 調 整 部	企 画 調 整 課 長
	エ ネ ル ギ ー 課 長
生 活 環 境 部	生 活 環 境 総 務 課 長
	原子力安全対策課長
	環 境 評 価 景 観 室 長
	水・大気環境課長
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 総 務 課 長
	医 療 看 護 課 長
	薬 務 課 長
商 工 労 働 部	商 工 総 務 課 長
農 林 水 産 部	農 林 企 画 課 長
	水 産 課 長
土 木 部	土 木 企 画 課 長

## 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、双葉町及び大熊町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺地域住民の安全の確保を目的として次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

**第1条** 丙は、発電所の建設及び保守運営にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

2. 丙は、原子炉発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動を請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（計画等に対する事前了解）

**第2条** 丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2. 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（通報連絡）

**第3条** 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。

2. 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（放射能の測定等）

**第4条** 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺（以下「周辺」という。）の環境放射能及び温排水等の調査測定を実施するものとする。

2. 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

3. 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能及び温排水等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

（技術連絡会の設置）

**第5条** 甲、乙及び丙は、環境放射能の測定計画の策定及び測定結果の評価・解析に関すること並びに発電所の安全確保及び信頼性向上に関することについて協議を行うため、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）を設置するものとする。

2. 技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3. 特に必要があると認めるときは、技術連絡会に学識経験者等を出席させるこ

とができるものとする。

(測定結果の提出)

**第6条** 甲及び丙は、第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果を技術連絡会に提出するものとする。

(測定結果の公表)

**第7条** 第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果は、技術連絡会の評価を経たのち、甲が公表するものとする。ただし、技術連絡会の審議を経ることができない緊急な事情があるときは、甲、乙及び丙は相互に連絡のうえ公表するものとする。

(立入調査)

**第8条** 甲又は乙は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

(1) 発電所周辺の環境放射能及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) 発電所の保守及び管理の状況等について特に必要と認めた場合

2. 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は乙は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

**第9条** 甲又は乙は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う環境放射能の測定、発電所の保守及び管理、その他発電所の安全確保に関する事項について、状況確認を行うことができるものとする。

2. 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲又は乙は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

**第10条** 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づく立入調査の結果、安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、国を通じ丙に適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要な場合は甲又は乙から直接丙にこれを求めることができるものとする。

2. 丙は、前項の規定に基づき甲又は乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(立入調査を行う者及び状況確認を行う者の選任)

**第11条** 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づき立入調査を行う者及び第9条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲又は乙の職員の中からそれぞれ選任するものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定により選任した職員に対し、身分証明書を交付し、立入調査等の際はこれを携帯させるものとする。

3. 身分証明書の様式は、甲又は乙がそれぞれ別に定めるものとする。

(損害の補償)

**第12条** 発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償するものとする。

(連絡会議の設置)

**第13条** 甲及び乙は、周辺の安全確保に関し緊密な連絡を保つため、地元関係町とともに福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2. 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(協力の要請)

**第14条** 連絡会議がその運営にあたって丙に協力を求めた場合は、丙はこれに応ずるものとする。

(協定の改訂)

**第15条** この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定による改訂を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

**第16条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

1. この協定は、昭和51年4月1日から実施する。

2. 福島県と東京電力株式会社が昭和48年2月19日締結した原子力発電所の安全確保に関する協定は、昭和51年3月31日限り廃止する。

附 則

この協定は、昭和57年3月30日から実施する。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書4通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成3年3月18日

甲 福島県知事  
乙 双葉町長  
大熊町長  
丙 東京電力株式会社  
取締役社長

## 東京電力株式会社福島第二原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、富岡町及び楡葉町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、東京電力株式会社福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺地域住民の安全の確保を目的として次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守等）

**第1条** 丙は、発電所の建設及び保守運営にあたっては、発電所から放出される放射性物質及び温排水による周辺環境の汚染の防止と安全確保のため、関係法令及び原子炉施設保安規定を遵守し、周辺地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

2. 丙は、原子炉発電施設の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、原子力発電施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動を請負企業等を含め積極的に行うものとする。

（計画等に対する事前了解）

**第2条** 丙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2. 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

（通報連絡）

**第3条** 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとする。

2. 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（放射能の測定等）

**第4条** 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺（以下「周辺」という。）の環境放射能及び温排水等の調査測定を実施するものとする。

2. 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能及び温排水等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

（技術連絡会の設置）

**第5条** 甲、乙及び丙は、環境放射能の測定計画の策定及び測定結果の評価・解析に関すること並びに発電所の安全確保及び信頼性向上に関することについて協議を行うため、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）を設置するものとする。

2. 技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
3. 特に必要があると認めるときは、技術連絡会に学識経験者等を出席させるこ



とができるものとする。

(測定結果の提出)

**第6条** 甲及び丙は、第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果を技術連絡会に提出するものとする。

(測定結果の公表)

**第7条** 第4条の規定に基づき実施した環境放射能の測定結果は、技術連絡会の評価を経たのち、甲が公表するものとする。ただし、技術連絡会の審議を経ることができない緊急な事情があるときは、甲、乙及び丙は相互に連絡のうえ公表するものとする。

(立入調査)

**第8条** 甲又は乙は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

(1) 発電所周辺の環境放射能及び温排水等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) 発電所の保守及び管理の状況等について特に必要と認めた場合

2. 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲又は乙は、あらかじめ丙に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

**第9条** 甲又は乙は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う環境放射能の測定、発電所の保守及び管理、その他発電所の安全確保に関する事項について、状況確認を行うことができるものとする。

2. 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲又は乙は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

**第10条** 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づく立入調査の結果、安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めたときは、国を通じ丙に適切な措置を講ずることを求めるものとする。ただし、特に必要な場合は甲又は乙から直接丙にこれを求めることができるものとする。

2. 丙は、前項の規定に基づき甲又は乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(立入調査を行う者及び状況確認を行う者の選任)

**第11条** 甲又は乙は、第8条第1項の規定に基づき立入調査を行う者及び第9条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲又は乙の職員の中からそれぞれ選任するものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定により選任した職員に対し、身分証明書を交付し、立入調査等の際はこれを携帯させるものとする。

3. 身分証明書の様式は、甲又は乙がそれぞれ別に定めるものとする。

(損害の補償)

**第12条** 発電所の保守運営に起因して地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償するものとする。

(連絡会議の設置)

**第13条** 甲及び乙は、周辺の安全確保に関し緊密な連絡を保つため、地元関係町とともに福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2. 連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(協力の要請)

**第14条** 連絡会議がその運営にあたって丙に協力を求めた場合は、丙はこれに応ずるものとする。

(協定の改訂)

**第15条** この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2. 甲又は乙は、前項の規定による改訂を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

**第16条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

1. この協定は、昭和51年4月1日から実施する。

2. 福島県と東京電力株式会社が昭和48年2月19日締結した原子力発電所の安全確保に関する協定は、昭和51年3月31日限り廃止する。

附 則

この協定は、昭和57年3月30日から実施する。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書4通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保有するものとする。

平成3年3月18日

甲 福島県知事  
乙 富岡町長  
楯葉町長  
丙 東京電力株式会社  
取締役社長

## 東京電力株式会社福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所 周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

福島県（以下「甲」という。）、双葉町、大熊町、富岡町及び楡葉町（以下「乙」という。）並びに東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、昭和51年3月22日締結した東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「協定」という。）第16条の規定に基づき、協定の運用に当たって下記のとおり了解するものとする。

### 記

#### 1. 第1条第1項関係

関係諸法令の遵守等の中には、いわゆる「as low as reasonably achievable」の精神等にのっとり、以下の事項についての不断の努力を含むものとする。

- (1) 放射性廃棄物の放出低減
- (2) 放射線業務従事者の被ばく低減
- (3) 請負事業者に対する関係法令の遵守及び放射線安全上の教育・訓練の実施に関する指導監督

#### 2. 第1条第2項関係

- (1) 「品質保証活動」とは、原子力発電所品質保証検討委員会の報告書（昭和56年9月8日）でいう活動であり、原子力発電所の安全性及び信頼性を向上させるに必要な、①機器、材料の標準化、②品質保証に関する教育・訓練の推進、③運転・保守管理マニュアル類の充実などの計画的かつ系統的なすべての活動をいう。
- (2) 丙は、請負企業等における品質保証活動に関し、積極的に協力・支援するものとする。

#### 3. 第2条関係

- (1) 事前了解の対象とするものは、原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更のうち周辺地域住民の線量当量の評価に係るもの、並びに復水器の冷却に係る取排水施設とする。
- (2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、その計画の概要を記述した文書をもって、甲及び乙に提出するものとする。

なお、この計画の概要書には、周辺地域住民の線量当量の評価に関する事項及び復水器の冷却に係る取排水に関する事項を含むものとする。

#### 4. 第3条第1項関係

丙が、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項を通報連絡する時期については、連絡事項の内容により、定期的に連絡、事前に連絡、発生後直ちに連絡するものに分けるものとする。

5. 第3条第2項関係

通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議し、原子力発電所に関する通報連絡要綱（別紙1）に定めるものとする。

6. 第4条関係

乙に環境放射能等の測定体制が整備されたときは、乙も測定の実施主体とするよう協定第4条及び第6条の改正を行うものとする。

7. 第5条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱（別紙2）に定めるものとする。

8. 第8条関係

(1) この規定に基づき甲又は乙が立入調査を行う場合は、甲及び乙は事前に協議を行い、特別の事情がない限り甲乙合同で実施するものとする。

(2) 乙が特に必要であると認めるときは、乙に立地する発電所以外の発電所（東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所）への立入調査に立ち会うことができるものとする。

(3) 甲又は乙が立入調査を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。  
また、立入調査を行う甲及び乙の職員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

9. 第9条関係

(1) この規定に基づき甲又は乙が状況確認を行う場合は、原則として甲乙合同で実施するものとする。

(2) 甲又は乙が状況確認を行うときは、丙はこれに積極的に協力するものとする。  
また、状況確認を行う甲及び乙の職員は、丙の定める安全管理及び放射線管理に関する規定を遵守するものとする。

10. 第10条関係

甲又は乙が適切な措置の要求を行う場合は、甲及び乙は十分協議するものとする。

11. 第12条関係

この規定に基づく補償は、事故等に起因して、風評による農林水産物の価格低下、その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合は、その損害を補償することを含むものとする。

12. 第13条第2項関係

福島県原子力発電所安全確保連絡会議の組織及び運営に必要な事項は、福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱（別紙3）に定めるものとする。

附 則

昭和51年4月1日から実施する。

昭和57年3月30日一部改正

昭和60年12月27日一部改正

附 則

平成3年4月1日から実施する。

平成3年3月18日

福島県保健環境部長  
双葉町長  
大熊町長  
富岡町長  
楡葉町長  
東京電力株式会社  
原子力業務部長



(別紙1)

## 原子力発電所に関する通報連絡要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

- 甲 福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター
- 乙 双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、南相馬市及び浪江町
- 丙 東京電力株式会社福島第一原子力発電所  
東京電力株式会社福島第二原子力発電所

### 第一 連絡事項

- 1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。
  - (1) 発電所建設工事の進捗状況
  - (2) 発電所の試運転、定期検査（燃料取替を含む。）の実施計画及びその実施結果
  - (3) 発電所の保守運転状況
  - (4) 発電所の工事計画の概要
  - (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
  - (6) 使用済燃料の保管状況
  - (7) 品質保証活動の実施状況
- 2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。
  - (1) 新燃料及び使用済燃料を輸送するとき。
  - (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
  - (3) 協定第2条の規定による事前了解の対象となるものを除き、原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更をしようとするとき。
  - (4) その他必要と認められる事項
- 3 丙は、甲及び浪江町を除く乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。
  - (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に基づき丙が定めた原子炉施設保安規定の緊急事態を発令したとき。
  - (2) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
  - (3) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
  - (4) 原子炉を起動し、及び停止したとき。
  - (5) 発電機を並列し、及び解列したとき。
  - (6) 原子炉施設に故障があったとき。
  - (7) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）  
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
  - (8) 原子炉内で異物を発見したとき。
  - (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。

- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。ただし、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

## 第二 連絡体制

### 1 送受信者及び取扱い責任者の選任

甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第1送受信者

第2送受信者

第3送受信者

取扱い責任者

### 2 連絡方法

(1) 連絡事項のうち1及び2の事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。

(2) 連絡事項のうち3については原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。

(3) 前2号の文書の宛先等は、甲は福島県生活環境部長、乙は町長及び市長、丙は発電所長とする。

(4) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。

ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る事項

(ア) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、富岡町及び楡葉町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所

(イ) (ア)の連絡を受けて、福島県原子力センターは南相馬市及び第一の3に規定

する事項を除き浪江町に連絡する。同様に東京電力株式会社福島第二原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを富岡町及び楡葉町に連絡する。

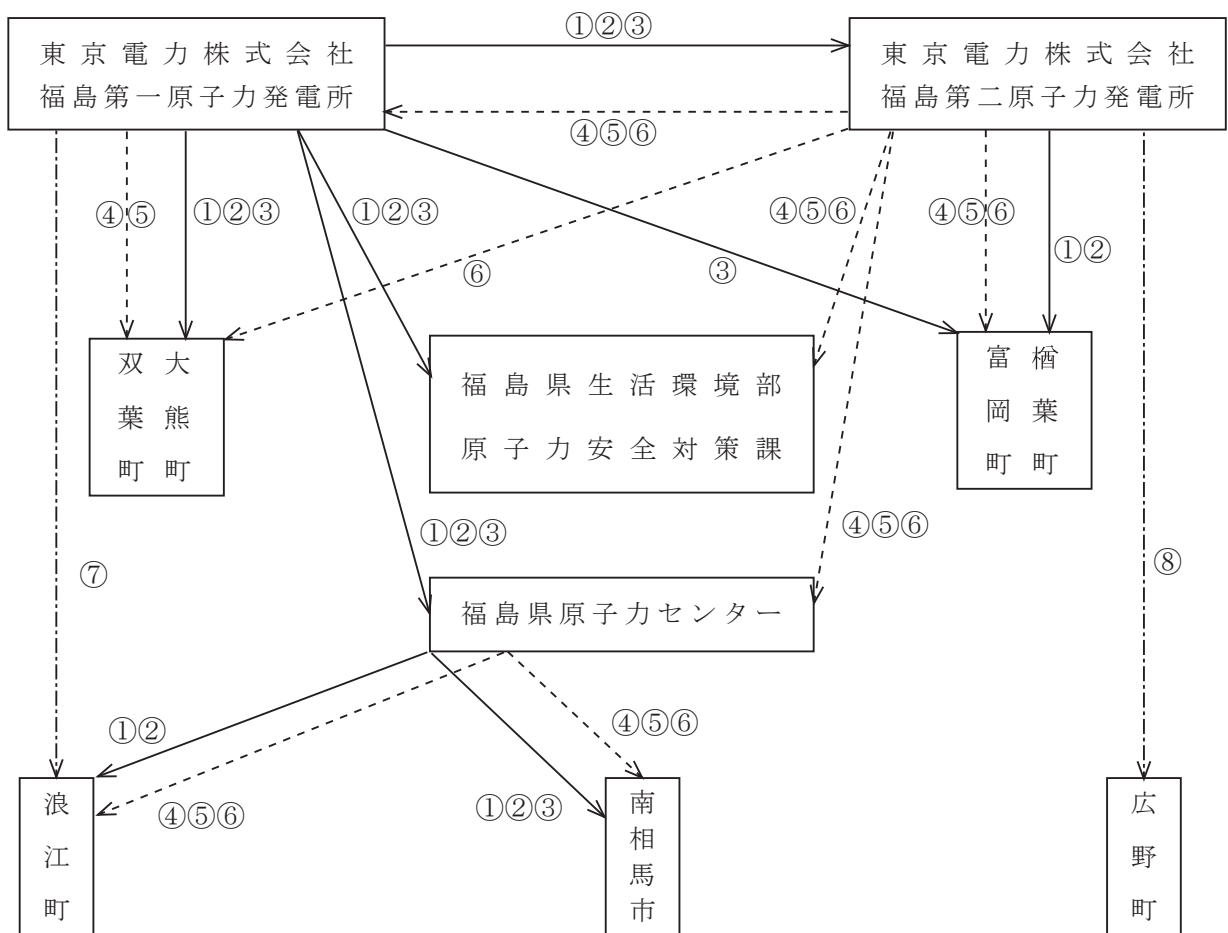
イ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る事項

(ア) 東京電力株式会社福島第二原子力発電所は直接次の機関に連絡する。ただし、第一の3に規定する事項については、双葉町及び大熊町にも連絡する。

福島県生活環境部原子力安全対策課、福島県原子力センター、富岡町、楡葉町及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所

(イ) (ア)の連絡を受けて、福島県原子力センターは南相馬市及び浪江町に連絡する。同様に東京電力株式会社福島第一原子力発電所は第一の3に規定する事項を除き、これを双葉町及び大熊町に連絡する。

(参考図)



- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関する連絡経路
  - ① 「定期的に」連絡する事項（要綱第一の1の事項の連絡経路）
  - ② 「事前に」連絡する事項（要綱第一の2の事項の連絡経路）
  - ③ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一の3の事項の連絡経路）
- - - -> 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に関する連絡経路
  - ④ 「定期的に」連絡する事項（要綱第一の1の事項の連絡経路）
  - ⑤ 「事前に」連絡する事項（要綱第一の2の事項の連絡経路）
  - ⑥ 「発生後直ちに」連絡する事項（要綱第一の3の事項の連絡経路）
- .....> 別に締結された通報連絡協定による連絡経路
  - ⑦⑧（要綱第一の3に規定する事項に相当）

### 3 連絡送受信簿の備え付け

甲、乙及び丙は、それぞれ下記様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

#### 様式1（一般用）

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者
受信日時	年 月 日 時 分	受信者
(連絡内容)	件名 _____	

#### 様式2（事故・故障等発生時第一報用）

第 一 報

送信日時	年 月 日 時 分	送信者
受信日時	年 月 日 時 分	受信者
[件 名] [発 生 場 所] [発 生 日 時] [電 気 出 力] [発 生 時 の 状 況] [放 射 能 の 影 響] [E C C S 系 の 状 況] [そ の 他 の 事 項]		

### 4 通報連絡担当者会議

甲は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和51年6月1日 一部改正

昭和53年4月1日 一部改正

昭和57年3月30日 一部改正

昭和60年12月27日 一部改正

平成元年4月1日 一部改正

平成3年4月1日 一部改正

附 則

この要綱は、平成5年1月22日から実施する。

平成6年4月1日 一部改正

附 則

この要綱は、平成10年4月22日から実施する。

平成13年4月25日 一部改正

平成14年4月1日 一部改正

平成15年4月1日 一部改正

平成18年1月1日 一部改正

平成20年4月1日 一部改正

平成22年8月1日 一部改正



(別紙2)

## 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づきこの要綱を定める。

### 第一 構成

福島県原子力発電所安全確保技術連絡会（以下「技術連絡会」という。）は、別表第1の機関名欄に掲げる機関ごとに、当該機関の長がその職員の中から指名した同表の人数欄に掲げる人数の委員をもって構成する。

### 第二 所掌事務

技術連絡会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 環境放射能測定の基本計画及び実施要領の策定に関すること。
- (2) 環境放射能測定結果の評価・解析に関すること。
- (3) 環境放射能に関する情報交換に関すること。
- (4) 事前了解に係る技術的事項に関すること。
- (5) 原子力発電所の安全性に関係する事故・故障等に関すること。
- (6) その他安全確保及び信頼性向上のため特に必要と認められること。

### 第三 学識経験者等の意見の聴取

技術連絡会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。

### 第四 議長

1. 技術連絡会に議長を置く。
2. 議長は、福島県生活環境部次長（県民安全担当）をもって充てる。
3. 議長は、技術連絡会及び第六の規定に基づく幹事会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 議長は、議長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。

### 第五 安全対策部会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第4号から第6号までに掲げる事項について協議を行わせるため、安全対策部会（以下「部会」という。）を置く。
2. 部会に属すべき委員は、別表第2の機関名欄に掲げる機関の長が、それぞれ同表の人数欄に掲げる人数を指名する。
3. 部会において特に必要と認めるときは、学識経験者又は関係機関の職員の意見又は説明を聴くことができるものとする。
4. 部会長は、福島県生活環境部原子力安全対策課長をもって充てる。
5. 部会長は、部会の会議を招集し、議事の運営に当たる。
6. 部会長は、部会長が不在若しくは事故がある場合の職務代理者をあらかじめ指定しておくものとする。
7. 技術連絡会は、部会の協議をもって技術連絡会の協議とするものとする。

## 第六 幹事会の設置

1. 技術連絡会に、第二の第1号から第3号までに掲げる事項について事案の整理を行わせるため、幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表第1の区分欄の甲及び丙の職員の中から議長が委嘱する。

## 第七 技術連絡会等の開催

1. 技術連絡会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。
2. 部会は、必要の都度開催する。
3. 幹事会は、必要の都度開催する。

## 第八 報告等

1. 技術連絡会は、甲及び丙の環境放射能の測定結果を評価したときは速やかに甲、乙及び丙に報告するものとする。
2. 技術連絡会は原則として毎年、前年度に係る環境放射能の測定に関する評価の結果を報告書としてまとめ、甲、乙及び丙に提出するものとする。
3. 技術連絡会は、部会において協議を行ったときは速やかに甲及び乙に報告するものとする。

## 第九 補 則

1. 技術連絡会の事務は、福島県生活環境部原子力安全対策課で行う。
2. この要綱に定めるもののほか、技術連絡会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議のうえ定めるものとする。

### 附 則

1. この要綱は、平成3年4月1日から実施する。
2. 昭和51年4月1日に定めた福島県原子力発電所安全確保技術連絡会運営要綱は、廃止する。

平成6年4月1日 一部改正  
平成9年6月30日 一部改正  
平成13年4月1日 一部改正  
平成14年4月1日 一部改正  
平成15年4月1日 一部改正  
平成20年4月1日 一部改正

別表第1 福島県原子力発電所安全確保技術連絡会

区 分	機 関 名	人 数
甲	福島県生活環境部	2
	福島県原子力センター	2
	福島県環境センター	1
	福島県環境医学研究所	1
	福島県水産試験場	1
乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楡葉町	2
丙	東京電力株式会社本店	2
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	2
	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	2

(福島県生活環境部の人数には議長を含む)

別表第2 安全対策部会

区 分	機 関 名	人 数
甲	福島県生活環境部	2
	福島県原子力センター	2
乙	双葉町	2
	大熊町	2
	富岡町	2
	楡葉町	2

(福島県生活環境部の人数には部会長を含む)

(別紙3)

## 福島県原子力発電所安全確保連絡会議運営要綱

原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定に基づき設置する福島県原子力発電所安全確保連絡会議（以下「会議」という。）の運営は、この要綱の定めるところによる。

### 第一 構 成

会議は次の構成員をもって組織する。（以下「委員」という。）

福島県生活環境部長	大 熊 町 長
南 相 馬 市 長	富 岡 町 長
浪 江 町 長	楢 葉 町 長
双 葉 町 長	広 野 町 長

### 第二 運 営

1. 会議においては主として技術連絡会の報告、原子力発電所の安全確保に関する情報交換を行い、かつ、そのために必要な次の事業を行う。
  - (1) 情 報 交 換
  - (2) 研 修
  - (3) 調査及び研究
  - (4) 陳情及び要請
  - (5) その他会議が必要と認める事業
2. 会議が必要と認めたときは、関係行政機関、学識経験者又は原子力発電所関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### 第三 会 長

1. 会議に会長を置く。
2. 会長は地方公共団体の長である委員の中から会議において互選する。
3. 会長は会議を代表し、会務を統轄する。
4. 会長に事故あるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 会長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

### 第四 会 議

1. 会長は会議を招集し、その議長となる。
2. 会議は必要の都度開くものとする。
3. 会議には委員の指名する当該所属職員の代理出席を認めるほか、必要な所属職員を陪席させることができる。

### 第五 そ の 他

1. 会議の経費は各委員において負担するものとする。
2. 会議の事務局は会長の所属する地方公共団体に置く。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から実施する。

昭和53年4月1日 一部改正

平成6年4月1日 一部改正

平成13年4月1日 一部改正

平成18年1月1日 一部改正



## 東京電力株式会社〇〇〇〇原子力発電所に係る 通報連絡に関する協定書

〇〇町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の〇〇〇〇原子力発電所に係る異常時の通報連絡等に関し、福島県の立会いのもと、次のとおり協定する。

（通報連絡事項）

**第1条** 乙は、甲に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第1項に基づき乙が定めた原子炉施設保安規定の緊急事態を発令したとき。
- (2) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (3) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 原子炉を起動し、及び停止したとき。
- (5) 発電機を並列し、及び解列したとき。
- (6) 原子炉施設に故障があったとき。
- (7) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）  
また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。
- (8) 原子炉内で異物を発見したとき。
- (9) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (10) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (12) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (13) 敷地内において火災が発生したとき。
- (14) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (15) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (16) その他必要と認められる事項

（連絡体制及び連絡方法）

**第2条**

### 1. 連絡体制

甲及び乙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。

ただし、乙は、送信について、正副の通報連絡担当者を定め、甲に通知して

おくものとする。  
第1送受信者  
第2送受信者  
第3送受信者  
取扱い責任者

## 2. 連絡方法

(1) 前条に規定する事項の連絡については、原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡でき得ないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。

(2) 前号の文書の宛先等は、甲は町長、乙は発電所長とする。

(協定の改訂)

**第3条** この協定に定める各事項につき改訂すべき事由が生じたときは、甲及び乙いずれからでも、その改訂を申し出ることができる。この場合において、福島県の立会いのもと、甲及び乙はそれぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(その他)

**第4条** この協定の実施に関し必要な事項については、福島県の立会いのもと、甲及び乙が協議して、別に定めることができるものとする。

## 附 則

この協定は、平成10年4月1日から実施する。

この協定成立の証として、協定書3通を作成し、甲、乙及び福島県それぞれ1通を保有する。

平成10年3月26日

締結者

発 電 所	甲	乙	立 会 人
福島第一原子力発電所	浪 江 町 長	東京電力(株)原子力管理部長	福島県生活環境部長
福島第二原子力発電所	広 野 町 長	東京電力(株)原子力管理部長	福島県生活環境部長

## 福島県温排水調査管理委員会設置要綱

(設置の趣旨)

**第1条** 原子力発電所等の温排水を適正に管理していくために必要な周辺海域における基礎的諸調査に関し、企画、解析、評価等基本的な事項を審議するため、福島県原子力行政連絡調整会議（以下「原子力行政会議」という。）の専門機関として「温排水調査管理委員会」（以下「管理委員会」という。）を置くものとする。

**第2条** 管理委員会は、原子力行政会議の議長が指名する県職員、専門委員及び学識経験者をもって構成する。

(関係者の出席)

**第3条** 管理委員会は、会議の開催にあたって必要と認めたときは、温排水調査実施機関の関係者の出席を求め、説明を聞くことができる。

(所掌事務)

**第4条** 管理委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 温排水調査に関する企画立案、解析、評価に関すること（県以外の機関が実施する温排水調査であって、県の温排水調査と総合的に行うことが必要なものを含む。）。
- (2) 温排水調査に関する原子力行政会議への報告に関すること。
- (3) その他温排水調査に関し、原子力行政会議から指示された事項。

(座長)

**第5条** 管理委員会に座長を置く。

2. 座長は福島県生活環境部長をもって充てる。
3. 座長は管理委員会を招集し主宰する。
4. 座長に事故あるときは座長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(管理委員会の開催)

**第6条** 管理委員会は、必要の都度開催する。

(報告書等の作成)

**第7条** 管理委員会は、温排水調査に関する計画書を作成したときは、原子力行政会議に提出するものとする。

2. 管理委員会は、原則として毎年1回以上、調査結果報告書を作成し原子力行政会議に提出するものとする。

(事務局)

**第8条** 管理委員会の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか管理委員会の運営に関して必要な事項は、原子力行政会議が定める。

附 則

この要綱は、昭和49年6月15日から実施する。

昭和51年6月1日一部改正

昭和53年4月1日一部改正

平成元年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

## 福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議設置要綱

### (目 的)

第一 原子力発電所における労働者の安全衛生対策を推進することを目的とし、これらに関する協議調整をするため「福島県原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (業 務)

第二 連絡会議は、第一の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

1. 原子力発電所の安全衛生行政全般に関する情報交換及び連絡調整
2. 原子力発電所労働者の被ばく管理などに関する情報交換及び連絡調整
3. その他連絡会議において必要と認める事項

### (組 織)

第三 連絡会議は別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

### (議 長)

第四 連絡会議に議長を置くものとし、議長は、会議に関する事務を総理する。

2. 議長は、福島県生活環境部次長（県民安全担当）の職にある者をもって充てる。
3. 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会 議)

第五 連絡会議は、年1回定期的に開催するものとし、その他必要に応じ議長が招集する。

2. 議長は特に必要があると認めるときは、連絡会議に委員以外の関係機関の出席を求めることができるものとする。

### (庶 務)

第六 連絡会議の庶務は、福島県生活環境部原子力安全対策課において処理する。

### (補 則)

第七 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡会議に諮って定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、昭和58年6月24日から実施する。

平成元年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成13年1月6日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成17年3月15日一部改正

平成20年4月1日一部改正



別 表

厚生労働省	福島労働局	労働基準部	監督課長
	〃	〃	安全衛生課長
	〃	〃	労災補償課長
	富岡労働基準監督署長		
経済産業省	原子力安全・保安院	原子力安全地域広報官（福島双葉地域担当）	
福島県	企画調整部	エネルギー課長	
	生活環境部	次長（県民安全担当）	
	〃	原子力安全対策課長	
	保健福祉部	医療看護課長	
	商工労働部	雇用労政課長	
	原子力センター所長		
双葉町	企画課長		
大熊町	企画調整課長		
富岡町	生活環境課長		
楯葉町	企画課長		

## 福島県原子力広報連絡会議設置要綱

(目的)

**第1条** 原子力発電所周辺地域住民に対し、地元の関係団体を通じ情報の提供及び研修等を実施し、原子力に関する知識の普及高揚を図るため、福島県原子力広報連絡会議（以下「広報会議」という。）を設置する。

(構成)

**第2条** 広報会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表1に掲げる者。
- (2) 別表2に掲げる者の中から、別表1に掲げる市長又は町長が推薦する者のうち知事が委嘱する者。

(所掌事務)

**第3条** 広報会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 原子力発電所周辺環境放射能測定結果の伝達に関すること。
- (2) 原子力に関する情報の伝達に関すること。
- (3) 原子力に関する研修等の実施に関すること。
- (4) その他

(会議)

**第4条** 広報会議は、概ね年4回開催するものとする。

2. 広報会議は、議長が招集する。

(議長)

**第5条** 広報会議に議長を置くものとし、議長は会議に関する事務を総理する。

2. 議長は、福島県原子力センター所長をもって充てる。
3. 議長に事故ある時は、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委嘱期間)

**第6条** 第2条2号に掲げる会議員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の会議員の委嘱期間は、その前任者の残任期間とする。

2. 構成員は、再任されることができる。

(説明等の聴取)

**第7条** 議長は、会議において説明を聞く必要があると認めたときは、福島県原子力行政連絡調整会議専門委員、国の関係機関の職員、または原子力発電所施設管理者等の出席を要請することができる。

(庶務)

**第8条** 広報会議の庶務は、福島県原子力センターにおいて処理する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、広報会議の運営に関して必要な事項は議長が定める。

## 附 則

この要綱は、昭和52年5月23日から施行する。

昭和53年4月1日一部改正

昭和57年6月7日一部改正

昭和59年4月1日一部改正

平成元年4月1日一部改正

平成6年4月1日一部改正

平成8年4月1日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成15年4月11日一部改正

平成18年1月1日一部改正

平成19年7月4日一部改正

平成20年5月28日一部改正

### (別表1)

県 関 係	原子力安全対策課長・相双地方振興局長・ 原子力等立地地域振興事務所長・原子力センター所長
市・町関係	広野町長・楡葉町長・富岡町長・大熊町長・双葉町長・浪江町長・ 南相馬市長

### (別表2)

市・町関係者
農業関係者
漁業関係者
畜産関係者
商工関係者
医療関係者
社会婦人関係者
区長会関係者
青年会関係者
その他市長又は町長が特に適当と認める者

## 財団法人福島県原子力広報協会設立趣意書

福島県の双葉・相馬地域では、すでに東京電力(株)福島第一原子力発電所が運転中、同福島第二原子力発電所が建設中のほか、東北電力(株)が浪江・小高地点に原子力発電所を建設計画しており、当地域は全国でも有数の電力供給地域になろうとしている。

原子力発電所の建設運転にあたっては、その安全確保の徹底と地域住民の不安の解消に努める必要があることから、県は原子力発電所周辺関係市町村の協力のもとに環境放射能の監視をはじめ、「アトム福島」等広報誌の発行、原子力センター展示室の公開、原子力広報連絡会議の開催、新聞、テレビ広報、原子力の記念行事等各般の原子力関係広報を行ってきたところであり、又関係市町村においても住民に随時原子力広報を行ってきたところである。

しかしながら地域住民の間には、原子力発電所に対してなお不安感があり、一層の安全確保体制の整備とともに原子力に関する、きめ細かな正しい知識の普及啓発の充実強化を図る必要がある。このためには地域住民の相互理解と協力を得ることはもとより、周辺地域が一体となってより地域に密着した原子力広報体制を確立することが必要である。

このような観点から、このたび改正された原子力広報・安全等対策交付金の趣旨をふまえ、県及び原子力発電所周辺関係市町村は協力して財団法人福島県原子力広報協会を設立し、関係機関が一体となって原子力の平和利用の知識と安全性の普及啓発を積極的に実施し、もって地域社会の振興に寄与することを目的とする。

昭和56年3月24日

福島県知事	松平勇雄
広野町長	松本一郎
楡葉町長	結城定重
富岡町長	遠藤景芳
川内村長	遠藤一雄
大熊町長	遠藤正
双葉町長	田中清太郎
浪江町長	石井潔
葛尾村長	松本揚
小高町長	鈴木重郎治
都路村長	渡辺唯四郎
いわき市長	田畑金光

# 財団法人福島県原子力広報協会寄附行為

制定 昭和56年3月24日

## 第 1 章 総 則

(名 称)

**第 1 条** この法人は、財団法人福島県原子力広報協会という。

(事 務 所)

**第 2 条** この法人は、事務所を福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野199番地におく。

(目 的)

**第 3 条** この法人は、県民に原子力平和利用の知識と安全性に関する普及啓発を行い、もって地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

**第 4 条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 原子力知識の普及啓発活動
- (2) 原子力広報施設の管理運営
- (3) 原子力に関する研修活動と育成
- (4) 原子力に関する資料の収集と公開
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

**第 5 条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

**第 6 条** この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種類とする。

2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産として、指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

**第 7 条** 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ福島県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

**第 8 条** 資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の議決を経て別に定め



る。

2. 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債、その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

**第9条** この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

**第10条** この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

**第11条** この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始10日前までに理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

**第12条** この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3カ月以内に理事会の承認を得なければならない。

### 第 3 章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

**第13条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長、常務理事を含む) 15人以上20人以内
- (5) 監事 2人

2. 理事及び監事は、理事会において選任する。
3. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
4. 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

(役員職務)

**第14条** 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
3. 常務理事は、理事長の命を受けてこの法人の日常の業務を行う。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

**第15条** 役員任期は2年とする。ただし補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

**第16条** 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理

事の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

**第17条** 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を与えることができる。

2. 常勤の役員の報酬については、理事長が理事会の議決を得、別に定める。

(顧問)

**第18条** この法人に顧問を置く。

2. 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が推戴する。
3. 顧問は、この法人の業務に関し、理事長の相談にあずかるものとする。

(事務局)

**第19条** この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2. 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。
3. 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
4. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

## 第 4 章 理 事 会

(構成)

**第20条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第21条** 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

**第22条** 理事会は、理事長が必要と認めるとき又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

**第23条** 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事会を招集するときは、理事に対し、開会の日々の2日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

**第24条** 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

**第25条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第26条** 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

**第27条** やむを得ない理由により理事会に出席することができない理事は、あらかじめ

め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

**第28条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

**第29条** この寄附行為は、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の許可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

**第30条** この法人の解散は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を受けて解散する。

(残余財産の処分)

**第31条** この法人の解散に伴う残余財産の処分は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ他の公益法人、又は地方公共団体に寄附するものとする。

## 第 6 章 雑 則

(委 任)

**第32条** この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

## 附 則

1. この法人の設立当初の役員及び顧問は、第13条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定にかかわらず別紙名簿のとおりとする。
2. この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。
3. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

## 原子力発電のあゆみ

### 福島県関連年表

年	月日	事 項
昭和 35 (1960)	5・10	県、原子力産業会議に加盟し、原子力発電所立地調査を行い、大熊・双葉地点が適地であることを確認
	11・29	県開発公社(現福島県土地開発公社、以下同じ)、東京電力(株)原子力発電所用地の水質調査を行い、用地買収の受託を決定
	〃・〃	県、東京電力(株)に対して双葉郡に原子力発電所誘致のため敷地を提供する旨表明
	12・20	原子力発電所誘致のための土地調査に関し、県議会で質問
昭和 36 (1961)	1・23	大熊町議会、原子力発電所の誘致を県知事に陳情
	4・17	大熊町議会、原子力発電所の誘致を東京電力(株)と関係代議士に陳情
	6・―	東京電力(株)、大熊地点が最適と判断し、早期に土地取得を手配すべきことを確認
	9・19	大熊町議会、原子力発電所誘致促進を議決
	〃・―	大熊、双葉両町長、原子力発電所の誘致及び事業促進にかかる陳情書を県と東京電力(株)に提出
	〃・30	大熊町議会、用地買収の誓約書を議決
	10・22	双葉町議会、原子力発電所誘致を議決
昭和 38 (1963)	7・21	双葉郡町村議会議員大会、大熊町原子力発電所の早期実現方要望を採択
	10・3	東京電力(株)、大熊地点196万㎡のうち一般民有地95万㎡の取得のため、知事に用地買収あっせんを依頼
	12・―	県開発公社、東京電力(株)の用地買収を受託
昭和 39 (1964)	5・―	県開発公社、大熊、双葉町の議員で構成する両町合同の開発特別委員会に用地買収の基本方針を説明
	7・―	県開発公社、町長立会いのもとに地権者の承諾書を取付け
	〃・22	県開発公社、東京電力(株)との間に「用地取得等の委託に関する契約」を締結
	11・27	法人所有地101万㎡の売買契約が成立し、東京電力(株)発電所用地を確保
	〃・30	東京電力(株)、原子力発電所建設計画を発表(1号機は昭和41年度から着工)
	12・1	東京電力(株)、大熊町に福島調査所を設置
	〃・8	知事、県議会で東京電力(株)の原子力開発構想を説明
昭和 40 (1965)	9・―	県開発公社、昭和38年12月から買収に着手した用地を東京電力(株)に引き渡す(287,643坪)
	11・10	県開発公社、第二期用地買収に着手(双葉町側)
	12・1	東京電力(株)、福島原子力発電所建設準備事務所を設置
昭和 41 (1966)	3・31	県開発公社、東京電力(株)との間に第二期地点につき取得業務の委託契約を締結

年	月日	事 項
昭和 41 (1966)	4・一	東京電力㈱、原子炉の炉型を米国GE社の「沸騰水型軽水炉」と決定
	〃・4	電源開発調整審議会、福島原子力発電所1号機計画を承認(以下順次各号機計画を承認)
	7・1	東京電力㈱、福島原子力発電所1号炉の設置許可申請書を提出
	8・30	双葉郡町村議員大会、双葉原子力地帯開発計画調査の実施方要望を採択
	12・1	内閣総理大臣、福島原子力発電所1号炉設置を許可(沸騰水型軽水炉(以下同型炉)電気出力40万kW、昭和44年4月7日電気出力46万kW変更申請許可)
	〃・8	東京電力㈱、米国GE社及びGETSCOと一括発注方式による1号機建設の契約を締結
	〃・23	東京電力㈱、漁業権損失補償協定を請戸漁業協同組合外9組合と締結
昭和 42 (1967)	1・1	東京電力㈱、福島原子力準備事務所を廃止し、福島原子力建設所を設置
	5・26	浪江町議会、原子力発電所誘致を決議
	7・31	県開発公社、第二期用地買収を完了(349,737坪)
	11・27	南双方部総合開発期成会、原子力発電所誘致を知事に陳情
昭和 43 (1968)	1・4	知事、東京電力㈱福島第二原子力発電所の誘致を発表
	〃・5	東北電力㈱、浪江町棚塩地区を建設予定地に内定
	3・29	内閣総理大臣、福島原子力発電所2号炉設置を許可(電気出力78.4万kW)
	〃・〃	国土開発協会、「双葉原子力地区の開発ビジョン」の報告書提出
	6・5	全国原子力発電所所在市町村協議会発足
	〃・15	県開発公社、福島第二原子力発電所の用地を楡葉町、富岡町に求めたい旨両町に申入れ
	〃・21	東京電力㈱、県に原子力発電第二地点の用地取得あっせんを依頼
	12・12	東北電力㈱、浪江町の原子力発電所建設のため県に用地買収を依頼
〃・16	富岡町議会、原子力発電所誘致促進を決議	
昭和 44 (1969)	1・27	東北電力㈱、原子力発電所建設計画で浪江町に出力75万kWの2号機を50年着工で建設することを決定
	4・4	県、東京電力㈱と「原子力発電所の安全確保に関する協定」を締結
	〃・10	東京電力㈱、福島原子力発電所準備事務所を設置
	〃・25	東京電力㈱、福島第二原子力発電所100万kWを4基、富岡町、楡葉町に建設する旨発表
	6・24	双葉郡町村議会議員大会、原子力発電開発と自治体における安全管理を採択
	〃・25	東京電力㈱、屋外放射線監視装置(モニタリングポスト)6基を設置
	7・31	県開発公社、東京電力㈱と福島第二原子力発電所の用地取得等の委託契約を締結
	12・一	県、原子力発電所安全確保技術連絡会を設置
昭和 45 (1970)	1・16	楡葉町議会、福島第二原子力発電所建設用地の町有地処分を議決
	1・23	内閣総理大臣、福島原子力発電所3号炉設置を許可(電気出力78.4万kW)



年	月日	事 項
昭和 45 (1970)	5・11	県開発公社、東北電力(株)との間に用地取得業務の委託契約を締結
	7・4	福島原子力発電所1号機、燃料初装荷開始
	〃・5	福島原子力発電所1号機、燃料集合体 22 本で初期臨界
	11・17	福島原子力発電所1号機、試運転開始
昭和 46 (1971)	3・17	県防災会議、原子力災害対策計画を策定
	〃・19	福島第二原子力発電所地点の土地買収交渉まとめ、最終提示価格に知事の特別配慮金 1 億円を上積み
	〃・26	福島原子力発電所1号機、営業運転開始
	4・5	県開発公社、福島第二原子力発電所建設に係る民地の売買契約を締結
	5・27	東京電力(株)、原子炉の欠陥問題について「危険性はない」と発表
	〃・〃	富岡町議会、原子炉欠陥問題で原子力問題調査特別委員会を開催
	6・28	福島原子力発電所1号機、復水器真空低下のため原子炉自動停止
	〃・29	大熊町議会議員全員協議会、原子炉欠陥問題で開催
	7・5	県、温排水利用養魚事業計画推進協議会を設置
	〃・15	東京電力(株)、福島第二原子力建設準備事務所を開設
	8・20	東京電力(株)第二地点用地中農用地転用許可 (面積 171,747 m <sup>2</sup> )
	9・23	内閣総理大臣、福島原子力発電所5号炉設置を許可 (電気出力 78.4 万 kW)
10・7	県開発公社、浪江町に現地駐在室を設置	
昭和 47 (1972)	1・23	内閣総理大臣、福島原子力発電所4号炉設置を許可 (電気出力 78.4 万 kW)
	〃・25	県、原子力発電所安全確保連絡会議を設置
	4・10	福島原子力発電所1号機、蒸気圧力調整器誤作動のため原子炉自動停止
	〃・28	福島原子力発電所1号機、蒸気圧力調整器誤作動のため原子炉自動停止
	6・7	電源開発調整審議会、福島第二原子力発電所1号機計画を承認 (以下順次各号機計画を承認)
	12・一	県水産試験場、原子力発電所の温排水利用による養殖実験を開始
	〃・12	内閣総理大臣、福島原子力発電所6号炉設置を許可 (電気出力 110 万 kW)
〃・22	福島原子力発電所1号機、原子炉再循環ポンプ制御装置故障のため原子炉自動停止	
昭和 48 (1973)	1・22	県開発公社、浪江町に事務所開設
	〃・28	福島原子力発電所1号機、原子炉再循環ポンプ制御装置故障のため原子炉自動停止
	2・19	「原子力発電所の安全確保に関する協定」を改正 (県の立入調査権を追加)
	〃・〃	東北電力(株)、浪江・小高原原子力準備事務所を浪江町に開設
	3・19	東京電力(株)、福島第二原子力発電所建設用地を国有地を含め用地取得完了
	〃・31	県開発公社、福島原子力第二地点に係る用地等を東京電力(株)に引継ぎ
	5・1	知事、アメリカ原子力発電所の視察結果に基づき安全性について所信を表明
	6・1	県、大熊町に原子力対策駐在員事務所を開設

年	月日	事 項
昭和 48 (1973)	6・1	科学技術庁、大熊町に原子力連絡調整官事務所を開設
	〃・4	県、原子力行政連絡調整会議を設置
	〃・13	福島第二原子力発電所、広野火力発電所に係る漁業補償が35億円で調印
	〃・25	福島原子力発電所1号機、地下廃棄スラッジ・タンクから放射性廃液をくみ上げ濾過処理中、濾過処理装置のドレン弁が閉止不完全だったため、床面、建屋外に放射性廃液が漏えい
	〃・26	県、福島県原子力発電所1号機の放射性廃液の漏えいに関し、立入調査を実施
	7・2	県、6月26日に実施した立入調査の結果、東京電力(株)に対し福島原子力発電所1号機に類似する施設の総点検など適切な措置を要求
	〃・7	科学技術庁、通商産業省、福島原子力発電所の放射性廃液漏れ事故に関し施設改善命令
	〃・20	東京電力(株)、福島第二原子力発電所の工業用水取水に伴う漁業補償協定を締結
	8・7	県、原子力発電所建設集中地区の双葉5町の環境放射能測定を開始
	9・18	原子力委員会、福島第二原子力発電所1号炉の設置に係る公聴会を福島市で開催（「原子炉の設置に係る公聴会開催要領」初適用）
	〃・19	県、原子力対策専門委員会（仮称）を設置の方針決定
	〃・28	富岡町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択
	〃・29	楡葉町議会、第二原子力発電所建設に伴う公有水面の埋め立てに関する意見書を採択
	10・4	小高町議会、東北電力(株)原子力発電所誘致を条件付で決議
	〃・8	通商産業省、福島原子力発電所2号機核燃料制御棒が上下逆に取り付けられているのを取り替えるよう指示
	〃・19	県、双葉郡内原子力発電所周辺の放射能測定の結果、異常なしと発表
	11・1	東京電力(株)、福島第一原子力発電所内に「保健安全センター」を設置
	〃・14	福島原子力発電所2号機、試運転開始
	12・1	県、東京電力(株)に対し福島第二原子力発電所・広野火力発電所用の公有水面埋立申請を許可
	〃・5	県原子力行政連絡調整会議専門委員会発足
	〃・7	東北電力(株)、相双地域振興計画策定協議会で原子力発電所2基同時建設の計画を修正した旨を表明
	〃・〃	県、相双地域振興計画策定協議会を設置し、「相双地域開発基本構想」について諮問
	〃・19	発電用施設周辺地域整備法の制定促進に関する意見書を県議会において決議
	〃・20	福島原子力発電所2号機、試運転開始
	〃・27	浪江・小高原子力発電所を巡る浪江町住民と東北電力(株)・国・県・町合同の第1回話し合い
	〃・28	小高町浦尻地区で浦尻原発対策協議会主催の国・県・町・東北電力(株)と地元地権者・住民との話し合い

年	月日	事 項
昭和 49 (1974)	1・19	知事、全国知事会でエネルギー危機を原子力発電所で切り抜けよと政府に提言
	〃・21	東京電力(株)、原子力発電・火力発電基地双葉郡内5町に協力金として3億円を支出
	〃・30	浜通り住民216名、福島第二原子力発電所・広野火力発電所建設に係る県の公有水面埋立免許の取消しを提訴
	2・7	日本共産党県委員会、原子炉安全性確認まで操業・建設の中止と東京電力(株)提出の分析化研放射能測定データ公表を県に申入れ
	〃・13	日本科学者会議福島県支部、公開質問状で福島原子力発電所に関する分析化研の放射能測定結果数値に疑惑ありと発表
	〃・15	県、福島原子力発電所の放射能測定データの疑惑に関し、分析化研の数値の事後訂正・東京電力(株)の転記ミス、端数整理方法変更の原因ありと発表
	〃・20	県生活環境部長、日本科学者会議福島支部と共産党県委員会に対し、公開質問状に関し事務上のミスと回答
	〃・22	東京電力(株)、福島第二原子力発電所用水の木戸川取水許可申請書を県に提出
	3・7	県、議会における使用済核燃料の持ち出しに関する質問に対し、全面否定の答弁
	〃・13	県議会、原子力発電の安全確保に関する調査特別委員会設置
	〃・15	浪江町議会、原子力発電所設置促進を決議
	〃・22	県議会原子力発電の安全確保に関する調査特別委員会、使用済核燃料の持ち出しについては、根拠なしと最終結論
	〃・26	日本共産党、参議院予算委で福島原子力発電所下請業者被ばく問題を追及、科学技術庁長官は調査を約束
	〃・30	東京電力(株)、福島原子力発電所下請の日立製作所作業員に異常なしと科学技術庁に報告
	〃・ー	日本工業立地センター、「双葉地域の開発計画」の報告書を作成
	4・1	県、生活環境部環境保全課内に原子力対策係(3名)を発足させ、大熊町の原子力対策駐在員事務所を「原子力センター」に改組
	〃・2	原子力委員会、福島第二原子力発電所1号機に関する住民側提出の疑問点に対する「検討結果説明書」をまとめる
	〃・3	BWR運転訓練センター(大熊町夫沢)完成
	〃・25	日本社会党、県労協など6団体、「原発建設反対県共闘会議」を結成
	〃・26	東京電力(株)、小名浜海員組合と福島原子力発電所専用港に関し監視体制強化などで合意
	〃・30	内閣総理大臣、福島第二原子力発電所1号炉設置を許可(電気出力110万kW)
	5・4	福島原子力発電所1号機、B-制御棒駆動水圧ポンプシャフト損傷、調査のため原子炉手動停止
	6・1	東京電力(株)、県内原子力発電所等の名称を変更、福島第二原子力建設事務所を福島第二原子力建設所、福島原子力発電所と福島原子力建設所を福島第一原子力発電所と福島第一原子力建設所に変更(以下本表において、各号機記述の際「福島第一原子力発電所」を「福島第一」「福島第二原子力発電所」を「福島第二」と省略する)
	〃・28	浜通り住民411名が福島第二原子力発電所の設置許可に対し、行政不服審査法に基づき内閣総理大臣に異議申し立て(昭和49年10月11日棄却決定)

年	月日	事 項
昭和 49 (1974)	7・1	木戸川漁業組合員10名、原子力発電所取水に係る総会決議の無効確認の提訴
	〃・18	福島第一・2号機、営業運転開始
	8・2	県温排水調査管理委員会が初会合を開き、調査の具体的内容を検討
	9・6	福島第一・3号機、試運転開始
	10・30	県電源地域整備計画策定協議会発足
	11・8	知事、環境問題産業会議において原子力発電所問題の責任明確化を提唱
	〃・30	県、県内初のジルコニウム95などの核種の発見と環境放射能測定を公表
	12・7	県電源地域整備計画策定協議会、関係市町村の整備計画を承認
昭和 50 (1975)	1・7	浜通り住民401名、東京電力(株)福島第二・1号炉の設置許可処分取消しを提訴
	〃・8	水産庁、原子力発電所温排水影響調査を次年度から6カ年計画で福島・福井を対象に実施の方針を決定
	〃・11	福島第一・2号機、原子炉再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉手動停止
	〃・30	県、東京電力(株)に緊急炉心冷却装置用パイプの安全点検を指示
	2・16	東京電力(株)、福島第一・2、3号機の運転を停止し、近く総点検する旨表明
	〃・20	県原子力センター新庁舎、双葉郡大熊町に完成
	〃・25	福島第一・3号機、緊急炉心冷却装置用パイプ検査を終え運転再開
	3・6	東京電力(株)、福島第一・2号機でも異常なしと発表
	〃・9	福島第一・2号機、給水系フランジ部及び浄化系ポンプ軸封部からの漏えい並びに逃し安全弁の排気温度上昇、調査のため原子炉手動停止
	〃・17	県、福島第二原子力発電所周辺陸域エコロジー調査報告書完成
	6・30	県原子力センター環境放射能測定監視テレメータシステム完成
	10・26	県原子力センター、「原子力の日」記念行事開催
	12・24	原子力発電所周辺環境放射線測定値との比較のため、福島市にモニタリングポストを設置
昭和 51 (1976)	1・31	福島第一・2号機、復水装置空気抽出器蒸気圧力調整弁グランド漏れ、調整のため原子炉手動停止
	2・10	福島第一・1号機、発電機界磁電圧自動電圧調整器不調のため原子炉自動停止
	3・18	福島第一・2号機、原子炉再循環ポンプ軸封部取替のため原子炉手動停止
	〃・22	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、立地4町を加えた三者協定へと改定
	〃・27	福島第一・3号機、営業運転開始
	5・24	福島第一・2号機、給水制御系マスターコントローラー回路不調のため原子炉自動停止
	6・1	福島第一・1号機、B-制御棒駆動水圧ポンプのシャフトが損傷、A-ポンプに切替え、原子炉は運転を継続
	〃・3	福島第一・2号機、空調用冷却水漏出のため再循環ポンプMGセット2Aがショートし再循環ポンプ1台が停止したため、2B再循環ポンプに切替え、原子炉は出力を下げ運転を継続



年	月日	事 項
昭和 51 (1976)	6・14	福島第一・2号機、中間停止点検中、炉心スプレイ系配管の一部に異常を発見
	7・15	福島第一・1号機、格納容器内空調設備の故障により格納容器温度が上昇、調査のため原子炉手動停止
	8・12	福島第一・1号機、発電機励磁機回路の故障のため原子炉自動停止
	9・7	福島第一・3号機、速度設定回路不調のためA-再循環ポンプが停止、原子炉は出力を下げ運転を継続
	10・14	福島第一・2号機、主蒸気圧力検出用計装配管溶接部からの蒸気漏れ、調査のため原子炉手動停止
	〃・18	福島第一・3号機、タービン主蒸気閉止弁用制御弁から油漏れ、調査のため原子炉手動停止
	11・22	福島第一・3号機、B-再循環ポンプの電動機中性点接地装置の母線締付部の締付不良により支持絶縁板が損傷し、B-再循環ポンプが停止、原子炉は出力を下げ運転を継続(11月24日手動停止)
昭和 52 (1977)	1・15	福島第一・3号機、タービン駆動給水ポンプの制御回路用電源ヒューズ誤開放のため原子炉自動停止
	2・26	福島第一・1号機、定期検査中、原子炉給水ノズルのひびを発見
	〃・27	福島第一・1号機、定期検査中、制御棒駆動水戻りノズルのひびを発見
	3・5	福島第一・3号機、廃棄物処理系の配管修理作業中、作業者が転落
	〃・8	福島第一・2号機、定期検査中、制御棒駆動機構コレットリティナーチューブのひびを発見
	〃・-	県、福島第二原子力発電所建設予定周辺陸域エコロジー調査報告書完成
	4・1	県土地開発公社、浪江・小高原子力発電所建設促進のため、浪江町に支所開設
	〃・7	福島第一・2号機、定期検査中、原子炉再循環系ライザー管のひびを発見
	5・1	浪江・小高原子力発電所予定地に高層気象観測塔が完成し観測開始
	〃・25	福島第一・3号機、定期検査中、制御棒駆動機構コレットリティナーチューブのひびを発見
	〃・28	福島第一・3号機、定期検査中、制御棒駆動水戻りノズルのひびを発見
	6・1	県・大熊町・双葉町、福島第一・1号機の立入調査を実施(同2、3号機については6月7～8日実施)
	〃・13	福島第一・1号機、定期検査中、原子炉再循環系ライザー管のひびを発見
	〃・〃	県原子力広報連絡会議(5月23日設置)、県原子力センターで初会合
	〃・17	福島第一・2号機、定期検査中、制御棒駆動水戻りノズルのひびを発見
	〃・30	県、6月1～2日の福島第一・1号機立入調査について「通報連絡の内容は適正であり被ばく線量は許容限度以内であった」と発表
8・31	東京電力㈱、「保修訓練所」を設置	
9・6	県、原子力発電所安全確保連絡会議で、昭和52年度調査対象に加えた松葉からコバルト60が最大23pci(ピコキュリー)/kg、マンガン54が最大30pci/kg検出されたと公表	
〃・12	福島原子力懇談会設立	



年	月日	事 項
昭和 52 (1977)	9・22	福島第一・5号機、試運転開始
	10・28	自治省、県に対して核燃料税の新設を許可
	11・1	福島県核燃料税条例公布（11月10日施行）
	〃・7	県、原子力発電所安全確保連絡会議で海底沈積物からコバルト60が最大136pci/kg、マンガン54が最大66pci/kg検出されたと公表
	12・4	原発反対県共闘会議、双葉地方原発反対同盟など主催「住民の生命と健康をおびやかす原発建設に反対する県民総決起集会」開催
昭和 53 (1978)	1・12	原子力発電所立地推進懇談会、科学技術庁主催で初会合
	〃・23	木戸川漁協総会決議無効等確認訴訟取下げ
	〃・25	県漁連、東京電力㈱と福島第一原子力発電所の使用済核燃料の海上輸送に伴う「福島第一原子力発電所に関する協定」締結
	〃・26	福島第一・1号機、定期検査中、原子炉再循環ポンプのフランジ部のひびを発見（手動停止）
	2・24	福島第一・4号機、試運転開始
	4・1	県保健環境部環境保全課原子力対策室発足
	〃・18	福島第一・5号機、営業運転開始
	5・18	県、原子力発電所安全確保連絡会議で海底沈積物からコバルト60が最大218pci/kg、マンガン54が最大111pci/kg検出されたことを公表
	〃・29	福島第一・2号機、タービン湿分分離器ドレン水位計較正中、誤作動のため原子炉自動停止
	6・13 ～14	福島第一・1、2、5号機で送電を停止し、宮城沖地震で壊れた送電線がいし取替え
	〃・19	福島第二原子力発電所・広野火力発電所に係る公有水面埋立免許取消訴訟中間判決、住民に原告適格性ないと訴訟却下（原告7月3日控訴）
	〃・22	福島第一・1号機、制御用空気乾燥器の切替弁の誤作動のため原子炉自動停止
	〃・26	内閣総理大臣、福島第二・2号炉設置を許可（電気出力110万kW）
	8・22	科学技術庁長官、県内の原子力発電地域を視察
	9・1	福島第一・3号機、復水器水室清掃作業中、作業員が硫化水素によるガス中毒
	10・12	福島第一・4号機、営業運転開始
	〃・17	県、原子力発電所の温排水を利用する栽培漁業センター建設の基本構想を発表
	11・21	福島第一・4号機、計装用電源回路の誤作動のため原子炉自動停止
	〃・27	福島第二原子力発電所・広野火力発電所建設に係る公有水面埋立免許取消訴訟控訴取下げ
12・11	福島第一・1号機、定期検査中、6体の燃料集合体で燃料棒のひび割れを発見	
昭和 54 (1979)	3・8	東北電力㈱、原子力発電所予定地海域調査を3年ぶりに再開
	〃・15	県原子力センター増築落成

年	月日	事 項
昭和 54 (1979)	3・28	米国スリーマイル島原子力発電所 2 号機（加圧水型軽水炉、出力 95.9 万 kW）事故発生
	4・3	知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関し、県内原子力発電所の安全性について一層厳しい姿勢で対処したい旨の談話発表
	〃・4	知事、米国スリーマイル島原子力発電所事故に関連し、通商産業省、科学技術庁、原子力安全委員会に原子力防災強化などを要請するとともに、東京電力(株)に対し再点検を要請
	〃・23 ～25	資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所の特別保安監査を実施
	〃・27 ～28	県・大熊町・双葉町、米国スリーマイル島原子力発電所に関連した安全確保等に関する再点検のため福島第一原子力発電所（1、3、4号機など）の立入調査を実施
	5・4	福島第一・6号機、試運転開始
	6・6	県、4月27～28日の福島第一原子力発電所立入調査の結果、緊急時対応等について、適切な措置を国を通じて東京電力(株)に要求
	7・17 ～18	県・大熊町・双葉町、福島第一・5号機の立入調査を実施
	〃・20	福島第一・1号機、潤滑水の流量検出リレー不良により海水循環ポンプが停止したため原子炉出力を手動で降下中、「スクラム・ディスチャージ・ボリウム高」の信号により原子炉自動停止
	〃・24	福島第一・3号機、タービン制御系の制御油用小口系配管接続部からの油漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	8・17	浪江、小高地域開発推進連絡協議会、原子力発電所建設を推進
	〃・21 ～22	県・大熊町・双葉町、福島第一・2号機の立入調査を実施
	9・3	3県知事会（福島・茨城・栃木）、原子力発電所の安全対策、原子力発電所周辺地域振興対策の強化などの推進を決定
	〃・13	資源エネルギー庁、8月23日と9月3日に動燃東海再処理工場へ輸送された福島第一・1号機の使用済核燃料のうち、ひび割れのあるもの1体、スペーサーに損傷あるもの1体の発見を発表
	〃・26	県、7月17～18日及び8月21～22日の福島第一・5号機及び2号機の立入調査について支障なしと発表
	10・17	福島第一・1号機、定期試験中、圧力調整装置の不調による圧力変動のため原子炉自動停止
	〃・24	福島第一・6号機、営業運転開始
	〃・25	資源エネルギー庁、福島第一原子力発電所へ常駐検査官派遣
	11・4	福島第一・2号機、復水流量変換器の故障により高圧復水ポンプが止まり、原子炉水位が低下したため原子炉自動停止
	〃・19	県「原子力発電所防災対策実施要綱」等をまとめ公表

年	月日	事 項
昭和 54 (1979)	11・30	総評、富岡町で反原発代表者会議を開催
	～12・1	
	12・5	県、相双地域をエネルギー地域定住圏とみなす相双地域振興策立案
	〃・14	福島第一原子力発電所と県原子力センター・大熊町・双葉町間に緊急時連絡通報用のホットライン設置
昭和 55 (1980)	1・28	水戸巖芝浦工大教授、福島第一原子力発電所周辺海域のホッキ貝にコバルト 60 とマンガン 54 が検出されたと発表し、これらの対策を県に申入れ
	〃・29	県・大熊町・双葉町、スリーマイル島原子力発電所事故に鑑み、安全確認のために福島第一・6号機の立入調査を実施
	2・9	福島第一・4号機、格納容器内空調用冷却水の漏えい、調査のため原子炉手動停止
	〃・13	日本社会党の国会議員原発調査団、福島第一、第二原子力発電所を調査
	〃・14	原子力安全委員会、福島第二・3、4号炉の安全性について地元住民等の意見を聞くため第二次公開ヒアリングを福島市の卸町総合センターで開催（陳述人 20 名、傍聴人 312 人）
	〃・27	知事、県議会でホッキ貝の放射能調査を行う旨答弁
	3・8	福島第一・1号機、定期検査中、ジェットポンプ計装ノズルセーフエンドのひびを発見
	〃・24	県、1月 29 日の福島第一・6号機立入調査について、支障なしと発表 また、ホッキ貝の放射能調査結果、コバルト 60、マンガン 54 は検出されずと発表
	〃・29	県、3月 3日に実施した福島第一・3号機の立入調査の結果として、東京電力(株)に対し工具、機械の管理及び事故防止対策等について適切な措置を要求
	4・17	福島第一・4号機、炉心スプレイ系の定期試験中、ポンプ起動による振動で原子炉圧力スイッチが誤作動したため原子炉自動停止
	〃・28	福島第一・4号機、「発動機軸受振動大」の誤信号のため原子炉自動停止
	5・15	福島第一・6号機、タービン制御油圧系定期試験中、タービン油圧ポンプ起動時の油圧変動と振動により油圧検出器が誤作動したため原子炉自動停止
	6・6	福島第一・3号機、運転中の補修作業の際、発電機ロックアウトリレーを誤って作動させたため原子炉自動停止
	〃・11	資源エネルギー庁、福島運転管理専門官事務所を双葉町に開設
	7・28	東京電力(株)、地元漁協と「福島県相双沿岸漁業調整基金」で覚書調印
	〃・29	原子力発電関係県議会議長協議会（会長：福島県議長）発足
	8・4	福島県防災会議、原子力防災部会を設置
	〃・〃	通商産業大臣、福島第二・3、4号炉設置を許可（電気出力、各 110 万 kW）
	〃・30	福島第一・1号機、調整運転中、タービン中間調整弁の試験時、湿分分離器水位検出器の誤作動により原子炉自動停止
	9・11	中川科学技術庁長官、福島第一、第二原子力発電所視察
〃・22	福島第一・2号機、調整運転中、給水制御系の切替スイッチの誤作動のため原子炉自動停止	

年	月日	事	項	
昭和 56 (1981)	3・15	福島第一・2号機、強風のため補助ボイラー煙突上部が折損、原子炉は運転を継続		
	〃・24	財団法人福島県原子力広報協会設立総会開催		
	〃・一	県、福島第二原子力発電所周辺陸域エコロジー調査報告書完成		
	4・1	財団法人福島県原子力広報協会(理事長:田中清太郎)発足		
	〃・10	福島第一・1号機、隔離時復水器A系統蒸気側入口配管溶接部近傍からの水漏れを 発見、調査のため原子炉手動停止		
	〃・18	日本原子力発電(株)敦賀発電所放射性廃液漏えい問題及び事故隠し問題発覚		
	〃・20	県、日本原子力発電(株)敦賀発電所事故に鑑み、東京電力(株)に対し、福島第一原子 力発電所の一般排水路の再点検について要請		
	5・12	福島第一・2号機、運転中、電源回路の自動切替え時に瞬断が生じたため、高圧復水 ポンプ吐出圧力(低)警報設定器が誤作動 高圧復水ポンプが停止し、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止 その後、所内電源切替え時に予備の高圧復水ポンプが停止し、原子炉水位がさらに 低下したため高圧注水系(ECCS)及び原子炉隔離時冷却系が作動 なお、冷却材の系統からの流出はなかった		
	〃・12	県・大熊町・双葉町、4月20日に要請した再点検の報告に基づき、福島第一・1～6全 ～13	号機の立入調査を実施	
	6・4	県防災会議、米国スリーマイル島原子力発電所事故に鑑み、県原子力災害対策計画 を全面修正		
	〃・9	県、5月12～13日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は 認められなかった」と発表		
	7・23	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所のモニタリングポスト等の作動状況、並 ～24	びに廃液放流時の分析測定状況及び固体廃棄物貯蔵状況などの放射線管理状況 調査のため、立入調査を実施	
	〃・31	福島第二・1号機、試運転開始		
	8・24	県、7月23～24日の福島第一原子力発電所立入調査結果について「特に支障となる 点は認められなかった」と発表		
	〃・26	福島第二・1号機、試運転中、主タービン制御油圧系配管の継手部からの油漏れを發 見、調査のため原子炉手動停止		
	9・18	福島第二・1号機、試運転中、タービン湿分分離器水位計が検出部での水の滞留に より誤作動したため原子炉自動停止		
	〃・〃	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正(昭和56年6月4日県防 災会議決定)を承認		
	〃・28	福島第一・5号機、調整運転中、給水試料採取系配管の取出継手部からの水漏れを 発見、調査のため原子炉手動停止		
	10・12	福島第一・6号機、復水器細管の損傷を修理するため原子炉手動停止		
	〃・28	福島第二・1号機、試運転中、タービン駆動給水ポンプトリップ試験後、蒸気タービン 軸振動が増加したため原子炉自動停止		
11・13	福島第二・1号機、試運転中、出力上昇時、中性子束が中性子束(熱流束相当)高の 設定値に達したため原子炉自動停止			

年	月日	事 項
昭和 56 (1981)	11・19	福島第二・1号機、試運転中、低圧復水ポンプに接続する弁を誤って開き、当該ポンプの吐出圧力が低下したため、高圧復水ポンプ及びタービン駆動給水ポンプが停止し、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止。その後さらに原子炉水位が低下したため高圧炉心スプレイ系(ECCS)及び原子炉隔離時冷却系が作動 なお、冷却材の系統からの流出はなかった
	12・3	福島第一・1号機、調整運転中、スクラム排出容器水位検出系の誤信号により原子炉自動停止
	〃・10	福島第二・1号機、試運転中、タービン組合せ中間弁開閉試験時、タービン湿分分離器水位計が検出部での水の滞留により誤作動したため原子炉自動停止
	〃・23	福島第一・5号機、原子炉水位記録計点検時、端子部の接触不良による給水制御系の誤信号により原子炉水位が上昇したため原子炉自動停止
昭和 57 (1982)	2・14	福島第一・2号機、調整運転中、給水制御系の主給水制御器の不調のため原子炉自動停止
	3・25	原防災会議、原子力災害対策計画を修正(福島第二原子力発電所分を追加)
	〃・30	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」改定(品質保証活動の励行を追加)
	4・1	原子力発電所からの温排水を利用し、放流種苗を量産する福島県栽培漁業センター開所
	〃・20	福島第二・1号機、営業運転開始
	〃・28	福島第一・1号機、巡視点検中、隔離時復水器B系統復水配管の溶接部近傍からの水漏れを発見、調査のため原子炉手動停止
	5・17 ～18	県・楡葉町・富岡町、福島第二・1号機の立入調査を実施
	6・14	県、5月17～18日の福島第二・1号機立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	〃・25	福島第一・6号機、タービンバイパス弁閉表示コイルの故障により、タービン電気油圧式制御装置の電源が喪失し、原子炉自動停止
	〃・28	福島第一・5号機、原子炉再循環系M-Gセット流体継手操作用モーターの不調により再循環流量が増加し、中性子束高により原子炉自動停止
	〃・30	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正(昭和57年3月25日県防災会議決定)を承認
	7・6	福島第一・5号機、タービン主蒸気止め弁の動作試験時、テスト用電磁弁の不調により主蒸気止め弁の1弁が全閉、調査のため原子炉手動停止
	〃・24	福島第一・1号機、電気式圧力調整装置の不調により、原子炉圧力が低下したため、主蒸気隔離弁が全閉し、原子炉自動停止
〃・26	電源立地促進功労者賞として、本県から田中清太郎氏(双葉町長)、猪狩秀玄氏(楡葉町長)が内閣総理大臣賞、田畑金光氏(いわき市長)が通商産業大臣賞を受賞	



年	月日	事 項
昭和 57 (1982)	8・3	自民党政調会科学技術部会、東京電力(株)福島第一原子力発電所と同福島第二原子力発電所を視察
	10・3	福島県原子力安全行政10周年記念式典、富岡町総合体育館で挙行政(県、関係11市町村、県原子力広報協会主催)
	〃・25	福島第一・6号機、格納容器内ドレン量増加により、調査のため原子炉手動停止 原子炉再循環系の圧力計用予備座の接続配管溶接部からの漏えいを発見
	12・20	福島第一・5号機、給水制御回路の最大流量制限器の故障のため、給水流量が減少し、原子炉水位低の信号により原子炉自動停止
昭和 58 (1983)	2・9	県エネルギー問題懇談会の提言まとまる
	〃・10	県、原子力発電所労働者安全衛生対策連絡会議を設置
	〃・17	海洋投棄規定条約の国際会議、「低レベル放射性廃棄物の海洋投棄を一時的に停止する」提案が可決
	〃・〃	福島第一・6号機、定期検査中、蒸気濃縮器の組立作業時、加熱蒸気配管フランジ部に仮設していた閉止板を取り外したところ、熱湯が吹出し、作業員が負傷
	3・7	福島第一・3号機、調整運転中、主復水器空気抽出器出口配管に取り付けられている保護破壊板が作動、調査のため原子炉手動停止
	〃・23	県防災会議、原子力災害対策計画を修正(県防災行政無線の整備完了に伴う連絡システムの修正)
	4・20	福島第一・2号機、定期検査中、原子炉圧力容器上蓋予備ノズル(N-6B)の液体浸透探傷検査の結果、内面コーナー部に線状指示を発見
	5・9	福島第二・1号機、国内初の384日間連続運転記録を樹立
	7・27	電源立地促進功労者賞として、遠藤正氏(大熊町長)、遠藤景芳氏(富岡町長)が内閣総理大臣賞を受賞
	8・9	内閣総理大臣、県地域防災計画原子力災害対策計画の修正(昭和58年3月23日県防災会議決定)を承認
	〃・13	福島第一・1号機、主蒸気加減弁の制御油圧配管からの油漏れにより、主蒸気加減弁が閉止したため、原子炉圧力が上昇し、「中性子束高高」により原子炉自動停止
	〃・26	福島第一・5号機、定格出力運転中、保守のためバイタル電源を予備変圧器に切替中、誤操作によりバイタル電源を喪失したため、給水流量が変動し原子炉自動停止
	9・1	福島第一・4号機、定格出力運転中、巡視点検により、発電機界磁調整器の摺動抵抗器の損傷を発見、補修のため原子炉手動停止
	10・26	遠藤正氏(大熊町長)が原子力安全功労で科学技術庁長官賞を受賞
	〃・29	福島第一・6号機、定格出力運転中、主発電機界磁遮断器の誤作動により発電機自動停止、同時に原子炉自動停止
11・19	福島第一・1号機、電気式原子炉圧力調整装置の不具合により、主蒸気加減弁が急開し主蒸気管圧力が低下したため、主蒸気隔離弁が全閉し、原子炉自動停止	
〃・30	原子力防災訓練実施(福島第一原子力発電所周辺地域)	

年	月日	事 項
昭和 58 (1983)	12・15 ～ 16	県・楡葉町・富岡町、福島第二・2号機の立入調査を実施
昭和 59 (1984)	1・27	県、昭和58年12月15～16日の福島第二・2号機立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	2・3	福島第二・2号機、営業運転開始
	〃・22 ～ 23	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	5・5	福島第二・1号機、定格出力運転中、主発電機界磁喪失により主発電機がトリップし、これにより原子炉自動停止
	6・8	国土庁、「電源地域振興特別措置法」に関する検討結果を発表
	7・23	福島第二原子力発電所1号炉の設置許可取消しを求めた行政訴訟、福島地方裁判所で請求棄却の判決
	10・17	福島第一・2号機、定期検査中、高圧注水系手動起動試験の際、復水貯蔵タンク遮へい壁内側の高圧注水系戻り弁より漏えいが発生 漏えい水は、遮へい壁の雨水口を通じて遮へい壁外へ漏出
	11・8	福島第二・1号機、定期検査中、原子炉再循環ポンプ調整運転の際、ポンプ(A)内部に異音が発生 点検の結果、ポンプ水中軸受リングの損傷を発見
	〃・29 ～ 30	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	〃・30	福島第一原子力発電所、1サイトとしての累計発電量(2億万kW)世界新記録達成
	12・14	福島第二・3号機、試運転開始
	〃・25	県、11月29～30日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
昭和 60 (1985)	2・13 ～ 14	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	4・8	福島第二・2号機、調整運転中、原子炉格納容器内の圧力上昇傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	6・21	福島第二・3号機、営業運転開始
	7・21	電源立地促進功労者として松本一郎氏(広野町長)が通商産業大臣賞を受賞
	8・21	福島第一・1号機、調整運転中、主蒸気管圧力検出器設置場所で、照明工事に係る作業中、誤って足場材を当該検出器ドレン配管に接触させたため、振動で当該検出器が作動し、「主蒸気隔離弁閉」により原子炉自動停止
	〃・23	福島第一・1号機、調整運転中、給水ポンプ最小流量配管の振動が、主蒸気管圧力検出器検出配管との支持構造物共用部を介し、当該検出器検出配管に伝わったため、当該検出器が作動し、「主蒸気隔離弁閉」により原子炉自動停止
	9・2 ～ 3	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所1号機の火災発生等トラブル及び通報連絡状況等確認のため立入調査を実施

年	月日	事 項
昭和 60 (1985)	9・19	県、9月2～3日の福島第一原子力発電所立入調査の結果として、東京電力㈱に対し異常発生時における通報連絡方法の強化、徹底について適切な措置を要求
	〃・24	福島第一・5号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内機器ドレン量に漸増傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	〃・28	福島第二・3号機、定格出力運転中、蒸気タービン駆動原子炉給水ポンプ(A)の駆動用蒸気加減弁制御リンク機構の不調により、当該蒸気加減弁が閉止したため、原子炉への給水流量が少なくなり、「原子炉水位低」により原子炉自動停止
	10・28	原子力センター、科学技術庁「原子力安全功労賞」を受賞
	11・29	原子力防災訓練実施(福島第二原子力発電所周辺地域)
	12・27	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」の運用に関する規定と通報連絡要綱の一部改正(協定運用の充実・強化、通報連絡事項の一層の明確化)
昭和 61 (1986)	2・9	福島第一・4号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内機器ドレン量に漸増傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止
	〃・13 ～14	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	3・26	県、2月13～14日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	4・26	ソ連チェルノブイリ原子力発電所4号機(黒鉛減速軽水冷却型炉、出力100万kW)、事故発生
	〃・29	県、科学技術庁の指示により、ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故に伴う環境放射能の特別監視態勢(6月6日、平常の監視態勢に移行)
	〃・30	県、ソ連チェルノブイリ原子力発電所事故に鑑み、福島第一、第二原子力発電所に対し、より一層安全確保に努めるよう申入れ
	〃・〃	知事、同事故に関し、東京電力㈱に申入れを行ったこと、原子炉型の違い等から同様の事故の恐れはないと思われること、及び情報収集に努める旨の談話を発表
	8・23 ～27	「エネルギーフェア'86」、大熊町と周辺町で全国初開催
	〃・25	福島第一・5号機、調整運転中、給水制御系の不調により、給水流量が増加したため「原子炉水位高」により、原子炉自動停止
	10・13	福島第二・1号機、定格出力運転中、相分離母線ダクト部に異音が発生し、点検、補修のため発電機解列 原子炉はその後手動停止
	11・3	福島第一・2号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内床ドレン量に漸増傾向が見られたので、点検のため原子炉手動停止 ドレン量増加の原因は、原子炉再循環系(B)の配管に取付けてある小口系配管に振動による疲労割れが生じたため
	〃・4	福島第一・6号機、定期検査のため出力降下中、高圧復水ポンプ用遮断機の動作検出機構の不動作のため、誤信号により運転中の他の高圧復水ポンプが停止し、「原子炉水位低」により原子炉自動停止

年	月日	事 項
昭和 62 (1987)	1・23	県、大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	2・10	県、1月23日の福島第一原子力発電所の立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	〃・12 ～13	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	〃・20	福島第一・5号機、定格出力運転中、A原子炉再循環ポンプの軸封部の温度にわずかな上昇傾向が見られたので、点検のため、原子炉手動停止 点検の結果、温度上昇の原因は軸封部の摺動面に微細な傷が発生し、再循環水の一部が軸封部に流入したため
	3・13	県、2月12～13日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	4・24	福島第一・5号機、出力上昇中、発電機保護装置用の計器用変流器の導線の腐食断線により、当該保護装置が作動して発電機が自動停止し、引き続き原子炉自動停止
	5・28	原子力安全委員会ソ連原子力発電所事故調査特別委員会、同事故の調査検討の結果、「我が国においては、今回の事故に関連して、現行の安全規制等を早急に改める必要のあるものは見出せない。また、防災対策を変更すべき必要性は見出せない」と結論
	8・25	福島第二・4号機、営業運転開始
	10・26	結城定重氏(楡葉町長)、和田和人氏(東北放射線科学センター事務局次長)、BWR訓練センター、原子力安全功労で科学技術庁長官賞を受賞
	11・25	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
12・25	県、11月25日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表	
昭和 63 (1988)	1・26	原子力防災訓練実施(福島第二原子力発電所周辺地域)
	2・18	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	3・18	福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプ電動機(B)の上部軸受け部温度にわずかな上昇が見られたため、点検のため原子炉手動停止 当該軸受け部温度上昇の原因は、潤滑油油面検出配管の溶接部から潤滑油がにじみ出し潤滑不足となったため
	〃・22	県、2月18日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
	7・27	福島第一・3号機、運転中、原子炉格納容器内にある床ドレンサンプへの流入水の増加が認められたため、原子炉手動停止 原因は、原子炉再循環ポンプ(A)出口側の弁の空気抜き用小口径配管の溶接部からの漏えいのため
	11・25	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
12・3	福島第二・3号機、定格出力運転中、「中性子束高」の信号により、原子炉自動停止 原因は原子炉再循環流量の変動幅が一時的に増加したため	



年	月日	事 項
昭和 63 (1988)	12・12	福島第二・3号機、運転中、主蒸気系(B)の弁に作動不具合が発生したため、原子炉手動停止 原因は、当該弁の弁棒が折損したため
	〃・26	県、11月25日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかった」と発表
昭和 64 (1989)	1・6	福島第二・3号機、運転中、原子炉再循環ポンプ(B)の振動が大きくなったため、出力降下 当該ポンプの分解点検の結果、水中軸受けリング及び羽根車等の損傷を発見 原因は、水中軸受けリングの溶接部に溶込不足があったため
平成元 (1989)	2・8	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	〃・27	福島第一・5号機、運転中、原子炉再循環ポンプ(A)駆動用電動機の電気回路の保護リレーが動作し、同ポンプが停止したため、原子炉手動停止 原因は、計器用変流器の内部端子の接触不良のため
	〃・28	県、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故の重大性に鑑み資源エネルギー庁及び科学技術庁に同機の安全確保の徹底を要望
	3・1	資源エネルギー庁、東京電力㈱に対して、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に関して金属小片・摩耗粉の徹底回収など4項目を指示
	〃・17	資源エネルギー庁、福島第二原子力発電所3号機調査特別委員会(委員長:秋山東大教授)設置
	〃・30	県、2月8日の福島第二原子力発電所立入調査について「3号機の運転管理に、過去の事故・故障の教訓が反映されていないなど、根本的な問題が認められた」と発表
	4・1	県原子力安全対策課発足(課長以下11人(うち兼務3人)体制)
	〃・28	福島第二・4号機、定格出力運転中、循環水ポンプ1台のモータ軸受温度に上昇傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は、モータ軸受の温度検出器用電線の絶縁低下により、誤った温度指示が出たため
	6・3	福島第二・2号機、定格出力運転中、原子炉冷却材浄化系再生熱交換器付近からの漏えいが認められたため、原子炉手動停止 原因は、配管の溶接施行不良に起因する割れが発生、進展して貫通したため
	8・11	資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉、再循環ポンプ損傷事故の原因調査について「原子炉再循環ポンプの水中軸受リング溶接部に溶込不足があったため、疲労破断した」と中間発表
	9・3 ～13	原子力発電関係団体協議会(会長県:福井県)、「原子力問題海外調査」を初めて実施(西ドイツ、フランス)
	11・10	原子力防災訓練実施(福島第一原子力発電所周辺地域)
	〃・30	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
12・21 ～22	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施	
〃・27	県、11月30日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、事故の未然防止と信頼性向上に努めることが肝要」と発表	



年	月日	事 項
平成元 (1989)	12・27	福島第二・1号機、調整運転中、タービン系統制御油の漏えいが認められたため、原子炉手動停止 原因は、タービンバイパス弁用制御油の蓄圧槽と配管を接続しているフランジ部の取付不良のため
平成2 (1990)	1・2	福島第二・1号機、調整運転中、原子炉再循環ポンプ電動機下部軸受の油面高を示す警報が発生したため、原子炉手動停止 原因は、油面検出器が誤作動したため
	〃・29	県、平成元年12月21～22日の福島第二原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、作業管理の適正化の徹底に努めることが肝要」と発表
	2・20	福島第二原子力発電所1号炉の設置許可取消しを求めた行政訴訟（控訴審）において仙台高等裁判所は控訴棄却の判決
	〃・22	資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子力再循環ポンプ損傷事故に係る原因と対策に関する調査結果を発表
	〃・〃	資源エネルギー庁、東京電力㈱に対し、福島第二・3号機事故の調査結果に基づき、再発防止の徹底と原子炉圧力容器内等に流入した金属粉等の徹底した洗浄・回収作業を指示
	〃・〃	県、国の福島第二・3号機に係る調査結果の報告を受け、東京電力㈱に対し、この調査結果に示された再発防止対策を早期に実施し、原子力発電所の安全運転に万全を期すよう申入れ
	3・14	東京電力㈱、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止策について中間報告
	〃・27	県・楡葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る立入調査を実施
	4・13	県、平成2年3月27日の福島第二・3号機事故に係る立入調査について「再発防止について早期に恒久的な対策を講じる必要がある。また今後とも金属粉等の徹底回収に努めるとともに、回収した金属粉等の適正な分析・評価を行う必要がある」と発表
	〃・17	東京電力㈱、県に対し、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策及び金属粉等の回収結果を報告
	5・27	福島第一・2号機、定期検査中、非常用ディーゼル発電機の機能試験を実施したところ、異音が認められたため、当該発電機を停止 点検の結果、ディーゼル機関の一部の気筒に損傷を発見 原因はピストンと今回の定期検査に交換した新品のシリンダライナのなじみが不足していたため
	6・11	県・楡葉町・富岡町、東京電力㈱より報告のあった福島第二・3号機事故に係る再発防止対策の実施状況、金属粉等の回収状況等について確認のため立入調査を実施
	〃・12	福島第二・4号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止
	〃・13	福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプの軸封部に機能低下が認められたため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉手動停止

年	月日	事 項
平成2 (1990)	6. 21	県、東京電力㈱に対し、原子炉再循環ポンプ軸封部の機能低下に伴う原子炉手動停止が連続して発生したことから、同一事象の再発防止と当該軸封部の改善を図るよう申入れ
	〃・26	県、6月11日の福島第二原子力発電所立入調査について「再発防止対策については、早期定着と的確な運用が必要である。また、金属粉等の回収状況については適正に評価されていることを確認した」と発表
	7・5	資源エネルギー庁、福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価の結果、「今後のプラント運転に当たって、安全上問題となる事故は認められなかった」と発表
	〃・〃	知事、資源エネルギー庁の発表に際し「県は、国の健全性評価結果に対し、福島県原子力行政連絡調整会議の専門委員の指導・助言を得ながら評価内容の検討を行う」との談話を発表
	〃・15	県・楡葉町・富岡町は、資源エネルギー庁による福島第二・3号機原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る健全性評価等に関する説明会を楡葉町及び富岡町で開催
	〃・26	福島第一・3号機、調整運転中、「原子炉水位高」の信号により、蒸気タービンが自動停止したため、原子炉手動停止 原因は給水流量制御弁の動作不良により、給水流量制御が不調となったため
	9・1	県・楡葉町・富岡町、福島第二・3号機事故に係る再発防止対策のその後の実施状況及び関連機器の点検・検査状況の内容を確認するため、立入調査を実施
	〃・9	福島第一・3号機、定格出力運転中、「中性子束高」の信号により、原子炉自動停止 原因は1台の主蒸気隔離弁の弁体と弁棒との接合部に使用している回止めピンの取付けが不十分であったため、蒸気の振動によりピンが損傷し、弁体が主蒸気管を閉塞したため
	10・4	原子力安全委員会、資源エネルギー庁から報告があった福島第二・3号機事故に係る「原因と再発防止策に関する調査結果」及び「健全性評価結果」の内容は妥当であると認めると発表
	〃・〃	県、9月1日の福島第二原子力発電所立入調査について「国から指示された4項目の再発防止対策については事業者としてできる限りの対策をとっているものと認められる。また関連機器等の今後の使用については、問題となる点は認められなかった」と発表
	〃・〃	県、福島第二・3号機の原子炉再循環ポンプ損傷事故に係る国の健全性評価結果等に関する確認・検討を行った結果、「今回の事故に関連して、周辺機器、燃料等について、健全であることを確認するとともに、今後の運転に当たって、残存金属粉等が安全性に影響を及ぼすことはないことを確認した」と発表
	〃・11	東京電力㈱社長、知事に対し福島第二・3号機の運転再開について申入れ
	〃・12	県議会、福島第二・3号機の運転再開に関する審議のため議員全員による議員協議会を開催
	〃・15	県、福島第二・3号機事故に関し、原子力行政連絡調整会議を開催

年	月日	事 項
平成2 (1990)	10・17	福島第一・1号機、定格出力運転中、タービン発電機の「軸受振動大」の警報が発生したため、点検のため原子炉手動停止 原因はタービン発電機の軸封部摺動面の面荒れが進展しシールリングの動きが円滑でなくなったため
	11・1	知事、東京電力(株)から申入れがあった福島第二・3号機の運転再開について楡葉町長、富岡町長と協議を行い、これを了承
	〃・2	知事、東京電力(株)社長に対し、福島第二・3号機の運転再開を了承する旨を伝えるとともに、「安全確保協定」に基づき3項目の適切な措置を講ずるよう要求
	〃・〃	県、資源エネルギー庁に対し、適切な措置の内容を伝えるとともに、事業者を厳しく指導するよう要請
	〃・5	東京電力(株)、福島第二・3号機の調整運転を開始
	〃・28	県・楡葉町・富岡町、11月2日に要求した適切な措置の実施状況確認のため、福島第二原子力発電所の実地調査を行い、要求の内容は、適切に実施されており、また、機器類の点検結果において異常は認められていないことを確認
	12・20	福島第二・3号機、総合負荷性検査(通商産業省)を終了し、営業運転を再開
平成3 (1991)	2・8	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	〃・9	関西電力(株)美浜発電所2号機で蒸気発生器の伝熱管の1本が破断し、非常用炉心冷却装置が働く事故発生
	3・7	県、2月8日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、予防保全の観点に立って、原子力発電所の信頼性向上に努めることが肝要」と発表
	〃・18	「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」、同協定の運用に関する規程及び関係要綱を改定(福島第二・3号機事故の対応を教訓として、技術的側面の関わりの充実強化等)
	4・5	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所3号機の運転状況について状況確認調査
	9・4 ～14	原子力発電関係団体協議会(会長県:福島県)、「第2回原子力問題海外調査」を実施(スウェーデン、イギリス、フランス)
	〃・25	双葉町議会、「原発増設に関する決議」を全会一致で採択
	10・30	福島第一・1号機、定格出力運転中、タービン建屋地階南側に海水の漏えいが発見されたため原子炉手動停止
	11・14	原子力防災訓練実施(福島第二原子力発電所周辺地域)
	12・2 〃・25	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所3号機の運転状況、適切な措置の実施状況について状況確認調査 同上
平成4 (1992)	1・14	福島第二・1号機、定格出力運転中、相分離母線ダクト部に異音の発生が認められたため原子炉手動停止 原因はダクト端部に設置されている1枚の羽根板の取付部が、冷却用空気の流れに伴う疲労により破損し、羽根板が外れたため

年	月日	事 項
平成4 (1992)	1・21	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の立入調査を実施
	〃・30	福島第一・2号機、調整運転中、タービン駆動給水ポンプのタービンの軸に振動が増加したため原子炉手動停止 原因は、タービン軸と軸封部パッキンの間隔が不十分であったことから、軸とパッキンが接触したため
	2・12	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の立入調査を実施
	3・6	県、1月21日の福島第一原子力発電所立入調査について「特に支障となる点は認められなかったものの、原子力発電所の信頼性を高めるための品質保証活動、保守管理の徹底に努めることが肝要である」と発表
	〃・19	県、2月13日の福島第二原子力発電所立入調査について「安全確保上問題となる点は認められなかったが、先の原子炉再循環ポンプ損傷事故が与えた社会的影響を十分認識し、再発防止対策を的確に実施していくとともに原子力事業者としてのより一層の安全意識の高揚、セーフティ・カルチャーの醸成に努める必要がある」と発表
	4・5	国際原子力機関（IAEA）の運転管理調査団（OSART）、福島第二・3号機及び4号機の調査結果を公表
	〃・〃	通商産業省、原子力発電に係る「総合的予防保全対策の推進について」を公表（シビアアクシデント対策、定期的安全設計レビュー、高経年化対策）
	6・29	福島第一・1号機、発電再開準備中、タービン保安装置の動作確認試験を実施したところ、「原子炉圧力高」の信号により原子炉自動停止 原因はタービン保安装置のリセット機構の掛金部に動作不良が生じ、制御油圧が低下し、また、補助油ポンプがリレーの不具合により自動起動しなかったことから、油圧がさらに低下し、タービンバイパス弁が閉となり、原子炉圧力が上昇したため
	7・13	福島第一・6号機、調整運転中、タービン駆動給水ポンプ（A）の不具合が認められたため、原子炉手動停止 原因は、給水ポンプの軸と軸封部シールリングの間隙の調整が不十分であったことから、軸とシールリングが接触したため
	〃・〃	福島第一・6号機、調整運転準備中、タービン駆動給水ポンプ（B）の不具合が認められたため、原子炉手動停止 原因は給水ポンプ運転中に摺動傷が生じたシールリングと軸が、給水ポンプ停止に伴い接触し、この状態でポンプを低速で回転させたことから、軸とシールリングが固着したため
	8・1	資源エネルギー庁、「国際原子力事象評価尺度（INES）」を導入
	9・29	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所長に対し、通報連絡体制等の改善を申入れ
	〃・〃	福島第一・2号機、定格出力運転中、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止その後さらに原子炉水位が低下したため高圧注水系（ECCS）及び原子炉隔離時冷却系が作動 原因は、高圧復水ポンプの電源盤点検作業の後、復帰操作を誤ったことを起因として、高圧復水ポンプ及びタービン駆動給水ポンプが全て停止状態となったため なお、冷却材の系統からの流出はなし



年	月日	事 項
平成4 (1992)	9・30	県・大熊町・双葉町、福島第一・2号機の運転中に発生したトラブルについて状況確認調査を実施
	〃・〃	県、国・東京電力(株)に対し、福島第一・2号機のトラブルの原因究明、再発防止対策の徹底を要請
	〃・〃	通報連絡の遅れについて、知事談話を発表
	10・2	福島第一・2号機及び福島第二・4号機のトラブルについて「福島県原子力発電安全対策等議員協議会」(以下「原子力発電安全対策等議員協議会」という。)を開催
	〃・14	原子力センター屋上外壁改修工事終了
	〃・16	県・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町、資源エネルギー庁に対し、 ①東京電力(株)に対して通報連絡について、指導の徹底を図ること ②福島第一・2号機の原因究明・再発防止策の徹底を図ること 等を要請
	〃・22 ～23	県・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町、東京電力(株)に対し、通報連絡体制の見直し等を申入れ
	〃・22	福島第一・2号機及び福島第二・4号機のトラブルに関して、第1回「福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会」(以下「安全対策部会」という。)を開催
	〃・22	福島第一原子力発電所2号機の立入調査を実施
	〃・29	資源エネルギー庁長官、東京電力(株)に対し、国及び県・立地町に対する通報連絡の改善並びにトラブルの再発防止策を図るように指示
	〃・30	第2回「安全対策部会」を開催
	〃・31	福島第二・3号機、定格出力運転中、原子炉給水系の不具合により原子炉給水流量が低下し、「原子炉水位低」の信号により原子炉自動停止 原因は、原子炉給水ポンプの制御回路に使われている部品の故障のため
	11・5	東京電力(株)、県に対し、通報連絡の改善策、トラブルの原因と再発防止策を提出
	〃・〃	「安全対策部会」の協議結果を公表
〃・9	福島第一・2号機、発電再開準備中、原子炉高圧注水ポンプのタービン入口弁駆動用モータの故障を示す警報が発信したことから、調査のため原子炉手動停止 原因は、弁駆動用モータの始動時の力が設計上必要とされる値より小さかったことから、モータが焼損したため	
平成5 (1993)	1・22	「原子力発電所に関する通報連絡要綱」の一部を改正
	2・6	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,680本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・19	福島第二・1号機、定格出力運転中、原子炉再循環ポンプ(A)の軸封部(メカニカルシール)に機能低下が認められたことから、当該軸封部を取り替えるため、原子炉手動停止
	〃・22	福島第二、補助ボイラー系の弁の操作を行っていたところ、配管の伸縮継手部から蒸気が漏れて作業員1人が死亡し、2人が火傷



年	月日	事 項
平成5 (1993)	3・2	東京電力(株)、県に対し、福島第一原子力発電所運用補助共用施設(以下「運用補助共用施設」という。)設置計画の事前了解願を提出
	〃・8	「運用補助共用施設」の設置に関する事前了解願の取扱い等について「原子力発電安全対策等議員協議会」を開催
	〃・25 ～26	「運用補助共用施設」設置計画について、「安全対策部会」を開催
	4・9	「運用補助共用施設」設置計画に関する「安全対策部会」での協議結果等について「原子力発電安全対策等議員協議会」を開催
	〃・13	県・大熊町・双葉町、「運用補助共用施設」設置計画について、事前了解通知
	5・19	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(1,920本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	8・19	原子力センター天井内壁等改修工事完了
	9・1 ～9	原子力発電関係団体協議会(会長県:新潟県)、「第3回原子力問題海外調査」を実施(フィンランド、スイス)
	10・20	環境放射線測定車「あおぞら号」整備
	11・30	原子力防災訓練実施(福島第一原子力発電所周辺地域)
	12・7	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,688本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	平成6 (1994)	1・6
2・1		県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
〃・2		県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
〃・28		原子力センター展示室ハイビジョン映像装置整備
3・14		福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,688本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
〃・15		原子力センター展示室展示備品整備
〃・29		原子力センター展示室改装オープン
〃・30		県、平成6年2月1～2日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について「特に問題となる点は認められなかったが、原子力発電所の安全性、信頼性の一層の向上を図るため、今後とも品質保証活動を推進するとともに、放射線業務従事者の線量当量の低減対策を積極的に推進することが望まれる」と発表
〃・31		各電力会社、資源エネルギー庁へ「アクシデントマネジメント検討報告書」を提出
5・29		福島第二・3号機、中間停止後の出力上昇中、ジェットポンプ流量に変動が認められたため、原子炉手動停止 原因は、過去にジェットポンプの分解を実施し、再度据付けた際、押さえ金具(ビーム)に位置ずれが生じ、ビーム端部に過大な応力が発生し、運転中の高温水に溶存する酸素が作用したため、応力腐食割れにより、ビームが折損したため

年	月日	事 項
平成6 (1994)	6・10	総合エネルギー調査会原子力部会「中間報告書」発表
	〃・21	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,560本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・24	原子力委員会、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」発表
	8・22	東京電力(株)、県に対し、福島第一原子力発電所7、8号機及び広野火力発電所5、6号機増設に係る環境影響調査実施を申入れ
	〃・31	東京電力(株)、福島第一原子力発電所1号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁が今回の報告書は、「①原子力発電所の運転経験の包括的な評価、②最新の技術的知見の原子力発電所への反映状況の把握及び必要な対策の立案等が適切に行われており、東京電力(株)の報告は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	9・1	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・〃	原子力安全委員会、「原子炉安全総合検討会」の設置を決定
	10・6	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,400本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
〃・24	資源エネルギー庁、平成6年3月31日に電気事業者から報告を受けた「アクシデントマネジメント検討報告書」について、その技術的妥当性を検討し、電気事業者が行う対策が原子炉施設の安全性をさらに向上させる上で妥当なものであると評価し、原子力安全委員会に報告	
平成7 (1995)	1・17	兵庫県南部地震発生
	〃・19	原子力安全委員会に「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会」設置
	2・1	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・2	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・7	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(3,040本)を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	3・31	県、平成7年2月1～2日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について「特に問題となる点は認められなかった。また、今回の調査においては、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震を踏まえ、耐震対策についても調査を行ったが、発電所は、当地域において考えられる最大の地震に耐えられるよう、敷地の選定から設計・建設及び運転の各段階において、国の厳格な審査・検査がなされていた」と発表 また、同日、東京電力(株)に対し、「原子力発電所については、常に安全性及び信頼性の確保に最大限の努力を払うことが肝要であり、地震対策を含めた安全管理について万全を期すよう」要請

年	月日	事 項
平成7 (1995)	5・23	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・26	仏から返還の高レベル廃棄物が青森県むつ小川原港に陸揚げ
	〃・〃	原子力安全委員会、福島第二・1、2号機で装荷されるステップⅢ燃料を了承
	9・4	原子力発電関係団体協議会（会長県：静岡県）、「第4回原子力問題海外調査」を実施 ～14
	〃・29	資源エネルギー庁、「指針策定前の原子力発電所の耐震安全性」を報告
	〃・〃	原子力安全委員会耐震安全検討会、「平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会報告書」を報告
	10・5	原子力安全委員会、耐震安全検討会の報告を受け、原子力発電所耐震指針の妥当性を了承
	〃・23	東京電力㈱、福島第一原子力発電所2号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁が、今回の報告書は、「これまでの福島第一原子力発電所2号機の約21年間の運転経験や他のプラントにおける経験が適時反映され、運転期間中の福島第二原子力発電所3号機原子炉再循環ポンプ損傷事象等の最新の技術的知見についても適切に反映されていることから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・26	岩本忠夫氏（双葉町長）、原子力安全功労で科学技術庁長官賞を受賞
	11・6	県原子力発電所安全確保連絡会議、科学技術庁・資源エネルギー庁の担当者を招き地元自治体に対し原子力発電所の耐震安全性の説明会を実施
	〃・7	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・22	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
〃・25	福島第一・6号機、定格出力運転中、格納容器床ドレンサンプルへのドレン量に増加傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は、原子炉給水系の逆止弁の水抜配管に取り付けられているドレン弁に異物等がかみ込んだことにより、弁座部漏えいが生じたため	
12・7	原子力安全委員会「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備について」を発表	
〃・8	高速増殖原型炉「もんじゅ」二次冷却系ナトリウム漏えい事故発生	
平成8 (1996)	1・23	福島・新潟・福井県の三県知事、「今後の原子力行政の進め方についての提言」を橋本内閣総理大臣、中川科学技術庁長官、塚原通商産業大臣に提出
	2・6	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・14	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施

年	月日	事 項
平成 8 (1996)	2・15	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	3・15	科学技術庁長官、通商産業大臣「原子力政策に関する国民的合意に向けて」の対応を発表
	〃・25	県衛生公害研究所に環境放射能分析棟完成
	〃・29	県、平成8年2月14～15日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。また、両発電所においては平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機とした地震時の対応能力の強化のため、平成8～9年度の定期点検時に順次地震時のスクラム設定値をより安全側に変更を行うこととしていた。更に、高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい事故において問題とされた情報連絡体制・情報公開の状況等の関連事項について確認を行った」と発表 また、同日、東京電力㈱に対し「発電所の運転、保守等に係わる全構成員と地域の理解と協力の下に、安全管理に万全を期すよう」要請
	4・25	原子力委員会、第一回原子力政策円卓会議開催(以後9月18日まで延べ11回開催)
	5・31	第三回原子力政策円卓会議に知事出席
	6・15	科学技術庁と資源エネルギー庁、大熊町で原子力発電所の耐震安全性をテーマに地域フォーラムを開催
	〃・18	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,880本)を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	9・25	原子力委員会、「原子力に関する情報公開及び政策決定過程への国民参加の促進について」を決定
	10・3	原子力政策円卓会議モデレータから原子力委員会への提言
	〃・7	東京電力㈱、県に対し、福島第一・第二原子力発電所原子炉設置変更(以下「9×9燃料採用」計画という。)に関しての事前了解願を提出
	〃・11	原子力委員会、原子力政策円卓会議提言を受けた「今後の原子力政策の展開にあたって」を決定
	〃・15	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(2,560本)を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	11・7	「9×9燃料採用」計画に関する「安全対策部会」を開催(富岡町)
	〃・20	「9×9燃料採用」計画に関する「安全対策部会」を開催(大熊町)
12・26	県・双葉町・大熊町・富岡町・楡葉町、「9×9燃料採用」計画について、事前了解通知	
平成 9 (1997)	1・20	総合エネルギー調査会原子力部会、核燃料サイクルのあり方など、原子力政策の今後の進め方等の中間報告とりまとめを通商産業大臣に答申
	〃・28	福島第一・3号機、定格出力運転中、原子炉格納容器内空調機ドレン量に漸増傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は、格納容器内の主蒸気隔離弁のうち1弁の弁棒シール部のグラウンドパッキンを押さえる力が不十分であったことから、運転中にシール機能が低下し、蒸気が漏えいしたため



年	月日	事 項
平成9 (1997)	1・31	原子力委員会、「当面の核燃料サイクルの具体的な施策について」を決定
	2・4	「当面の核燃料サイクルの推進について」を閣議了解
	2・5	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・6	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・14	通商産業大臣・科学技術庁長官、福島・新潟・福井の三県知事に対し、「当面の核燃料サイクルの推進について」を説明し、協力を要請
	〃・20	科学技術庁、「もんじゅ」事故の最終報告書を原子力委員会に報告し、公表
	〃・21	電気事業連合会、プルサーマル計画を公表
	〃・27	福島・新潟・福井の三県知事と内閣総理大臣、三県知事提言及び閣議了解を踏まえ意見を交換
	3・6	東京電力㈱、福島・新潟県に対し、東京電力㈱としてのプルサーマル計画を説明
	〃・8	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・11	動力炉・核燃料開発事業団東海事業所再処理施設アスファルト固化処理施設で火災爆発事故発生
	〃・28	県、平成9年2月5～6日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。また、福島第一原子力発電所では、炉内構造物の応力腐食割れに対する予防保全策として、原子炉水の水質改善を図るため水素注入装置を取り付ける他、来年度以降計画的にシュラウド等の炉内構造物の交換を行っていくこととしている」と発表 また、同日東京電力㈱に対し、「動燃東海事業所再処理施設アスファルト固化処理施設の火災爆発事故は、他の原子力施設に対する県民の不安感を増すことにもつながることから、トラブルを発生させない不断の努力と迅速な対応等の重要性を改めて認識し、協力事業所も含め一層の安全管理意識の徹底を図り、今後とも原子力発電施設の安全確保に万全を期すよう」要請
	4・15	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,560本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・29	福島第二・2号機、定格出力運転中、排ガス放射線モニタの指示に増加傾向が認められたため、原子炉手動停止 原因は燃料体1体から漏えいが発生したため
	5・6	福島第一・4号機、計画点検のため出力降下中、出力約25万kWにおいて「原子炉水位低」により原子炉自動停止 原因はタービン駆動給水ポンプの給水流量制御機器のうち、制御信号を伝える圧力リレーOリングが硬化していたことにより制御不調となり、タービン駆動給水ポンプの手動停止による水位低下操作及び電動機駆動給水ポンプによる水位確保等制御を実施したが、水位低下が速かったため
	〃・29	原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会、「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方」を発表



年	月日	事 項
平成9 (1997)	7・11	県庁内に「核燃料サイクル懇話会」を設置
	〃・29	第1回「核燃料サイクル懇話会」を佐和隆光京都大学経済研究所所長を迎え開催
	8・1	第2回「核燃料サイクル懇話会」を資源エネルギー庁審議官及び課長並びに科学技術庁課長等を迎え開催
	9・1 ～10	原子力発電関係団体協議会（会長県：鹿児島県）、「第5回原子力問題海外調査」を実施（スウェーデン、スイス、ドイツ）
	〃・12	原子力発電所の配管溶接部の焼鈍における温度記録に係る疑義発生
	〃・13	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・16	第3回「核燃料サイクル懇話会」を齋藤伸三日本原子力研究所理事・東海研究所所長を迎え開催
	11・6	東京電力㈱、福島第一原子力発電所3号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁が、今回の報告書は、「これまでの福島第一原子力発電所3号機における20年間余りの運転経験が当該号機の設計・運転管理に生かされてきたことはもとより国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、また、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されており、さらに、確率論的安全評価により当該号機の安全上の特徴が総合的に把握されていることから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・10	第4回「核燃料サイクル懇話会」を清水修二福島大学教授を迎え開催
	〃・20	原子力防災訓練実施（福島第一原子力発電所周辺地域）
	〃・28	高速増殖炉懇談会最終報告取りまとめ
	12・3	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,880本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・4	福島第二・1号機、制御棒のパターン調整を行っていたところ、制御棒の引抜き操作において、1本の制御棒に動作不調が確認されたため、原子炉手動停止 原因は制御棒に膨れが発生し、燃料集合体と接触、制御棒が引抜動作しなかったため
平成10 (1998)	2・3	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・4	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・19	第5回「核燃料サイクル懇話会」を楡葉町、富岡町、双葉町の各町長を迎え開催
	3・15	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,980本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・24	科学技術庁、資源エネルギー庁及び電気事業者で構成する使用済燃料貯蔵検討会、報告書を取りまとめ、公表

年	月日	事 項
平成 10 (1998)	3・28	<p>県、平成 10 年 2 月 3～4 日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。福島第一原子力発電所 3 号機で進められているシュラウド等の交換工事においては、作業従事者被ばく線量を低減するための種々の対策が取られ、法令に定められた作業従事者個人の被ばく線量についても予想線量当量以下に目標を設定し、被ばく低減に努めていた」と発表</p> <p>また、東京電力(株)に対し「平成 9 年 9 月に明るみに出た配管溶接部熱処理温度記録の改ざん問題や 12 月に第二原子力発電所 1 号機で発生した制御棒に関するトラブルのように、なお一層の安全管理・品質保証活動の推進が必要である事例も見られた。県、立地 4 町及び東京電力(株)の間で締結している安全確保協定においては、請負業者も含めて、設計、製作、施工、運転保守の各段階にわたる品質保証活動を積極的に行うことを明記しているが、県民の信頼を損なうことのないよう、今後とも事業者及び協力企業における一層の安全管理の徹底、品質保証活動を推進するよう」要請</p>
	4・16	第 6 回「核燃料サイクル懇話会」を日本弁護士連合会の海渡雄一氏並びに河合弘之氏を迎え開催
	〃・23	東京電力(株)、郡山市で「プルサーマル討論会」を開催
	〃・28	科学技術庁・通商産業省、福島市で「プルサーマル説明会」を開催
	5・28	原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会、「現行の政令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物処分の基本的考え方について」をとりまとめ、公表
	〃・29	原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会、「高レベル放射性廃棄物処分に向けての基本的考え方について」をとりまとめ、公表
	6・11	総合エネルギー調査会原子力部会、中間報告「リサイクル燃料資源中間貯蔵の実現に向けて」をとりまとめ、公表
	〃・〃	東京電力(株)、福島第一原子力発電所 4、5 号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・25	資源エネルギー庁、今回の報告書について、「福島第一原子力発電所 4、5 号機における 19 年間余りの運転経験が当該号機の設計・運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されていることなどから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	7・14	第 7 回「核燃料サイクル懇話会」を資源エネルギー庁長官、課長、科学技術庁課長等を迎え開催
	〃・〃	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物 (2, 240 本) を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・20	福島第二・2 号機、調整運転のため発電を開始し、出力上昇中、タービン駆動原子炉給水ポンプの蒸気加減弁フランジ部から漏水 原因はボルトナットの締めつけ不足

年	月日	事 項
平成 10 (1998)	7・30	福島第一・6号機、定格出力運転中、タービン抽気系ドレン配管から少量の蒸気の漏えいを確認、点検調査のため原子炉手動停止 原因は、当該フランジ部を以前、分解点検した際、シール部に微細な異物がかみ込み、フランジシール面及びパッキンに傷が発生、シール機能が低下、パッキン部が損傷するに至ったため
	8・18	県・大熊町・双葉町、東京電力(株)の「福島第一原子力発電所3号炉におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の採用計画等」(以下「プルサーマル計画」等という。)に係る事前了解願いを受理
	〃・26	福島第一・1号機、定格出力運転中、「主変圧器地絡過電流保護リレー」の動作により、発電機・タービンがトリップし原子炉自動停止 原因は送電線への落雷により、系統保護のため送電が遮断され、主要変圧器の地絡過電流継電器が時間遅れで作動する状態になった等のため
	9・4	「プルサーマル計画」等に関する安全対策部会を開催(県庁)
	〃・9	原子力委員会、新原子力政策円卓会議を開始(平成10年度は5回開催)
	〃・21	「プルサーマル計画」等に関する安全対策部会を開催(原子力センター)
	10・1	福島第二原子力発電所の使用済燃料(44体、8t)を六ヶ所村の日本原燃(株)の再処理施設に試験搬出
	〃・〃	核燃料サイクル開発機構発足(動力炉・核燃料開発事業団改組)
	〃・6	使用済燃料輸送容器データ問題発生
	〃・8	安全対策部会、「プルサーマル計画」等に関する協議結果をとりまとめ
	〃・〃	県議会、「プルサーマル計画」等を審議する議員協議会を開催し、資源エネルギー庁、科学技術庁及び東京電力(株)に対し質問
	〃・19	県議会、「プルサーマル計画」等を審議する議員協議会(会期外)を開催し、県執行部、安全対策部会長に対し質問
	〃・〃	県議会議長、知事に「プルサーマル計画」等に関する県議会の意向を説明
	〃・20	原子力委員会、「リサイクル燃料資源中間貯蔵の実現に向けて」を委員会決定
	〃・23	大熊・双葉両町長、知事に「プルサーマル計画」等に関する町の意向を説明
	11・2	県・大熊町・双葉町、「プルサーマル計画」等について、東京電力(株)に事前了解通知
	〃・4	東京電力(株)、通商産業大臣に対し「プルサーマル計画」等に関する原子炉設置許可変更を申請
	11・24	福島第一・3号機、定格出力運転中、APRMによる中性子束高警報が発生し、原子炉自動停止 原因は、落雷による電流の一部が排気筒から主排気ダクトを通じ建屋外壁に流れた際、6チャンネルあるAPRMのうち、建屋外壁近くの同じルートに設置してある3チャンネルのケーブルに誘導電流が生じ、誤信号による中性子束高警報が発生したため
	12・3	使用済燃料輸送容器調査検討委員会、報告書を取りまとめ
〃・9	県議会、使用済燃料輸送容器データ問題を審議する議員協議会を開催し、国及び事業者に対し質問	

年	月日	事 項
平成 11 (1999)	1・19	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,472本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・〃	福島第二、廃棄物処理建屋内の雑固体廃棄物焼却設備の焼却炉空気予熱器下部でボヤが発生 原因は空気予熱器の内部が空気流量の低下により局部的に異常加熱され、溶融によって生じた穴から溶けた部材が軽油とともに床面に落下し、発火したため
	〃・25	東京電力㈱、広野火力発電所5、6号機の増設を県・広野町に申入れ 同時に、環境影響評価調査書を通商産業省・県・広野町等に提出
	〃・29	東京電力㈱、相次いだボヤ等の対応策として、県に対し「火災の発生防止改善策について」を報告
	2・2	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・3	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理の状況に関する立入調査を実施
	〃・4	東京電力㈱、ボヤ等が相次いだことについて副知事らに陳謝 副知事、再発防止策の徹底を要請
	〃・5	政府、使用済燃料の中間貯蔵具体化に係る原子炉等規制法の改正を閣議決定
	〃・8	通商産業省、「電気事業者の原子力発電所高経年化対策の評価及び今後の高経年化対策に関する具体的な取組について」を原子力安全委員会に報告、公表
	〃・23	科学技術庁・資源エネルギー庁、使用済燃料輸送容器データ問題に関し、再発防止対策の具体的な取組を公表
	3・15	通商産業大臣、東京電力㈱の「プルサーマル計画」等に関する原子炉設置許可変更申請を安全基準に適合と判断 原子力委員会及び原子力安全委員会に諮問
	〃・17	原子力安全委員会放射性廃棄物安全基準専門部会、報告「主な原子炉施設におけるクリアランスレベルについて」をとりまとめ、公表
	〃・23	総合エネルギー調査会原子力部会、中間報告「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度のあり方」をとりまとめ、公表
	〃・24	科学技術庁、福島市を主会場として第3回「放射性廃棄物シンポジウム」を開催
	〃・26	県、平成11年2月2～3日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査結果について、「特に問題となる点は認められなかったが、使用済燃料輸送容器のデータ改ざん問題や平成10年度後半には火災・ボヤが相次いだことなど、一層の安全管理の徹底や品質保証活動の推進が求められる点も見受けられた。とりわけ、使用済燃料輸送容器のデータ改ざんについては、このような事態が二度と繰り返されないよう全力を傾注し、信頼回復に努めることが望まれる」と発表
	〃・〃	東京高裁、東京電力㈱福島第二原子力発電所3号機の運転差止めの訴えを棄却
	〃・27	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物（2,200本）を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	4・14	東京電力㈱、福島第一原子力発電所7、8号機の環境影響調査を国・県・大熊町・双葉町に提出



年	月日	事 項
平成 11 (1999)	4・26	日本原燃(株)、六ヶ所再処理工場の竣工時期を平成 15 年 1 月から平成 17 年 7 月に変更すること等を公表
	5・18	原子力委員会、平成 12 年末までに新たな原子力長期計画を策定することを決定
	6・3	東京電力(株)、福島第一原子力発電所 6 号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁、今回の報告書について「福島第一原子力発電所 6 号機における 19 年間の運転経験が当該号機の設備・運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されていることなどから、報告の内容は妥当なものと認められる」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・9	使用済燃料の中間貯蔵に係る原子炉等規制法の改正法成立
	〃・22	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物 (2,600 本) を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・28	原子力安全委員会、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等について「安全性は確保できる」との審査結果を通商産業大臣に答申
	〃・29	原子力委員会、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等について「安全性は確保できる」との審査結果を通商産業大臣に答申
	7・2	通商産業大臣、東京電力(株)の「プルサーマル計画」等について原子炉設置変更を許可
	〃・12	日本原子力発電(株)敦賀 2 号機で 1 次冷却水漏えい事故発生
	8・3	電調審、電源開発の大間原子力発電所 (青森県) の新設を了承、答申
	〃・27	福島第一・1 号機、定期検査中、炉心スプレイスパージャの溶接部近傍にひび発見 原因は応力腐食割れ
	〃・30	原子力発電関係団体協議会 (会長県：島根県)、「第 6 回原子力問題海外調査」
	～9・8	を実施 (イギリス、フランス、ドイツ)
	〃・3	試験用使用済燃料の六ヶ所村搬入再開 (四国電力(株)伊方発電所の 11t)
	〃・12	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物 (1,760 本) を日本原燃(株)の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・14	関西電力(株)高浜発電所 3 号機用 MOX 燃料の検査データねつ造発覚
	〃・27	MOX 燃料、東京電力(株)福島第一原子力発電所に到着 (10 月 1 日には高浜発電所に到着)
	〃・30	東海村 JCO 東海事業所 (ウラン燃料加工施設) で臨界事故発生
	10・4	県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「JCO 東海事業所の放射線被ばく事故に関する要望書」を提出
	〃・8	県、全国知事会を通じ、国に「原子力関係施設の事故に関する緊急要望」提出
	〃・13	県議会、臨界事故を審議する議員協議会を開催し、国に質問



年	月日	事 項
平成 11 (1999)	10・18	福島第二・2号機、調整運転のため発電を開始し、出力上昇中、原子炉再循環ポンプ（A）の回転速度制御系速度指示に変動が認められたため、点検調査のため原子炉手動停止 原因は回転速度検出器の信号の波形にひずみが発生し、実際とは異なった信号を出したことで、速度信号が変動したため
	〃・22	県、原子力発電関係団体協議会を通じ、国に「原子力防災に係る特別措置法の制定に関する要望書」提出
	11・18	東京電力㈱、柏崎刈羽原子力発電所3号機のMOX燃料装荷を2001年（平成13年）と発表
	12・13	原子力災害対策特別措置法及び原子炉等規制法の一部を改正する法律、国会で可決成立（施行は前者が平成12年6月16日、後者が7月1日）
	〃・16	関西電力㈱高浜発電所4号機用MOX燃料の検査データねつ造発覚
	〃・24	原子力委員会・ウラン加工工場事故調査委員会、最終報告書をまとめる
平成 12 (2000)	1・7	東京電力㈱、福島第一原子力発電所3号機のMOX燃料装荷延期を表明
	2・1	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・2	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・3 ～4	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	〃・15	県議会、国に対する「原子力の安全確保の強化と原子力行政の信頼回復に関する意見書」を可決
	2・22	中部電力㈱、芦浜原子力発電所（三重県）の建設計画断念を表明
	〃・24	東京電力㈱、福島第一原子力発電所3号機用のMOX燃料品質管理データの再確認結果報告書を国に提出
	〃・25	原子力政策円卓会議、原子力委員会に対し2年間の議論を総括した7項目の提言
	3・22	高速増殖炉「もんじゅ」の原子炉設置許可処分の無効（行政訴訟）と建設・運転の差止め（民事訴訟）について福井地裁、原告の請求を棄却する判決
	〃・28	県、平成12年2月1～2日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査について、「特に問題となる点は認められなかった。原子力発電所は安全思想に基づいた多重防護の設計がなされているが、ヒューマンエラーを考慮したインターロックをさらに充実していくことが重要であると思われた。品質保証活動を真剣にかつ積極的に行い、県民の安心と信頼の回復に努めることが望まれる。」と発表
	4・13	東京電力㈱、福島第二原子力発電所4号機に貯蔵されている使用済燃料（31体）を2号機に移す県内初の号機間輸送を実施（4号機の貯蔵量2005体に対し1860体と満杯に近い状態で、9月の定期検査では容量を超えることとなるため。）
	〃・24	総合エネルギー調査会の総合部会、9年半ぶりに再開 長期的なエネルギー政策の指針「長期エネルギー需給見通し」の見直しに着手

年	月日	事 項
平成 12 (2000)	5・29	原子力委員会・原子力開発利用長期計画策定会議の第3分科会、高速増殖炉「もんじゅ」の早期再開を求める報告書をまとめる
	〃・〃	東京電力㈱、福島第二原子力発電所1号機に係る「定期安全レビュー報告書」を資源エネルギー庁に提出
	〃・〃	資源エネルギー庁、今回の報告書について「福島第二原子力発電所1号機における17年間の運転経験が該当号機の設備・運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映され、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されていることなどから、報告の内容は妥当なものと認める」旨の評価結果を公表
	〃・〃	資源エネルギー庁、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告
	〃・31	高レベル放射性廃棄物処分の枠組みを定めた、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法案」が、参議院本会議で可決、成立
	6・15	ドイツ連邦政府と電気事業者が、脱原子力政策に関して合意 主な合意内容 ・19基の個々の原子力発電所について、基本的に32年間の法的運転期間とし、これまでの運転期間を差し引いた期間で発電できる総発電電力量として、2000年1月以降、2兆6,233億kWとする。 ・この発電電力量は、他の原子力発電所に転用できる。
	7・21	福島第一・6号機、定格出力運転中、7月21日3時39分に茨城県沖で発生した地震後の点検で、気体廃棄物処理系の流量増加が確認されたことから、詳細調査を行うため原子炉手動停止 原因は、クロスアラウンド管逃し弁1台の付属小口径配管取付ネジ谷部に応力が繰り返し加わった結果、割れが発生・進展し、地震力により最終的に開口したものと推定
	〃・23	福島第一・2号機、定格出力運転中、タービンバイパス弁付近からタービン制御油の漏えいが確認されたため、原子炉手動停止 また、原子炉手動停止後の点検中、原子炉建屋1階の制御棒駆動水圧系ユニット付近で水たまりを発見 タービン制御油漏えいの原因は、タービンバイパス弁用制御油配管と制御油を排出するためのドレン配管の継手溶接部に繰り返し労力が加わり、微小なひびが発生・進展し、貫通したため 制御棒駆動水圧系制御ユニットからの漏えいの原因は、制御棒駆動水圧系制御ユニットのスクラム排水ラインに設置されている逆止弁1台のボルトが緩んでいたため
	〃・25	福島第二・4号機、定格出力運転中、放射線監視モニタ(復水器と活性炭ホールドアップ装置との間に設置)の指示に上昇が認められたため、原子炉水中のよう素濃度を測定したところ、よう素濃度にも増加が認められたことから原子炉手動停止 原因は、燃料集合体1体の偶発的微小欠陥とこれに起因する二次的な割れによるもの(7月21～25日の5日間で3基が停止)

年	月日	事 項
平成 12 (2000)	8・1	東京電力(株)、福島第一原子力発電所3号機MOX燃料の品質保証説明書を通商産業省・資源エネルギー庁に提出
	〃・9	東電MOX燃料使用差止裁判原告団(代表:林加奈子)が、東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機へのMOX燃料装荷差止の仮処分命令申立書を福島地方裁判所へ提出
	〃・10	通商産業省・資源エネルギー庁、東京電力(株)に対して福島第一原子力発電所3号機に係るプルトニウム混合酸化物(MOX)燃料の輸入燃料体検査の合格証を交付
	〃・29	資源エネルギー庁、東京電力(株)が、県に対し、福島第一原子力発電所3号機に係るプルトニウム混合酸化物(MOX)燃料の輸入燃料体検査の合格証を交付したことの品質管理説明
	9・20	県議会、東京電力(株)福島第一・6号機・同2号機、福島第二・4号機で7月下旬に相次いで起きたトラブルについて、議員協議会(会期外)を開催し、東京電力(株)、資源エネルギー庁、県執行部に対し質問
	〃・〃	東京電力(株)、福島第一原子力発電所に雑固体廃棄物処理施設完成
	〃・30	福島第二・2号機、蒸気タービンの定期検査時期変更の申請を忘れ、法定期間を超えて運転を継続 県は、資源エネルギー庁と東京電力(株)に対し、文書で抗議
	10・12	青森県知事、使用済核燃料の本格搬入の前提となる、県と村、事業者の日本原燃(株)の三者による安全協定に調印
	11・24	原子力委員会、原子力研究開発利用長期計画を決定 柔軟性の観点から、タイムスケジュールや目標量(規模)等を設定していない高速増殖炉については、核燃料サイクルの技術的選択肢の中で、潜在的可能性が最も大きい選択肢の一つとして位置付け
	〃・28	原子力防災訓練実施(福島第一原子力発電所周辺地域)
	12・1	通商産業省・資源エネルギー庁及び双葉地方町村会、大熊町で「輸入MOX燃料の品質保証に関する説明会」を開催
	〃・〃	「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」成立
	〃・8	東京電力(株)、福島第一・7、8号機増設計画に伴う漁業補償について、関係7漁協と補償協定締結 補償額は広野火発5、6号機の補償費30億円と合わせ152億円
	〃・〃	県、東京電力(株)に対し、福島第一・7、8号機増設計画に関する環境影響評価の稀少猛きん類保全調査結果を適正とする検討結果を回答
	〃・〃	核燃料サイクル開発機構、高速増殖原型炉もんじゅのナトリウム漏えい対策等に係る工事計画について、福井県及び敦賀市へ安全協定に基づく「事前了解願い」を提出
	〃・17	東京電力(株)福島第二・3号機の使用済燃料76体(約13t)を青森県六ヶ所村の日本原燃(株)再処理工場へ搬出(平成12年10月に青森県、六ヶ所村、日本原燃(株)の三者間で、また、11月に周辺自治体と日本原燃(株)の間で安全協定が締結されたことを受けてのはじめての本格的な搬出)

年	月日	事 項
平成 13 (2001)	1・15	福島第二・1号機、定格出力運転中、20台のジェットポンプのうち1台でジェットポンプ流量の指示値が変動、点検・調査のため、原子炉手動停止 原因は、ジェットポンプの流量計測用配管が切損したため
	〃・19	東京電力㈱、安全確保協定に基づき、福島第二・専用港湾改造計画に関する事前了解願を県・富岡町・楡葉町に提出
	〃・26	第1回「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する安全対策部会を開催
	〃・29	東京電力㈱、福島第一・7、8号機の増設計画に伴う環境影響評価書を県と6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、川内村、都路村)に提出
	2・5	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・6	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・〃	「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する現地調査を実施
	〃・8	東京電力㈱、電力需要の伸び悩みなどを受け原子力を含む火力、水力などすべての発電所の新增設を原則として3年から5年凍結する方針を発表
	〃・23	第2回「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する安全対策部会を開催
	〃・26	知事、2月県議会定例会で、福島第一・3号機で予定されているMOX燃料の装荷については、当面あり得ないこと、併せて、電源立地県としての立場で、エネルギー政策全般について検討していくことを表明
	〃・〃	福島第一原子力発電所の低レベル放射性廃棄物(1,200本)を日本原燃㈱の低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	3・23	福島地方裁判所、東電MOX燃料使用差止裁判原告団(代表:林加奈子)が提出した東京電力㈱福島第一原子力発電所3号機へのMOX燃料装荷差止の仮処分命令申立を却下
	〃・26	福島第一・1号機、営業運転開始から30周年
	〃・30	安全対策部会、「福島第二原子力発電所専用港湾の改造計画」に関する協議結果を公表
	4・1	衛生公害研究所環境放射能分析棟を原子力センター福島支所に改組
	〃・〃	原子力安全対策課、原子力センターのホームページ公開
	〃・9	県・富岡町・楡葉町、東京電力㈱の福島第二・専用港湾改造計画を事前了解
	〃・19	原子力センターのホームページ上で空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開
	5・7	福島第二・2号機、定格出力運転中、原子炉残留熱除去系B系統の原子炉格納容器内に設置されている逆止弁の開閉試験を実施したが、閉動作しなかったため、原子炉手動停止 原因は逆止弁の動きを制御する電磁弁の故障
	5・16	総合資源エネルギー調査会電源開発分科会、中国電力㈱上関原子力発電所1、2号機の建設計画を13年度の国の電源開発基本計画に組み入れることを了承
	〃・21	県、エネルギー政策全般を見直すための庁内組織「エネルギー政策検討会」を設置(知事を会長、副知事・出納長を副会長とし12部局長で構成)
	〃・27	新潟県刈羽村で、東京電力㈱柏崎・刈羽原子力発電所3号機へのプルサーマル導入の賛否を問う住民投票実施、反対多数(賛成1,533票、反対1,925票、保留131票、投票率88.14%)



年	月日	事	項
平成 13 (2001)	5・31	県、エネルギー政策検討のための「県民の意見を聞く会」を開催	
	6・5	福井県及び敦賀市、核燃料サイクル開発機構の「もんじゅ」ナトリウム漏えい対策に関する国の安全審査を受けることについて事前了解	
	〃・〃	国、プルサーマル計画を巡る新潟県刈羽村の住民投票結果を受け、経済産業省など5府省の局長クラスで構成するプルサーマル連絡協議会を初開催、政府全体でプルサーマル計画の推進体制を整えることなどを申合せ	
	〃・11	経済産業大臣、中国電力(株)上関原子力発電所1、2号機を組み入れた平成13年度電源開発基本計画を策定	
	〃・12	県、第1回エネルギー政策検討会を開催 「21世紀における科学技術と人間社会のあり方」等4つの検討テーマを決定	
	〃・14	東京電力(株)、福島第一原子力発電所2号機、福島第二原子力発電所2号機に係る「定期安全レビュー報告書」を経済産業省原子力安全・保安院に提出	
	〃・〃	経済産業省原子力安全・保安院、今回の報告書について「福島第一原子力発電所2号機における26年の運転経験が当該号機の設備や運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映されてきたこと、また、最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されており、さらに確率論的安全評価により当該号機の安全上の特徴が総合的に把握されていること、高経年化の技術評価により現状の保全活動の見直し及び新たな保全策の抽出がなされていることから妥当なものとする」「福島第二原子力発電所2号機における16年の運転経験が当該号機の設備、運転管理に活かされてきたことはもとより、国内外の原子力発電所における運転経験が適時反映されてきたこと、また最新の技術的知見も適切に反映されていることが示されており、さらに、確率論的安全評価により当該号機の安全上の特徴が総合的に把握されていることから妥当なものとする」旨の評価結果を公表	
	〃・〃	経済産業省原子力安全・保安院、「定期安全レビュー報告書」に係る評価結果を原子力安全委員会に報告	
	7・23	県、第2回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:21世紀における科学技術と人間社会のあり方 講師:国際基督教大学教授 村上陽一郎氏)	
	〃・31	県、第3回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:21世紀における科学技術と人間社会のあり方 講師:三菱化学生命科学研究所社会生命科学研究室長 米本昌平氏)	
	8・6	県、第4回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:エネルギー政策について 講師:(株)日本総合研究所 主任研究員 飯田哲也氏)	
	〃・8	国のプルサーマル連絡協議会、「中間的とりまとめ」を決定	
	〃・22	県、第5回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:エネルギー政策について 講師:京都大学経済研究所所長 佐和隆光氏)	
	〃・24	日本原燃(株)、MOX燃料加工工場の立地協力を青森県と六ヶ所村へ申入れ	
	9・10	県、第6回エネルギー政策検討会を開催(これまでの講師意見及び論点の整理)	
	〃・11	米同時多発テロ事件発生、テロ対策として原子力発電所の警備強化	



年	月日	事 項
平成 13 (2001)	9・17	県、第7回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：岩手県立大学学長 西澤潤一氏）
	10・22	県、第8回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：九州大学大学院 比較社会文化研究院教授 吉岡齊氏）
	11・1	福島第二・2号機、計画停止を終了し原子炉起動中、中間領域原子炉中性子束高信号により自動停止 原因は、運転員が制御棒を順次引き抜いて原子炉を起動していく際に中性子束を指示計だけで確認し、中性子束の増加傾向を把握できる記録計を確認しなかったため
	〃・7	中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機で、余熱除去系熱交換機室にて配管破断
	〃・9	中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機で、制御棒駆動機構ハウジング貫通部付近から原子炉水が漏えい
	〃・19	三重県海山町で原発誘致の是非を問う住民投票実施、反対多数
	〃・21	県、第9回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：東京大学大学院 新領域創成科学研究科教授 山地憲治氏）
	〃・26	県、第10回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：京都大学大学院エネルギー科学研究科教授 神田啓治氏）
	〃・28	原子力防災訓練実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	12・4	日本原子力発電、茨城県東海村の東海発電所の解体に着手 商業用原発としては国内初の解体、撤去作業で、2017年度の終了を予定
平成 14 (2002)	1・7	県、第11回エネルギー政策検討会を開催（これまでの検討会を受け、事務局が「主要な論点と検討課題」を提示）
	〃・23	県、第12回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について 講師：科学ジャーナリスト 中村政雄氏）
	〃・30	東北電力(株)、女川原子力発電所3号機が営業運転開始
	2・5	県・大熊町・双葉町、福島第一原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・6	県・楡葉町・富岡町、福島第二原子力発電所の運転・保守及び管理状況に関する立入調査を実施
	〃・9	資源エネルギー庁、「エネルギー・につぼん 国民会議 in 東京」を開催
	〃・12	県、第13回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：原子力政策について～原子力発電所の高経年化対策について～ 講師：物理学者・技術評論家 桜井淳氏）
	〃・17	資源エネルギー庁、青森県六ヶ所村で、日本原燃(株)が同村で計画しているMOX燃料加工工場についての説明会を開催
	〃・19	東京電力(株)、福島第二原子力発電所の低レベル放射性廃棄物を初めて青森県六ヶ所村の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに搬出
	〃・22	資源エネルギー庁、日本原子力発電敦賀発電所3、4号機（福井県敦賀市）の増設にかかる公開ヒアリングを実施
	3・1	ベルギー政府、国内7基の原子力発電所を2025年までに段階的に廃止することを閣議決定

年	月日	事 項
平成 14 (2002)	3・11	県、第14回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:地域振興について～統計データから見た電源立地地域～)
	〃・15	青森県六ヶ所村の日本原燃(株)のウラン濃縮工場について、国の事業許可の無効確認と取消しを求めた行政訴訟で、青森地方裁判所は「事業許可は適法で、国の安全審査に過誤はない」として原告の訴えを棄却
	〃・25	県、第15回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:原子力政策について～高経年化対策について～ 講師:東京大学名誉教授 朝田泰英氏)
	〃・28	県、平成14年2月5～6日の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の立入調査結果について、「福島第二原子力発電所3号機でシュラウド下部リング溶接近傍のひび割れが発見され長期間停止した他は、両発電所ともほぼ計画どおりに運転されており、調査の範囲では、運転・保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理の面で特に問題となる点は認められなかった。また、発生したトラブル等についても再発防止対策の徹底を図るとともに、平成13年11月に発生した中部電力(株)浜岡原子力発電所1号機のトラブルに関しても、国の指示に基づき、予防保全対策等の対応に努めていた」と発表
	4・1	原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)が、「原子力災害対策センター」として大熊町に完成、運用開始
	〃・15	県、第16回エネルギー政策検討会を開催
	〃・23	知事、核燃料税の引き上げを表明(核燃料の価格に対しての税率を現行7%から10%へ、新たに核燃料の重量に対して、1kg当たり11,000円を課税)
	〃・23	県エネルギー政策検討会、欧州調査(スイス、ドイツ、ベルギー、フランス)
	5・8	県エネルギー政策検討会、欧州調査(デンマーク、スウェーデン、フィンランド)
	〃・23	日本原子力発電、敦賀原子力発電所1号機の運転を2010年度に停止し、廃炉にする方針を決定
	〃・24	フィンランド議会、原子力発電所の新設計画の原則決定を承認
	〃・27	東京電力(株)、福島第二原子力発電所3、4号機で定格熱出力一定運転を開始
	6・1	資源エネルギー庁、福島双葉地域担当官事務所を富岡町に開設
	〃・3	双葉地方エネルギー政策推進協議会、知事に提言書提出
	〃・7	エネルギー政策基本法案、参議院本会議において賛成多数で可決、成立
	〃・11	県、第17回エネルギー政策検討会を開催
	〃・12	福井県知事、日本原子力発電敦賀原子力発電所3、4号機増設計画について、電源開発基本計画への組入れに同意
	〃・13	県議会エネルギー政策議員協議会開催
	〃・24	県、核燃料税条例の改正案(これまでの課税標準である核燃料の価額に加えて重量を併用)を6月定例県議会に提案
	7・5	県議会で核燃料税条例の改正案が可決
	〃・8	県、第18回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:原子力委員会との意見交換について・エネルギー政策検討会の「中間とりまとめ」について)
	〃・22	県、第19回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:「地域振興について」～財政面から見た電源立地地域～)

年	月日	事 項
平成 14 (2002)	8・2	経済産業省、日本原子力発電の敦賀発電所3、4号機などを新規地点として追加して電源開発基本計画を決定
	〃・5	県、第20回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:原子力委員会との意見交換会)
	〃・8	原子力安全・保安院は、東京電力(株)が提出していた福島第一原子力発電所3号機、福島第二原子力発電所4号機に係る定期安全レビューについて、妥当であると評価
	〃・22	福島第一・3号機、定期検査中、原子炉格納容器内の制御棒駆動水圧系配管(274本中36本)にひびを確認
	〃・26	県、第21回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:原子力委員会の申出への対応について)
	〃・29	原子力安全・保安院及び東京電力(株)は、原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正の事実を公表(29件)
	9・2	福島第二・2号機、排気筒の放射線モニタ指示値が上昇、調査のため手動停止
	〃・4	東京電力(株)、原子力発電所に係る不正問題を受け、福島第一・7、8号機の増設計画を延期
	〃・6	県、第22回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:原子力発電所における自主点検作業記録に係る不正問題について)
	〃・10	双葉郡の立地4町長、原子力発電所に係る不正問題を受け、プルサーマルの実施について「推進」から「一時凍結」で合意
	〃・13	原子力安全・保安院は、東京電力(株)が過去に実施した原子力発電所の定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回 (本県分)福島第一・1、2、3、4、5号機 福島第二・2、3、4号機
	〃・19	県、第23回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」について)
	〃・24	県・大熊町・双葉町、安全確保協定に基づき、福島第一原子力発電所に立入調査
	〃・26	知事、9月定例県議会で、福島第一・3号機で予定されているプルサーマル計画について、「前提となる条件が消滅しており、白紙撤回されたものと認識している」と述べる
	〃・27	総務省、原子力発電所に対する核燃料税(法定外普通税)の実効税率を13.5%に引き上げを求める本県の申出に同意
	10・1	原子力安全・保安院は、自主点検作業記録の不正問題の中間報告を公表
	〃・3	原子力安全・保安院は、福島第二・1号機の定期安全レビューを“妥当である”とした同院の評価を撤回
	〃・7	知事が、平沼経産大臣、細田科学技術担当相、藤家原子力委員会委員長、松浦原子力安全委員会委員長に県エネルギー政策検討会の中間とりまとめに基づき、原子力政策の抜本的見直しを求めた
	〃・8	知事、政府主催の全国知事会で小泉首相に対し、核燃料サイクル見直しを求めた

年	月日	事 項
平成 14 (2002)	10・9	県・楯葉町・富岡町、安全確保協定に基づき、福島第二原子力発電所に立入調査
	〃・11	県議会、「原子力発電所における信頼回復と安全確保に関する意見書」「東京電力の原子力発電所に関する徹底した調査の実施と安全性確保を求める決議」を全会一致で可決
	〃・25	原子力安全・保安院と東京電力㈱は、原子力発電所における格納容器漏えい率検査の不正問題を公表
	〃・29	原子力安全委員会は、経済産業大臣に「原子力安全の信頼の回復に関する勧告」を提出
	11・8	原子力防災訓練実施(福島第一原子力発電所周辺地域)
	〃・29	原子力安全・保安院は、東京電力㈱に対し原子炉等規制法に基づき、福島第一・1号機の1年間の原子炉運転停止処分
	12・2	県、第24回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」後の国等の動きについて・エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」に対する意見募集の状況について)
	〃・19	知事は、自民党政務調査会のエネルギー関係合同会議に出席し、原子力、エネルギー政策について意見交換
	〃・〃	原子力発電環境整備機構は、高レベル放射性廃棄物の処分場建設概要調査地区の公募を開始。
	〃・25	日本原子力発電敦賀発電所3、4号機増設について、福井、敦賀市が事前了解
〃・31	県、改正核燃料税を施行	
平成 15 (2003)	1・16	ベルギー上院、国内7基の原子力発電所を2025年までに全廃する法案を可決、成立
	〃・20	県、第25回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」に対する意見募集の結果について)
	〃・27	名古屋高等裁判所金沢支部は、「国の高速増殖炉「もんじゅ」に係る原子炉設置許可処分は無効」とする判決
	3・27	原子力安全委員会は「もんじゅ」の設置許可無効判決に対し、名古屋高裁金沢支部に上告申立て理由書を提出
	〃・29	核燃料サイクル開発機構の新型転換炉「ふげん」(福井県敦賀市)は、25年間の運転を終了し、国内3例目の廃炉措置に入る
	4・1	国の原子力立地会議、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象地域に浜通りと都路村の計16市町村を指定
	〃・〃	県、富岡町に「原子力等立地地域振興事務所」を開設
	〃・14	県、第26回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」後の国等の動きについて)
	5・16	鹿児島県、川内原子力発電所3号機増設に向けた環境調査受入れを表明
	6・3	県議会エネルギー政策議員協議会開催
	〃・9	福島第一・6号機の運転再開問題で、県議会議員全員協議会を開催 県議会は運転再開受入れの意見を集約



年	月日	事	項
平成 15 (2003)	7・3	県、県内各界各層の代表者から安全・安心の確保に向けた国・東京電力㈱の取組みなどについての考えを聴くため「県民の意見を聴く会」開催	
	〃・10	知事が、東京電力㈱勝俣社長へ、関連会社を含む企業システムの改善や情報公開・透明性の確保に対する社長の真摯な姿勢を評価し、福島第一・6号機の運転再開を了とした	
	〃・11	福島第一・6号機が運転再開	
	〃・28	県、第27回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:最近の国等の動きについて・エネルギー基本計画(案)について)	
	8・4	県・大熊町・双葉町、安全確保協定に基づき、福島第一・3号機に立入調査	
	〃・12	知事、東京電力㈱勝俣社長へ福島第一・3号機の運転再開に際し、情報公開の徹底と常に緊張感を持った対応、協力企業も含めた企業システム全体の見直しを要請	
	〃・13	福島第一・3号機が運転再開	
	〃・20	県・楡葉町・富岡町、安全確保協定に基づき、福島第二・1号機に立入調査	
	〃・26	副知事、東京電力㈱白土副社長へ福島第二・1号機の運転再開に際して、情報公開の徹底と常に緊張感を持った対応、協力企業も含めた企業システム全体の見直しを要請	
	〃・〃	県、第28回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:最近の国等の動きについて・エネルギー基本計画(案)について)	
	〃・27	福島第二・1号機が運転再開	
	9・1	県・大熊町・双葉町、安全確保協定に基づき、福島第一・5号機に立入調査	
	〃・8	副知事、東京電力㈱白土副社長へ福島第一・5号機の運転再開に際して、情報公開の徹底と常に緊張感をもった対応、協力企業も含めた企業システム全体の見直しを要請	
	〃・12	福島第一・5号機が運転再開	
	〃・16	知事、原子力発電所に係る不正問題発覚後初めて福島第二原子力発電所視察 東京電力㈱の再発防止策の取組みについて一定の評価をした上で、一層の努力を求める	
	〃・18	国(総務省)は、新潟県柏崎市と鹿児島県川内市の使用済み核燃料税の新設に同意	
	〃・19	県議会エネルギー政策議員協議会を開催	
	〃・25	知事、9月定例県議会で原子力安全規制体制に対する疑問を述べるとともに、エネルギー基本計画に立地地域の意見を反映するよう強く求めた	
	〃・30	核燃料サイクル機構は、新型転換炉開発業務を終了したと原子力委員会に報告	
	10・1	原子力安全規制の新制度が開始 維持基準の導入、また独立行政法人原子力安全基盤機構が発足する	
〃・7	国は、エネルギー基本計画を閣議決定 プルサーマル計画を当面の中軸に据えて推進する方針を盛り込み、10年程度先のエネルギー需要を分析する長期需要の見直しの決定作業に入る		
〃・9	県議会各派代表者会議は維持基準に対して協議し、県民の安全・安心の確保を大前提に、今後の推移を慎重に見守っていく姿勢を表明		



年	月日	事 項
平成 15 (2003)	11・7	東京電力(株)は、三原子力発電所の圧力抑制プール内で異物が見つかった件で、原子力安全・保安院に再発防止対策を報告 うち福島第一・第二原子力発電所では 936 個
	〃・10	東京電力(株)は、原子力発電所で発生するトラブル等の公表基準を策定、11月17日から本格実施
	〃・15	原子力安全・保安院は10月1日から導入した「定期事業者検査」について、検査体制などを審査して三段階にランク付けすることなどを決定
	〃・21	原子力安全・保安院は、北海道電力が申請していた泊原子力発電所3号機（加圧水型、出力 91.2 万 kW）の工事計画を認可
	〃・〃	原子力安全・保安院の経済産業省からの分離独立について、本県単独で国に対し要請
	〃・28	緊急被ばく医療活動を重点項目とした、第 13 回県原子力防災訓練を実施（福島第二原子力発電所周辺地域）
	12・1	福島・新潟・福井の三県知事は、総理大臣、経済産業大臣、官房長官に対し、経済産業省からの原子力安全・保安院の分離を含めた国の原子力安全規制体制の見直しの検討と、原子力政策に関する立地地域の意見の反映を要請
	〃・5	関西・中部・北陸の三電力会社は、珠洲原子力発電所建設計画の凍結を発表
	〃・8	県警本部長は、12月定例県議会代表質問で、県内原子力発電所のテロ対策で、自衛隊との協定に基づき、自衛隊に治安出動命令が出された場合連携した対策をとると言及
	〃・16	県、第 29 回エネルギー政策検討会を開催（テーマ：最近の国等の動きについて報告）
	〃・17	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	〃・19	原子力委員会は、2003 年度の原子力白書を5年半ぶりに発行
	〃・24	東北電力(株)は、新潟県巻原子力発電所の建設計画の断念を新潟県知事に伝達
平成 16 (2004)	1・29	東京電力(株)は、異物混入問題に対する最終報告書をまとめ、国と県に提出
	2・2	双葉地方電源地域政策協議会は、福島第一・2号機、同4号機、福島第二・3号機の再稼働容認を県と県議会に報告 副知事は、独自の検証作業に入ることを表明
	〃・10	県、県政世論調査結果を公表 79.1%の回答者が県のエネルギー政策に対する独自の検討や問題提起を支持
	〃・12	福島・新潟・福井の三県知事連名で、国の原子力安全規制体制に対する検討の要請書を再提出
	〃・18	東京電力(株)白土副社長は、福島第一・2号機、同4号機、福島第二・3号機の運転再開を県と県議会に要請
	〃・25	県・富岡町・楡葉町は、安全確保協定に基づき、福島第二・3号機に立入調査
	3・2	副知事が東京電力(株)白土副社長へ福島第二・3号機について、シュラウドの定期的な監視と情報公開を要請
	〃・3	福島第二・3号機が運転再開

年	月日	事	項
平成 16 (2004)	3・12	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき、福島第一・4号機に立入調査	
	〃・15	福島県知事は、プルサーマル計画について、計画再開を了承	
	〃・16	生活環境部長が東京電力(株)服部常務へ福島第一・4号機の運転再開に際して、補修シユラウドの点検・監視と情報公開の徹底を要請	
	〃・17	福島第一・4号機が運転再開	
	〃・23	県・双葉町・大熊町は、安全確保協定に基づき、福島第一・2号機に立入調査	
	〃・26	福島第二・4号機のタービン建屋2階で、男性作業員2名が酸欠により倒れ、一時意識不明	
	4・2	生活環境部長が東京電力(株)服部常務へ福島第一・2号機の運転再開に際して、安全管理など信頼回復の取組みを要請	
	〃・3	福島第一・2号機が運転再開	
	〃・12	県、第30回エネルギー政策検討会を開催(テーマ:最近の国等の動きについて)	
	〃・28	九州電力(株)は、佐賀県玄海原子力発電所3号機でプルサーマル計画の実施を決定	
	5・10	四国電力(株)は、伊方発電所3号機でのプルサーマル計画について、愛媛県と伊方町に事前了解願を提出	
	〃・14	知事、近藤原子力委員会委員長と会談 核燃料サイクルについて、一旦立ち止まって見直すよう改めて要請	
	〃・21	国(総務省)は、東北電力(株)東通原子力発電所1号機に対する核燃料税を当面12%とすることで合意	
	〃・22	原子力委員会、富岡町で市民参加懇談会を開催	
	〃・28	九州電力(株)が玄海3号機で実施予定のプルサーマル計画について、国へ原子炉設置変更許可を申請 併せて安全協定に基づき、佐賀県及び玄海町へ事前了解願を提出	
	〃・31	県、第31回エネルギー政策検討会を開催 メリーランド大学スティーブ・フェッター教授が「再処理と直接処分の経済学」をテーマに講演	
	6・16	県・楡葉町・富岡町は、安全確保協定に基づき、福島第二・2号機に立入調査	
	7・15	県は、福島第二・2号機の原子炉格納容器漏えい率検査でマイナス値が出た問題で、検査結果の信頼性評価に関する検討会を開催	
	8・5	生活環境部長が東京電力(株)武黒常務へ福島第二・2号機の運転再開に際して、安全・安心の確保への取組みを改めて要請	
	〃・6	福島第二・2号機が運転再開	
	〃・9	関西電力(株)美浜発電所3号機(加圧水型)で、蒸気噴出事故が発生 死者5人を含む11人が死傷	
	〃・15	相馬共同火力発電新地発電所2号機で配管破損事故が発生	
	9・22	県・富岡町・楡葉町は、安全確保協定に基づき、福島第二・4号機に立入調査	
	〃・29	福島第一・2号機で原子炉再循環ポンプが自動停止したため、原子炉を手動停止	
	10・15	生活環境部長が東京電力(株)武黒常務へ福島第二・4号機の運転再開に際して、安全・安心の確保への取組みを改めて要請	
	11・1	四国電力(株)は、伊方発電所3号機でのプルサーマル計画における原子炉設置変更許可の国への申請について、愛媛県及び伊方町が了承	

年	月日	事	項
平成 16 (2004)	11・4	福島第二・4号機が運転再開	
	〃・5	原子力防災訓練の個別訓練として、緊急被ばく医療活動訓練を実施(県立大野病院等)	
	〃・8	県、第32回エネルギー政策検討会を開催 ドイツエコ研究所ミハイル・ザイラー氏が「ドイツの核燃料サイクル政策転換の理由とその後 の検証」をテーマに講演	
	〃・12	原子力防災訓練の個別訓練として、緊急時環境放射線モニタリング訓練を実施(原子力 センター等)	
	〃・19	知事、北海道東北地方知事会議で、経済産業省と原子力安全・保安院の分離の必要 性を改めて指摘	
	〃・22	青森県・六ヶ所村・日本原燃(株)は、ウラン試験の安全協定を締結	
	〃・24	職員参集訓練、現地災害対策本部運営訓練、オフサイトセンター運営訓練を重点項 目とした第14回原子力防災訓練を実施(福島第一原子力発電所周辺地域)	
	12・1	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき、福島第一・1号機に立入調査	
	〃・8	県議会議員全員協議会を開催 事業者から不正問題の再発防止対策の実施状況について説明を受ける	
	〃・22	知事、原子力委員会新計画策定会議に出席し、配管減肉問題や経済産業省と原子 力安全・保安院の分離の必要性について意見陳述	
平成 17 (2005)	2・7	福井県・敦賀市は、高速増殖原型炉もんじゅの改造工事計画について、安全協定に 基づく事前了解を表明	
	〃・14	県議会エネルギー政策協議会を開催 東京電力(株)勝俣社長、原子力安全・保安院から配管減肉問題について説明を受け、 緊張感を持った取組みを要望	
	3・31	県、第33回エネルギー政策検討会を開催 英国放射性廃棄物処分委員フレッド・バーカー氏、国際エネルギーコンサルタントの マイケル・シュナイダー氏が「核燃料サイクル政策について」をテーマに講演	
	4・19	青森県・六ヶ所村・日本原燃(株)は、MOX燃料加工工場の立地協力基本協定を締結	
	5・20	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき、福島第一・1号機に立入調査	
	〃・30	最高裁、高速増殖原型炉「もんじゅ」の設置許可を巡る上告審で許可処分を無効とし た二審判決を破棄、原告の無効確認請求を退ける判決を下した	
	6・29	知事、東京電力(株)勝俣社長へ、福島第一・1号機の運転再開に際し、高経年化対策 や風通しが良く、透明性の高い発電所運営等を要請	
	7・1	知事、中川経済産業大臣へ、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離や今後の 高経年化対策等について要請	
	〃・4	県議会エネルギー政策議員協議会を開催	
	〃・24	福島第一・1号機が運転再開	
	8・3	福島第一・6号機の可燃性ガス濃度制御系において流量制御器の換算式に不適切 な補正係数を使用していたことを公表	
	〃・8	県、第34回エネルギー政策検討会を開催(報告事項:最近の国等の動きについて 協議事項:(1)原子力政策大綱(案)について(2)今後の対応について)	

年	月日	事	項
平成 17 (2005)	8・16	宮城県沖地震が発生し、女川原子力発電所1～3号機が自動停止	
	〃・〃	原子力委員会、「原子力政策大綱（案）」について、国民の意見を聴く会を福島市内で開催	
	〃・22	福島第一・5号機で炉心スプレイ系ポンプの定例試験流量調整弁の不具合のため、原子炉を手動停止	
	〃・25	県、第35回エネルギー政策検討会を開催（協議事項：「原子力政策大綱（案）」に対する県の意見（案）について）	
	9・4	県、国際シンポジウム「核燃料サイクルを考える」を東京で開催	
	〃・7	経済産業省、九州電力㈱玄海原子力発電所3号機のプルサーマル計画に関する原子炉設置変更を許可	
	10・1	日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が統合された独立行政法人日本原子力研究開発機構が発足	
	〃・9	福島第一・2号機で原子炉再循環ポンプが自動停止し、原因調査のため、翌日原子炉を手動停止	
	〃・14	原子力委員会がまとめた原子力政策大綱について、閣議決定	
	〃・17	知事、福島第一・第二原子力発電所を視察し、東京電力㈱勝俣社長と会談 また、東京電力㈱と協力企業の社員の懇談会に出席	
	〃・19	青森県・むつ市・東京電力㈱は、使用済核燃料中間貯蔵設備の建設受入れを正式表明し、燃料の確実な搬出を盛り込んだ協定を締結	
	11・1	福島第二・2号機で残留熱除去機器冷却系海水ストレナの損傷を確認	
	〃・14	災害対策本部運営訓練、オフサイトセンター運営訓練や職員の現地参集訓練を重点	
	〃・29	県・楡葉町・富岡町は、安全確保協定に基づき、福島第二・3号機に立入調査	
	12・1	政府は、原子力事業者等に対し特定核燃料物質についての輸送に関する情報の管理等について所要の対応を求める等の核物質防護対策の強化を開始	
	〃・28	原子力安全・保安院、原子力発電所老朽化対策の評価を10年ごとに義務づけるなど、事業者が実施すべき対策の具体的内容を示した指針を作成、平成18年より適用	
平成 18 (2006)	1・16	日本原子力技術協会は、福島第一原子力発電所を対象としたピアレビューを同月27日まで実施	
	〃・27	東京電力㈱は、福島第一・3号機の高経年化技術評価等を国に提出	
	〃・31	㈱東芝、福島第一・6号機の原子炉給水流量計の試験データを改ざんしていたと発表 その後、柏崎刈羽原子力発電所でも同様の不正があった可能性が高く、原子力安全・保安院は2月10日に製造事業所を任意で立入調査	
	2・1	福島第一・6号機で、ハフニウム板型制御棒9本のシース部及びタイロット部にひび並びにシースの一部欠損を確認	
	〃・10	県議会エネルギー政策議員協議会を開催、原子炉給水流量計の試験データ改ざんについて再発防止を要望	
	〃・16	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき福島第一・3号機の高経年化対策について立入調査を実施	



年	月日	事 項
平成 18 (2006)	3・1	双葉地方電源地域政策協議会が開催され、東京電力(株)勝俣社長との意見交換を4年ぶりに実施
	〃・3	福島第一・3号機で、ハフニウム板型制御棒4本のシース部にひび、1本のシース部とタイロット部にひび及びシースの一部欠損を確認
	〃・14	福島第一・2号機で原子炉再循環ポンプが自動停止し、原因調査のため、20日間原子炉停止
	〃・16	原子力安全・保安院は、福島第一・3号機の高経年化技術等報告書を妥当とする審査結果を公表
	〃・24	金沢地裁、志賀原子力発電所2号機は耐震性に問題があるとして、住民らが北陸電力(株)に運転差止めを求めた訴訟の判決で、運転差止請求を認めた
	〃・26	佐賀県・玄海町、九州電力(株)玄海原子力発電所3号機のプルサーマル計画に正式同意、2010年までの導入を目指す
	〃・29	東京電力(株)は、福島第一・3号機、柏崎刈羽2～5号機の定期安全レビューの実施結果を公表
	〃・31	日本原燃(株)、青森県六ヶ所村の使用済核燃料再処理施設で運転(アクティブ試験)を開始
4・20		原子力安全・保安院、原子炉給水流量計試験データ改ざん問題で、東芝(株)・東京電力(株)・東北電力(株)に厳重注意
	〃・28	原子力安全委員会耐震指針検討分科会が発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改定案をとりまとめ
6・7		福島第二・1号機で、残留熱除去系の流量調節弁の破損を確認
	〃・9	原子力委員会、「原子力安全行政に係る施策に関する評価について、ご意見を聴く会」を福島市内で開催
	〃・13	県議会エネルギー政策議員協議会を開催
	〃・16	県・大熊町・双葉町は、安全確保協定に基づき福島第一・3号機の高経年化対策の取組状況等について立入調査を実施
	〃・〃	島根県、中国電力(株)島根原子力発電所2号機のプルサーマル計画について、基本的に了解すると表明
	〃・22	福島第一・5号機の可燃性ガス濃度制御系において実流量と指示計の不整合を確認 県は徹底的な調査を申入れ その後、第一・1号機、同3号機においても確認
7・7		経済産業省資源エネルギー庁、「原子力現場技術者の育成・技能継承の支援モデル事業」の採択プロジェクト・地域の決定を発表 新潟、福島地域ほか2地域が該当
8・5		福島第一・4号機で、純水補給水系にトリチウムを含む復水貯蔵タンクの水が流入し、トリチウムを管理区域外へ放出
	〃・13	県議会エネルギー政策議員協議会を開催、福島第二・3号機の原子炉再循環系配管のひびの問題について、原子力安全・保安院、事業者の説明を求めた
	〃・24	衆議院内閣委員会、福島第二原子力発電所を訪問し、テロ防止対策の状況等について視察
9・1		東京電力(株)は、地質調査の補完調査として南相馬市で双葉断層のボーリング調査を開始



年	月日	事 項
平成 18 (2006)	9・19	原子力安全委員会、「発電用原子炉施設の耐震設計審査指針」等の耐震安全性に係る安全審査指針類を改訂
	〃・20	原子力安全・保安院、原子力施設を持つ事業者に対して新指針に沿って耐震安全性を確認するように指示
	〃・21	平成 16 年8月の蒸気噴出事故以来停止中だった関西電力(株)美浜原子力発電所3号機の原子炉を試験運転のため起動
	10・13	愛媛県及び伊方町、四国電力(株)伊方原子力発電所3号機のプルサーマル計画に正式同意
	〃・18	東京電力(株)、国の原子力発電所耐震設計審査指針が改訂されたことを受け、耐震安全性評価実施計画書を原子力安全・保安院に提出
	〃・23	島根県及び松江市、中国電力(株)島根原子力発電所2号機プルサーマル計画の原子炉設置変更許可申請について了解
	〃・31	中国電力(株)が土用ダム(岡山県新庄村)測定器改ざんを公表
	11・2	日本原燃(株)、試運転中の使用済核燃料再処理工場(青森県六ヶ所村)で、プルトニウムの抽出を始めたと発表
	〃・7	日本原子力研究開発機構、新型転換炉原型炉ふげん(福井県敦賀市)を2028年までに解体・破棄する計画を原子力安全・保安院に申請
	〃・15	中国電力(株)が下関発電所の冷却用海水の取水温度改ざんを公表
	〃・21	関西電力(株)、北陸電力(株)が発電用ダムのデータ改ざん、手続き不備等を公表
	〃・24	東京電力(株)、福島第一原子力発電所内の一部の補助施設で耐震性の向上を図る強化工事を実施すると発表
	〃・30	東京電力(株)、柏崎刈羽原子力発電所1、4号機で復水出口海水温度のデータ改ざんをしていたことを公表
	〃・〃	原子力安全・保安院、水力・火力・原子力発電設備を有する一般電気事業者に対して、改ざん、手続き不備等についての点検を指示
	12・5	東京電力(株)、福島第一・1号機復水器出口海水温度データ改ざんについて公表
平成 19 (2007)	1・10	東京電力(株)は福島第一・4号機で取放水口温度のデータ改ざんについて公表
	〃・17	福島第一・2号機で、原子炉格納容器内の地絡発生に伴い原子炉を手動停止
	〃・25	県・大熊町・双葉町・楡葉町・富岡町・広野町は、福島第一・4号機の温排水データ改ざん問題で、海水温度測定の実施状況などを確認
	〃・26	原子力発電環境整備機構、高レベル放射性廃棄物最終処分地公募で高知県東洋町の応募書類を受理
	〃・31	県内原子力発電所 10 基のうち 9 基のプラントで法定検査のデータ改ざんが行われていたことなど多数の事案が判明
	2・6 ～7	通信連絡訓練、オフサイトセンター運営訓練を重点項目とした第 16 回原子力防災訓練を実施(福島第一原子力発電所周辺地域)
	〃・11	福島第一・4号機で、原子炉水位の上昇により「原子炉水位高」の警報が発生して主タービンが自動停止

年	月日	事 項
平成 19 (2007)	2・18	定期検査中の福島第二・4号機で、「主蒸気管放射能高高トリップ」警報が発信し、原子炉が自動停止
	〃・19	福島第一・5号機で18日の定例試験中、原子炉を冷却する装置の弁が閉まりきらなかったことを受け、詳細調査実施のため原子炉を停止
	〃・28	原子力発電環境整備機構、高レベル放射性廃棄物の最終処分に必要な文献調査を高知県東洋町で実施するのに必要な事業の許可を資源エネルギー庁に申請
	3・15	北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機で平成11年、定期検査中に89本ある制御棒のうちの3本が誤って抜け、約15分間も臨界状態が続く事故を国に報告していなかったことが判明
	〃・20	福島第二・3号機で平成5年6月の定期検査中、制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明
	〃・22	福島第一・3、5、2号機で昭和53、54、55年に制御棒が抜けるトラブルが発生していたことが判明 3号機の事象については、臨界状態となっていたと推定されるが、運転日誌を改ざんして隠ぺいしていた
	〃・25	能登半島沖地震発生、北陸電力(株)志賀原子力発電所1、2号機は停止中だったが、想定を超える揺れを観測
	〃・28	資源エネルギー庁、高レベル放射性廃棄物の最終処分に必要な文献調査を高知県東洋町で実施する計画を認可
	〃・30	福島第一・2号機で昭和59年の原子炉自動停止のトラブルを隠ぺいしていたことなどが判明
	〃・〃	各電力会社から原子力安全・保安院へ点検結果を報告
	4・5	原子力発電関係団体協議会、データ改ざん問題について根本的な原因究明と再発防止対策の実施を求める要請書を原子力安全・保安院などに提出
	〃・〃	高知県東洋町長、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の候補地選定調査に向けた文献調査に応募したことについて、住民の意思を問うため辞職
	〃・6	福島第二・4号機で、昭和63年に制御棒駆動機構の使用前検査を未受検で取り替え、同一型番のものをメーカーに製造させるなどの不正を重ねていたことが判明
	〃・〃	東京電力(株)は、再発防止対策のアクションプログラムを公表
	〃・20	原子力安全・保安院、発電施設の総点検結果報告、行政処分を公表
	〃・22	高知県東洋町長選で高レベル放射性廃棄物処分場候補地選定調査文献調査応募に反対する候補者が当選 高知県東洋町の新町長は文献調査応募を取下げ
	〃・23 ～24	県、立地町とともにデータ改ざん問題を受け、安全確保協定に基づく立入調査を実施
	6・8	福島第二・2号機において、圧力抑制室内壁の塗装除去を実施していたところ内壁の一部を損傷
	〃・11	県、立地町は4月に実施した立入調査結果を公表、東京電力(株)に不正問題再発防止や組織風土改善の取り組み等の一層の強化を要請
	〃・12	知事、国の施策に対する提言・要望活動を実施
〃・15	双葉町議会、福島第一原子力発電所7、8号機の増設凍結決議解除を可決	

年	月日	事	項
平成 19 (2007)	6・25	福島第一・1号機において、非常用ディーゼル発電機定例試験を実施したところ、当該発電機と電源盤から発煙が確認された 原因は遮断器の組み立てミス	
	7・4	福島県警、福島海上保安部、東京電力(株)が合同で原子力発電所テロ対策総合訓練を実施	
	〃・4 ～6	原子力基盤機構の防災専門官広域支援現地訓練、県原子力災害対策センターで実施	
	〃・12	原子力発電所や核燃料サイクル施設での事業許可などについて、旧科学技術庁や原子力安全・保安院に対して住民が行った異議申し立て計25件が、最長で26年間処理されずに放置されていたことが判明	
	〃・16	新潟県中越沖地震発生、東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所で稼働中の原子炉が自動停止	
	〃・19	福島県、東京電力(株)に対して耐震安全性の確保・向上の取り組みなどを要請	
	〃・24	原子力発電関係団体協議会、速やかな新潟県中越沖地震の解析と新耐震指針の妥当性の検討などについて国に要請	
	〃・26	福島県と原子力発電所立地4町は合同で国等に対して耐震安全性の確保などを要請	
	〃・27	福島県と原子力発電所立地4町は合同で東京電力(株)に対して耐震安全性の確保などを要請	
	〃・〃	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、原子力安全・保安院及び東京電力(株)が原子力発電所の耐震安全性に係る取組状況を説明	
	9・11	県は、県議会、県市長会、県町村会、県市議会議長会、県町村議会議長会との地方6団体共同で、国や各政党に対して耐震安全性評価第三者委員会の設置などを要請	
	〃・21	立地4町で構成する県原子力発電所所在町協議会が、原子力安全・保安院に対して検査制度の見直しについて安全最優先で検討することなどを要望	
	10・11	県議会で核燃料税の暫定税率を引き上げる条例が可決	
	〃・22 ～23	通信連絡訓練やオフサイトセンター運営訓練、環境放射線モニタリング訓練、緊急被ばく医療活動訓練などを重点項目とした第17回原子力防災訓練を実施(福島第二原子力発電所周辺地域)	
	〃・26	静岡地裁、東海地震で浜岡原子力発電所が大きな被害を受け、住民が被ばくする危険があるとして、住民らが中部電力(株)に運転差し止めを求めた訴訟の判決で、請求を棄却	
	11・14	原子力発電関係団体協議会、原子力発電所の耐震安全性強化や定期検査間隔延長に対する慎重対応などについて国に要請	
	〃・26	新潟・福島・山形三県知事会議は、新たな耐震設計審査指針等の抜本的な強化や、原子力安全・保安院の分離独立などについて国に要望	
	〃・27	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は、県及び立地4町から要請された7項目に対する現在の取組状況及び追加の地質調査の実施計画について説明	
	12・17	核燃料税の更新について、総務大臣が同意	

年	月日	事 項
平成 19 (2007)	12・19	北海道東北地方知事会、北関東磐越五県知事会議は、原子力発電と原子力行政の信頼回復について国に要望
	〃・20	原子力安全委員会（鈴木篤之委員長）は、委員会内に原子力発電所の耐震性を評価する第三者組織「耐震安全性評価特別委員会」を新設
	〃・27	原子力安全委員会は、発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する指針を改訂
平成 20 (2008)	1・16	双葉地方電源地域政策協議会が開催され、地元首長・議長が東京電力(株)勝俣社長と意見交換
	〃・30	関西電力(株)が、高浜3、4号機においてプルサーマル計画の準備作業再開の意向を表明
	2・7	県・大熊町・双葉町は、福島第一・5号機の高経年化対策の取組状況について、県原子力行政連絡調整会議専門委員とともに立入調査を実施
	〃・14	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)が、地質調査の実施状況、柏崎刈羽4号機原子炉再循環系配管ひびの調査結果等について説明
	〃・27	東京電力(株)は、福島県原子力発電所所在町情報会議において「再発防止対策の実施状況について」と題して福島県及び立地4町から要請された7項目の実施状況について報告
	〃・29	静岡県知事は、浜岡4号機のプルサーマル計画について了承
	3・26	東京電力(株)が、福島県温排水調査管理委員会で、取放水温度差の管理方針等を説明
	〃・31	東京電力(株)が、福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施(地質調査の結果、基準地震動の策定、代表プラント(福島第一・5号機、福島第二・4号機)の主要な設備の耐震安全性評価)
	4・4	東京電力(株)が、平成19年5月21日に提出した行動計画に基づく再発防止対策の実施状況及び効果の検証結果を公表
	〃・15	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)が、耐震安全性再評価の中間報告について説明
	〃・23	経済産業大臣、大間原子力発電所設置を許可
	5・9	原子力発電所所在町協議会会長(遠藤富岡町長)他が来庁し、県議会及び県に対して、健全性評価制度の議論の早期再開を要望
	〃・13	双葉地方電源地域政策協議会が開催され、原子力安全・保安院より検査制度の充実について、東京電力(株)より福島第一・第二原子力発電所における耐震安全性評価の中間報告について説明
	〃・22	東京電力(株)は、柏崎刈羽原子力発電所敷地周辺における地質調査結果の中間報告とこれまで実施してきた新潟県中越沖地震時に取得された地震観測データの分析結果を踏まえた同発電所の基準地震動を策定し、国に報告するとともに公表
	〃・25	定期検査中の福島第一・5号機において、起動操作における検査を実施中、高圧注水系の作動試験を実施したところ、停止したことなどから、原子炉を停止
〃・26	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)が、県と立地町が要請した7項目に関する平成19年度の取組状況及び今後の予定について説明 また、耐震安全性再評価について、前回の会議において出された質問に対する回答等の説明	



年	月日	事 項
平成 20 (2008)	5・27	原子力発電関係団体協議会において、検査制度の見直しや健全性評価制度に関して、安全性の向上・確保を図ることや、国民の十分な理解を得ることなどについて要望
	〃・〃	経済産業大臣が、電源開発(株)に対して大間原子力発電所の工事計画を認可
	6・3	県議会は代表者会議を開き、耐震安全性の確保と健全性評価制度について議論開始を決定
	〃・〃	福島第一原子力発電所放射線管理区域内での作業において、(株)東芝の下請け会社の作業員が年齢を詐称し、従事していたことが判明
	〃・4	県は、東京電力(株)に対し、従業員の年齢詐称についての事実解明の調査、自社及び他協力企業での同事例の有無、再発防止対策の検討及びその結果の報告を要請
	〃・5	国が原子力事業者等に対して、従業者の管理を徹底するように求めるとともに、身分確認の仕組み及びその確認結果並びに同様の事案の有無について、報告を指示
	〃・〃	東京電力(株)は、従業者の身分を再確認し、身分確認方法の対策を講じる旨公表
	〃・〃	東京電力(株)が、福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、県及び立地町から要請された7項目の平成19年度の取組状況と今後の予定を説明
	〃・18	東京電力(株)が、国・県に対して放射線管理区域内における従業者管理の徹底に関する指示文書について報告
	〃・20	県議会エネルギー政策議員協議会開催 健全性評価制度及び耐震安全性評価について、原子力安全・保安院及び東京電力(株)から説明を聴く
	7・18	県議会エネルギー政策議員協議会は、健全性評価制度に関する考え方をとりまとめ
	〃・25	県は、平成20年6月に出された「保全プログラムを基礎とする検査の導入について」のパブリックコメントに対して、15項目の意見を提出
	〃・30	県・大熊町・双葉町は、福島第一・5号機の高経年化対策に関する確認結果をとりまとめ、事業者に通知
	8・4	東京電力(株)は、原子力安全・保安部会の耐震設計小委員会地震・津波、地質地盤合同WGにおいて、平成20年3月の中間報告に示した双葉断層の評価を修正
	〃・26	県は、原子力安全・保安院よりパブリックコメントに対する回答が公表されたのを受けて、原子力安全・保安院原子力発電検査課長あてに要請書を提出
	〃・〃	県議会は各派交渉会を開催し、健全性評価制度について県議会としての見解をとりまとめ
	〃・27	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は柏崎刈羽3号機原子炉再循環系配管ひびの調査状況及び超音波探傷検査などについて説明
	〃・29	新検査制度について改正省令公布 平成21年1月1日に改正規則が施行、平成21年4月以降に行われる定期検査から適用
	9・5	県議会議長及び副議長が、健全性評価制度に関する県議会としての見解を知事に伝達
	〃・〃	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は、地質調査結果について説明
10・21 ～22	第18回県原子力防災訓練を国の原子力総合防災訓練と併せて実施	
〃・31	東京電力(株)は、改正省令に基づく福島第一・第二及び柏崎刈羽に係る原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請	



年	月日	事 項
平成 20 (2008)	11・6	東北電力(株)は女川3号機におけるプルサーマル計画について、宮城県及び女川町・石巻市に安全確保協定に基づく事前協議を申入れ、国に対して原子炉設置変更許可を申請
	〃・7	定期検査で停止中の福島第二・3号機において、制御棒の動作試験を行っていたところ、操作していた制御棒とは別の制御棒が規定の全挿入位置を越えて挿入(過挿入)
	〃・10	福島県原子力発電所所在町協議会は臨時総会を開催し、プルサーマル計画について検討していくことを決定
	〃・14	原子力発電関係団体協議会において、新検査制度及び耐震安全性確保について、情報公開の徹底と国民の理解促進などについて要望
	〃・26	定期検査で停止中の福島第一・1号機において、制御棒駆動水圧系の弁からの水のにじみを確認
	12・12	経済産業省は、改正省令に基づく福島第一・第二及び柏崎刈羽に係る保安規定の変更を認可
	〃・22	中部電力(株)が浜岡1、2号機を廃炉にし、6号機を新設する計画を決定 計画について御前崎市に申入れ、県へ報告
平成 21 (2009)	1・9	東京電力(株)は、福島第一・6号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請
	〃・30	中部電力(株)が浜岡1、2号機の運転を終了
	2・4	県と立地町は、新検査制度における保全活動と経年劣化対策に対する取組状況の確認のため、安全確保協定に基づく立入調査を実施
	〃・9	福島県原子力発電所所在町協議会が、県議会及び県に対して、プルサーマル計画議論の再開を要請
	〃・13	原子力安全・保安院が柏崎刈羽原子力発電所7号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表
	〃・17	日本原子力発電(株)は、敦賀発電所1号機の40年目の高経年化技術評価を実施し、長期保守管理方針の策定に係る保安規定の変更認可を申請
	〃・18	原子力安全委員会が柏崎刈羽原子力発電所7号機の安全機能は地震により損なわれることはなかったとの見解を公表
	〃・23	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において、東京電力(株)は、双葉断層の評価結果について説明
	〃・25	起動操作中の福島第一・1号機で、タービンバイパス弁が全閉し原子炉圧力が上昇したため手動停止
	3・5	北海道知事と地元4町村長が泊発電所3号機のプルサーマル計画を了承
	〃・26	定期検査で停止中の福島第一・3号機において、制御棒の制御装置の復旧作業を行っていたところ、1本の制御棒が規定の全挿入位置を越えて挿入(過挿入)
	4・3	東京電力(株)が、福島第二原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施(福島第二・1～3号機の主要な設備の耐震安全性評価)
	〃・6	定期検査で停止中の福島第一・3号機において、制御棒の制御装置の復旧作業を行っていたところ、3月26日に過挿入した制御棒と同一の制御棒が規定の全挿入位置を越えて挿入(過挿入)

年	月日	事 項
平成 21 (2009)	5・8	新潟県・柏崎市・刈羽村が柏崎刈羽原子力発電所7号機の運転再開を了承
	〃・9	柏崎刈羽原子力発電所7号機原子炉起動
	〃・28	原子力発電関係団体協議会が、新検査制度や耐震安全性確保における国の責任ある対応や国民の理解促進などについて要望
	6・1	中部電力㈱が浜岡原子力発電所1、2号機の廃止措置計画の認可を申請
	〃・5	福島県原子力発電所安全確保連絡会議において、東京電力㈱が、県と立地町が要請した7項目に関する平成20年度の取組状況及び今後の予定について説明
	〃・〃	双葉地方電源地域政策協議会で、原子力安全・保安院が新検査制度について説明
	〃・12	電気事業連合会が、平成21年度のプルトニウム利用計画及びプルサーマル計画の見直しを公表
	〃・19	東京電力㈱が、福島第一原子力発電所の耐震安全性再評価について中間報告を実施(福島第一・1～4、6号機の主要な設備の耐震安全性評価) 併せて県及び県議会に対してプルサーマル計画の議論再開を要望
	〃・29	原子力安全・保安院が柏崎刈羽原子力発電所6号機の起動に安全上問題なしとの判断結果を公表
	7・2	原子力安全委員会が柏崎刈羽原子力発電所6号機の安全機能は地震により損なわれることはなかったとの見解を公表
	〃・6	県議会代表者会議において、県議会としてプルサーマル計画を含む原子力行政に関する議論を再開することを決定
	〃・9	県、立地町は2月に実施した立入調査結果を公表、日常保守活動の充実強化や安全確保等を要請
	〃・〃	原子力安全・保安院は、福島第一・6号機の高経年化技術評価について妥当であるとの審査結果を公表し、長期保守管理方針の策定に係る保安規定の変更を認可
	〃・17	県議会エネルギー政策議員協議会開催 平成14年に採択した意見書について、その後の状況を振り返った上で、取扱いを協議することとされた
	〃・21	県、第36回エネルギー政策検討会を開催、検討テーマや今後の進め方について検討
	〃・〃	原子力安全・保安院は、東京電力㈱が平成20年3月31日に報告した福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性再評価の中間報告について、評価は妥当であると判断
	〃・22	福島県原子力発電所安全確保技術連絡会において東京電力㈱及び原子力安全・保安院が福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性再評価の中間報告について説明
	8・4	県、平成21年度第1回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催
	〃・11	駿河湾を震源とする地震の発生により、中部電力㈱浜岡原子力発電所で運転中の4、5号機が自動停止
	〃・25	新潟県・柏崎市・刈羽村が柏崎刈羽原子力発電所6号機の運転再開を了承
〃・26	柏崎刈羽原子力発電所6号機原子炉起動	
〃・31	平成21年度第2回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 「原子力発電の位置付け」及び「核燃料サイクルの動向」について国(経済産業省資源エネルギー庁、内閣府原子力担当)からの説明	

年	月日	事 項
平成 21 (2009)	8・31	日本原燃(株)が再処理施設の竣工時期を「平成21年8月」から「平成22年10月」に変更するとともに、再処理施設の使用計画等の変更を公表
	9・2	電気事業連合会が、平成21年度のプルトニウム利用計画の再度見直しを公表
	〃・3	原子力安全・保安院は、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機の40年超運転に係る保安規定(長期保守管理方針)の変更を認可
	〃・18	県議会エネルギー政策議員協議会開催 平成14年に議決した意見書に関する協議が行われた
	10・15	運転中の福島第二・4号機において、原子炉再循環ポンプの自動停止による出力低下
	〃・16	平成21年度第3回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 プルサーマルを含む核燃料サイクルについての有識者(京都大学原子炉実験所教授山名元氏、特定営利活動法人原子力資料情報室共同代表 伴英幸氏)の講演
	〃・30	平成21年度第4回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 国の安全規制体制と事業者の不正問題再発防止に係る取組みについて国(原子力安全・保安院、原子力安全委員会)と事業者(東京電力(株))からの説明
	11・5	九州電力(株)玄海原子力発電所3号機でプルサーマル運転を開始
	11・18	原子力安全・保安院は、浜岡原子力発電所1、2号機について、商業用発電炉である軽水型原子炉施設の廃止措置としては初めてとなる計画を認可
	〃・25	平成 21 年度第5回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 『中間とりまとめ』における「原子力発電の位置付けについて」及び「核燃料サイクルについて」について、これまでの検証内容を整理
	〃・26	県議会エネルギー政策議員協議会開催 プルサーマル計画について、国(資源エネルギー庁)からの説明
	12・1	第 37 回福島県エネルギー政策検討会を開催 『中間とりまとめ』における「原子力発電の位置付けについて」及び「核燃料サイクルについて」について、幹事会におけるこれまでの検証内容を報告
	〃・2	玄海原子力発電所3号機、プルサーマル営業運転を開始
	〃・18	県議会エネルギー政策議員協議会開催 平成 14 年 10 月に議決した「原子力発電所における信頼の回復に関する意見書」の取扱いについてとりまとめ
	〃・21	県議会議長がエネルギー政策議員協議会の協議結果を踏まえ、「プルサーマルを含む原子力政策については、知事が国等の取り組みを検証し判断すべき」等とする平成 14 年に県議会が採択した意見書に関する見解を知事に伝達
	〃・〃	県議会議が「原子力発電所における国の安全規制機関に関する意見書」を議決
	〃・22	第 19 回県原子力防災訓練を国民保護共同訓練と併せて実施
平成 22 (2010)	1・21	平成 21 年度第6回福島県エネルギー政策検討会幹事会を開催 「核燃料サイクルについて」について資源エネルギー庁から、「原子力発電所の安全確保について」について東京電力から説明

年	月日	事 項
平成 22 (2010)	2・1	第 38 回福島県エネルギー政策検討会を開催 核燃料サイクルの今後の見通し及び原子力発電所の現場での安全確保について幹事会の検証内容を報告並びに玄海3号機の現地調査結果及び福島第一・3号機でのプルサーマル実施申し入れについて報告
	2・2	東京電力(株)は福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における排水管誤接続に係る調査結果を原子力安全・保安院に報告、原子力安全・保安院は厳重注意するとともに根本原因究明を指示
	〃・10	第 39 回福島県エネルギー政策検討会を開催 「原子力発電の位置付けと核燃料サイクル」「国の安全規制体制と事業者の取組み等」の検証結果、福島第一・3号機の耐震安全性、高経年化対策、MOX燃料の現状について報告
	〃・18	宮城県及び地元市町が、女川原子力発電所3号機のプルサーマル計画を事前了解
	〃・25	東京電力(株)は福島第一・1号機の高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業省に申請
	〃・〃	中国電力(株)が、島根原子力発電所機器点検計画に係る保守管理の不備について公表
	〃・〃	四国電力(株)伊方発電所3号機、プルサーマル発電の営業運転を開始
	4・28	福井県知事及び敦賀市長が、高速増殖原型炉「もんじゅ」の性能試験再開を了承
	5・6	「もんじゅ」、14年5ヵ月ぶりに運転再開
	6・2	運転中の福島第二・1号機において、原子炉隔離時冷却系の蒸気止め弁（蒸気管内側隔離弁）の不具合に伴い原子炉を手動停止
	〃・3	東京電力(株)が県に対し、福島第一原子力発電所及び福島第一原子力発電所原子炉設置変更許可申請に係る事前了解願（福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画、福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置計画）提出
	〃・9	第1回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会を開催 東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画、東京電力(株)福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置計画について審議
	〃・11	原子力安全・保安院は、中国電力(株)島根原子力発電所の保守管理の不備で処分発表
	〃・14	原子力安全・保安院は、平成 21 年度の原子力発電所における保安活動の総合評価（試行）実施結果を発表。福島第一原子力発電所1, 3, 5号機、福島第二原子力発電所全号機（1～4号機）は、「特に重要な課題が見いだされた」との評価
	〃・17	東京電力(株)福島第一原子力発電所 2 号機が所内電源切替え用補助リレーの誤動作により原子炉自動停止。電源系統の故障のため、原子炉等規制法等の事故・故障に該当しないが、原子力安全・保安院は、7月6日、他の事業者に注意喚起
	〃・22	第 2 回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会を開催 東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画及び同福島第二原子力発電所使用済樹脂等の処理設備の設置計画についての補足説明、安全対策部会協議結果（案）の取りまとめについて審議
	〃・28	東京電力(株)福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画及び福島第二原子力発電所使用済樹脂等処理設備の設置計画に関する協議結果を取りまとめ



年	月日	事	項
平成 22 (2010)	8・3	県・立地町は、東京電力㈱に対し、東京電力㈱福島第一原子力発電所機器保全管理建屋の設置計画及び福島第二原子力発電所使用済樹脂等処理設備の設置計画について事前了解する旨を通知	
	9・9	福島県知事が、経済産業省政務三役会議における原子力安全確保のあり方に関する検討に出席し、原子力推進担当機関と規制機関の明確な分離の必要性等を指摘	
	〃・27	9月2日に福島第一原子力発電所5号機で発生した原子炉隔離時冷却系のタービンの制御系信号ケーブルが外されていたため自動停止した件について、原子力安全・保安院が保安規定違反として厳重注意するとともに根本原因究明を指示	
	11・2	県は、東京電力㈱に、信頼を損ないかねないミスが相次いでいるとして厳重注意 運転中の福島第一・5号機において、原子炉給水系の不具合に伴い原子炉が自動停止	

(注) 事故・トラブル等については、電気事業法及び原子炉等規制法に基づき国に報告された事象を掲載した。

《福島第一原子力発電所3号機におけるプルサーマル実施関連》

年	月日	事	項
平成 21 (2009)	12・25	東京電力㈱社長が、プルサーマル計画について県議会議長を訪問	
平成 22 (2010)	1・20	東京電力㈱が、福島県にプルサーマル発電の実施について検討を要請	
	2・4	東京電力㈱が、福島第一・3号機に長期保管されていたMOX燃料の健全性を自主的に調査を開始することを、県に報告	
	〃・16	知事が、①3号機の耐震安全性の確認、②同号機の高経年化対策の確認、③搬入後10年を経過したMOX燃料の健全性の確認の3条件が全て満たされることを必要不可欠な条件として、3号機のプルサーマル実施を受け入れる考えを表明	
	3・29	知事が経済産業大臣に、技術的3条件確認の取組みを申入れ	
	4・5	東京電力㈱社長が、プルサーマル計画受入れの技術的3条件の確認等について東京電力㈱の取組方針を説明するため、知事及び県議会議長を訪問 知事からは、経済産業大臣へと同様に申入れ	
	5・21	東京電力㈱が、福島第一・3号機に長期保管されていたMOX燃料の健全性調査結果について、国、県に報告	
	〃・26	東京電力㈱が、技術的3条件について取りまとめ、県に報告	
	〃・31	第1回県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催 東京電力㈱が、技術的3条件について説明	
	6・10	国と県、立地町は、長期保管MOX燃料を確認するため、立入調査を実施	
	〃・19	福島第一・3号機が定期検査を開始	
	〃・24	原子力安全・保安院が、長期保管されていたMOX燃料の健全性確認のための立入検査の実施結果について、原子力安全委員会へ報告	



年	月日	事	項
平成 22 (2010)	7・7	第2回県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催	
		長期保管MOX燃料の健全性及び耐震安全性対策について検討	
	〃・12	第3回県原子力発電所安全確保技術連絡会を開催	
		耐震安全性対策及び高経年化対策について検討	
	〃・13	県と立地町は、耐震安全性対策及び高経年化対策の実施状況を確認するため、立入調査を実施	
	〃・〃	県原子力発電所安全確保技術連絡会が、東京電力(株)によるプルサーマル実施での「技術的3条件」確認結果について、これまでの審議の範囲内においては特に問題点は確認されなかったとの中間報告をとりまとめ、公表	
	〃・26	原子力安全・保安院が、福島第一・3号機のプルサーマル実施での「技術的3条件」について評価結果を発表	
	〃・27	県議会代表者会議を開催	
	8・4	県原子力発電所安全確保技術連絡会が、国、東京電力(株)による技術的3条件に係る確認結果については、特に問題点は確認されず、国、東京電力(株)は適切に対応したものと判断するとの最終報告をとりまとめ、知事に報告	
	〃・6	知事が、福島第一・3号機におけるプルサーマルの実施を最終的に受け入れることを表明	
	〃・9	東京電力(株)が、取替燃料の一部にMOX燃料を採用することについて、国に保全計画の変更を届出	
	〃・〃	県が国に対し、東京電力(株)が安全確保、信頼性向上の取組みを強化するよう指導すべき旨要請	
	〃・10	知事が経済産業大臣に、「原子力安全・保安院を経済産業省から分離するなど客観性と信頼性を高めた安全規制体制の確立」、「使用済MOX燃料の県外への確実な搬出」、「核燃料サイクルの着実な推進」を改めて強く要請	
	〃・12	県議会代表者会議及びエネルギー政策議員協議会理事会を開催	
	〃・16	福島第一・3号機、取替新燃料の装荷開始	
	〃・17	県原子力発電所安全確保技術連絡会安全対策部会の下に、県、立地町職員を構成員とする福島第一・3号機のプルサーマル実施に関する安全確認のためのプロジェクトチームを設置	
	〃・20	第1回プロジェクトチーム会議を開催 東京電力(株)福島第一原子力発電所3号機におけるMOX燃料装荷及び装荷後の運転に係るスケジュール、MOX燃料使用での安全監視状況の情報提供(案)について検討	
	〃・21	プロジェクトチームが、現地確認(第1回目) MOX燃料の装荷に立会い、所定の手順で行われたことを確認	
	〃・30	県議会エネルギー政策議員協議会を開催 県のプルサーマル実施受入れに関する報告について検討、「プルサーマル実施受入れに関する県の最終判断を尊重する」との意見を取りまとめ	

年	月日	事	項
平成 22 (2010)	9・3	プロジェクトチームが、現地確認（第2回目） 国の立会いの下実施された制御棒駆動水圧系機能検査の状況を確認、正常に動作することを確認	
	9・10	第2回プロジェクトチーム会議を開催 定期事業者検査実施状況について、これまでのところ問題がないことを確認し、9月17日、東京電力(株)に対して県の確認結果を通知、また、MOX燃料使用に伴いプロジェクトチームが情報提供を受ける安全監視項目等について決定	
	〃・17	プロジェクトチームが、現地確認（第3回目） 福島第一・3号機の原子炉起動操作状況について確認を行うが、非常用炉心冷却の表示灯に不具合が発生し、起動作業中断。起動操作は、翌日に延期	
	〃・18	福島第一・3号機が、原子炉を起動 プロジェクトチームは、9月17日から原子炉起動準備作業の最終確認を行うとともに、9月18日に原子炉が臨界に達したことを確認	
	〃・23	福島第一・3号機が、プルサーマル発電を開始	
	〃・30	福島第一・3号機が、定格熱出力一定運転を開始	
	10・7	プロジェクトチームが、現地確認（第4回目） MOX燃料使用に伴う安全監視情報の測定・監視状況及び起動後に実施する高圧注水系機能検査実施状況を確認	
	〃・26	福島第一・3号機が、プルサーマル発電の営業運転を開始	
	〃・27	第3回プロジェクトチーム会議を開催 3号機の定期検査の実施結果等について、原子力安全・保安院より説明を受けるとともに、これまでにプロジェクトチームが提供を受けた安全監視情報等の測定結果、原子炉起動時のトラブルの原因と対策について確認	

## 原子力関係機関一覧

### 政府の原子力関係機関

	住 所	電 話 番 号	ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス
文 部 科 学 省	〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	www.mext.go.jp/
経 済 産 業 省	〒 100-8901 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511	www.meti.go.jp/
原子力安全・保安院	〒 100-8986 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511	www.nisa.meti.go.jp/
福島第一原子力 保安検査官事務所	〒 979-1308 福島県双葉郡大熊町下野上字大野 476-3 福島県原子力災害対策センター1階	0240-31-0370	www.nisa.meti.go.jp/nisa/ genshiryoku/fukushima1.html
福島第二原子力 保安検査官事務所	〒 979-1308 福島県双葉郡大熊町下野上字大野 476-3 福島県原子力災害対策センター1階	0240-31-0380	www.nisa.meti.go.jp/nisa/ genshiryoku/fukushima2.html
東北経済産業局	〒 980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1	022-263-1111	www.tohoku.meti.go.jp/
原子力委員会	〒 100-8970 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館 7階	03-3581-0265	www.aec.go.jp/
原子力安全委員会	〒 100-8970 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館 6階	03-3581-9919	www.nsc.go.jp/
独立行政法人原子力安全 基 盤 機 構	〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 3-17-1 TOKYUREIT 虎ノ門ビル	03-4511-1111	www.jnes.go.jp/
独立行政法人日本原子力 研 究 開 発 機 構	〒 319-1184 茨城県耶珂郡東海村村松 4-49	029-282-1122	www.jaea.go.jp/
独立行政法人放射線医学 総 合 研 究 所	〒 263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-251-2111	www.nirs.go.jp/

### 原子力関係団体

	住 所	電 話 番 号	ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス
社団法人日本原子力 産 業 協 会	〒 105-8605 東京都港区新橋 2-1-3 ヒューリック新橋ビル5F	03-6812-7100	www.jaif.or.jp/
財団法人日本原子力 文 化 振 興 財 団	〒 108-0023 東京都港区芝浦 2-3-31 第2高取ビル5階	03-6891-1571	www.jaero.or.jp/
財団法人電力中央研究所	〒 100-8126 東京都千代田区大手町 1-6-1	03-3201-6601	criepi.denken.or.jp/
財団法人日本分析 セ ン タ ー	〒 263-0002 千葉県千葉市稲毛区山王町 295-3	043-423-5325	www.jcac.or.jp/index2.html
財団法人海洋生物環境 研 究 所	〒 162-0801 東京都新宿区山吹町 347 番地 藤和江戸川橋ビル7階	03-5225-1161	www.kaiseiken.or.jp/
財団法人原子力安全技術 セ ン タ ー	〒 112-8604 東京都文京区白山 5-1-3-101 東京富山会館ビル 4階	03-3814-7600	www.nustec.or.jp/

## 県の原子力関係機関

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
原子力安全対策課	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7254	<a href="http://www.pref.fukushima.jp/nuclear/">www.pref.fukushima.jp/nuclear/</a>
原子力センター	〒979-1308 福島県双葉郡大熊町下野上字大野199	0240-32-2230	<a href="http://www.atom-moc.pref.fukushima.jp/">www.atom-moc.pref.fukushima.jp/</a>
原子力センター福島支所	〒960-8560 福島県福島市方木田字水戸内16-6	024-544-2030	<a href="http://www/atom-moc.pref.fukushima.jp/branch.html">www/atom-moc.pref.fukushima.jp/branch.html</a>
エネルギー課	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7116	<a href="http://www.pref.fukushima.jp/chiiki-shin/">www.pref.fukushima.jp/chiiki-shin/</a>
原子力等立地地域振興事務所	〒979-1111 福島県双葉郡富岡町小浜553-2	0240-22-6774	
水産課	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号	024-521-7376	<a href="http://www.pref.fukushima.jp/suisan/fish-index.htm">www.pref.fukushima.jp/suisan/fish-index.htm</a>

## 県内の原子力関係市町村

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
楡葉町	〒979-0696 福島県双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5-6	0240-25-2111	<a href="http://www.naraha.net/">www.naraha.net/</a>
富岡町	〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	0240-22-2111	<a href="http://www.tomioka-town.org/">www.tomioka-town.org/</a>
大熊町	〒979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634	0240-32-2111	<a href="http://www.town.okuma.fukushima.jp/">www.town.okuma.fukushima.jp/</a>
双葉町	〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28	0240-33-2111	<a href="http://www.town.futaba.fukushima.jp/">www.town.futaba.fukushima.jp/</a>
浪江町	〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2	0240-34-2111	<a href="http://www.town.namie.fukushima.jp/">www.town.namie.fukushima.jp/</a>
南相馬市	〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町2丁目27	0244-22-2111	<a href="http://www.city.minamisoma.lg.jp/">www.city.minamisoma.lg.jp/</a>
広野町	〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35	0240-27-2111	<a href="http://www.town.hirono.fukushima.jp/">www.town.hirono.fukushima.jp/</a>
川内村	〒979-1292 福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24	0240-38-2112	<a href="http://www.kawauchimura.jp/">www.kawauchimura.jp/</a>
葛尾村	〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16	0240-29-2111	<a href="http://www.katsurao.org/">www.katsurao.org/</a>
いわき市	〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21	0246-22-1111	<a href="http://www.city.iwaki.fukushima.jp/">www.city.iwaki.fukushima.jp/</a>
田村市	〒963-4393 福島県田村市船引町船引字馬場川原20	0247-81-2111	<a href="http://www.city.tamura.lg.jp/">www.city.tamura.lg.jp/</a>
二本松市	〒964-8601 福島県二本松市金色403-1	0243-23-1111	<a href="http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/">www.city.nihonmatsu.lg.jp/</a>
川俣町	〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田30	024-566-2111	<a href="http://www.town.kawamata.fukushima.jp/">www.town.kawamata.fukushima.jp/</a>
飯舘村	〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580-1	0244-42-1611	<a href="http://www.vill.iitate.fukushima.jp/">www.vill.iitate.fukushima.jp/</a>

## 県内の原子力関係団体

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
財団法人福島県原子力広報協会	〒979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野 199	0240-32-3734	www.atom-fukushima.or.jp/

## 事業者

	住 所	電話番号	ホームページアドレス
東京電力株式会社	〒100-8560 東京都千代田区内幸町 1-1-3	03-4216-1111	www.tepco.co.jp/
東京電力(株)福島第一原子力発電所	〒979-1301 福島県双葉郡大熊町夫沢字北原 22	0240-32-2101	www.tepco.co.jp/nu/f1-np/index-j.html
東京電力(株)福島第二原子力発電所	〒979-0695 福島県双葉郡楢葉町波倉字小浜作 12	0240-25-4111	www.tepco.co.jp/nu/f2-np/index-j.html
東北電力株式会社	〒980-8550 宮城県仙台市青葉区本町 1-7-1	022-225-2111	www.tohoku-epco.co.jp/
電気事業連合会	〒100-8118 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 18階	03-5221-1440	www.fepc.or.jp/



発行 平成22年12月

**福島県生活環境部原子力安全対策課**

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

電話(024)521-7254、7255(直通)

※この冊子は再生紙を使用しております